

**国民が便利と安心を実感できる
IT を活用した行政サービスの早期実現に向けて**

— 「結婚・妊娠・出産・育児」を先行テーマとして —

2009 年 3 月

**IT 新改革戦略 評価専門調査会
特別テーマ評価検討委員会**

目 次

1. 本委員会の目的と活動方針	1
2. 現状の問題点	6
3. 目指すべき方向	9
4. IT戦略本部への提言(2008年12月)	13
5. 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する不便・不安の軽減	16
5.1 児童手当をケーススタディとした手続きの省略・簡素化の検討	16
5.2 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する不便・不安の軽減の検討	27
5.3 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する主な手続きに要するコスト試算	33
6. 今後の取り組みについて	35
● 参考資料	38
参考資料1 特別テーマ評価検討委員会構成員名簿	39
参考資料2 特別テーマ評価検討委員会の活動状況	40
参考資料3 グループインタビュー及びヒアリング結果の総括	42
参考資料4 子育て当事者ウェブアンケート調査結果	45
参考資料5 子育て関係サービス従業者ウェブアンケート調査結果	68
参考資料6 主な関連手続きの詳細フロー(例)(市川市の場合)	73
参考資料7 児童手当に関するデータ	78
参考資料8 児童手当の現況届に関する自治体の取り扱い状況の例	79
参考資料9 主な関連手続きのコスト試算	80
参考資料10 関連府省への質問と回答	83
参考資料11 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する主な手続きの省略・簡素化の検討	99

1. 本委員会の目的と活動方針

(1) 取り組みの背景

- ・ IT 新改革戦略では、IT の構造改革力を生かして、国民の利便性向上と行政のスリム化を目指すことが謳われているが、その実現に向けて現状は以下のような状況である。

1) 行政手続きの簡素化や行政の効率化が進んでいない

- ・ 行政内部および行政機関間でデータ連携が進んでいないため、依然として多くの申請・届出や添付書類が必要である。このため国民の負担感が高く、行政側においても申請・届出の受領・処理や各種証明書の発行など、多くの無駄が発生している。

2) 国民が利便性を実感できていない

- ・ 国民目線での行政サービスができていない。

(2) 本委員会の目的と活動方針

1) 本委員会の目的

- ・ 上記の状況の突破口として、国民の身近なライフイベントである「結婚・妊娠・出産・育児」をケーススタディとして取り上げ、「国民の利便性向上と行政の BPR」をテーマとして重点的に評価・検討を行った。

2) 活動方針

- ・ 国民が IT の利便性を実感でき、国や自治体の BPR にもつながる提言を行い、スピード感を持ったアクションにつなげる。
- ・ ケーススタディを通じて現状の手続きを評価。その上で、課題の把握、行政側の BPR 等による改善案、IT 活用による利用者の利便性向上効果、国が行うべき対策（制度改正や専心事例の他地域への展開など）の方向性を IT 戦略本部に提言。

3) ライフイベントとしての「結婚・妊娠・出産・育児」の選定理由

- ・ 次頁以降に示すように、きわめて多くの手続きがあり、国民実感として負担感が高いと予想される。
- ・ 重点分野である医療、電子行政の両分野にまたがるテーマである。
- ・ 国民、企業、行政それぞれが関与し、また行政の中でも関係府省が複数にまたがるテーマである。

結婚に関わるイベント

結 婚

→

引 越

→

**資格・扶養関係の変更
(専業主婦になる場合の例)**

→

姓・住所・本籍等の変更(※)

居住地
市区町村

本籍地
市区町村

結婚前居住地
市区町村

結婚前本籍地
市区町村

夫の勤務する事業所

夫の加入する健康保険組合

妻の勤務する事業所

妻の加入する健康保険組合

社会保険事務所

公共職業安定所

**保健所
医療機関**

保育所

教育機関

その他関係組織・団体

戸籍証明交付申請

戸籍謄本

婚姻届受理

婚姻届送付

新戸籍編製

婚姻届送付

転出届

転出証明書

転入届

転入通知

除票

税務証明交付申請

所得(非課税)証明書

税務証明

戸籍証明交付申請

戸籍謄本

戸籍証明

国民年金3号被保険者該当確認届

年金手帳(3号被保険者)

所得(非課税)証明書

扶養状況届

健康保険被保険者証(配偶者追記又は個票)

健康保険被保険者証の提示

国保資格喪失届

国保被保険資格喪失

結婚前に国保被保険者であった場合

賞金台帳記載

事業者確認

健康証更新

年金手帳更新

住民票証明申請

住民票証明

戸籍証明交付申請

変更済み運転免許証

運転免許記載事項変更届

住民票の写し(本籍記載)

(警察署等)
免許証の記載事項変更

戸籍証明交付申請

戸籍証明

訂正済み旅券

旅券訂正申請書

戸籍謄抄本

戸籍証明交付申請

戸籍証明

変更済み通帳/キャッシュカード

銀行口座氏名・住所変更届

戸籍謄抄本等新旧氏名の確認できる公的書類(提示のみ)

(取引銀行)
氏名・住所変更

住民票証明申請

住民票証明

戸籍証明交付申請

氏名が変更になるとき

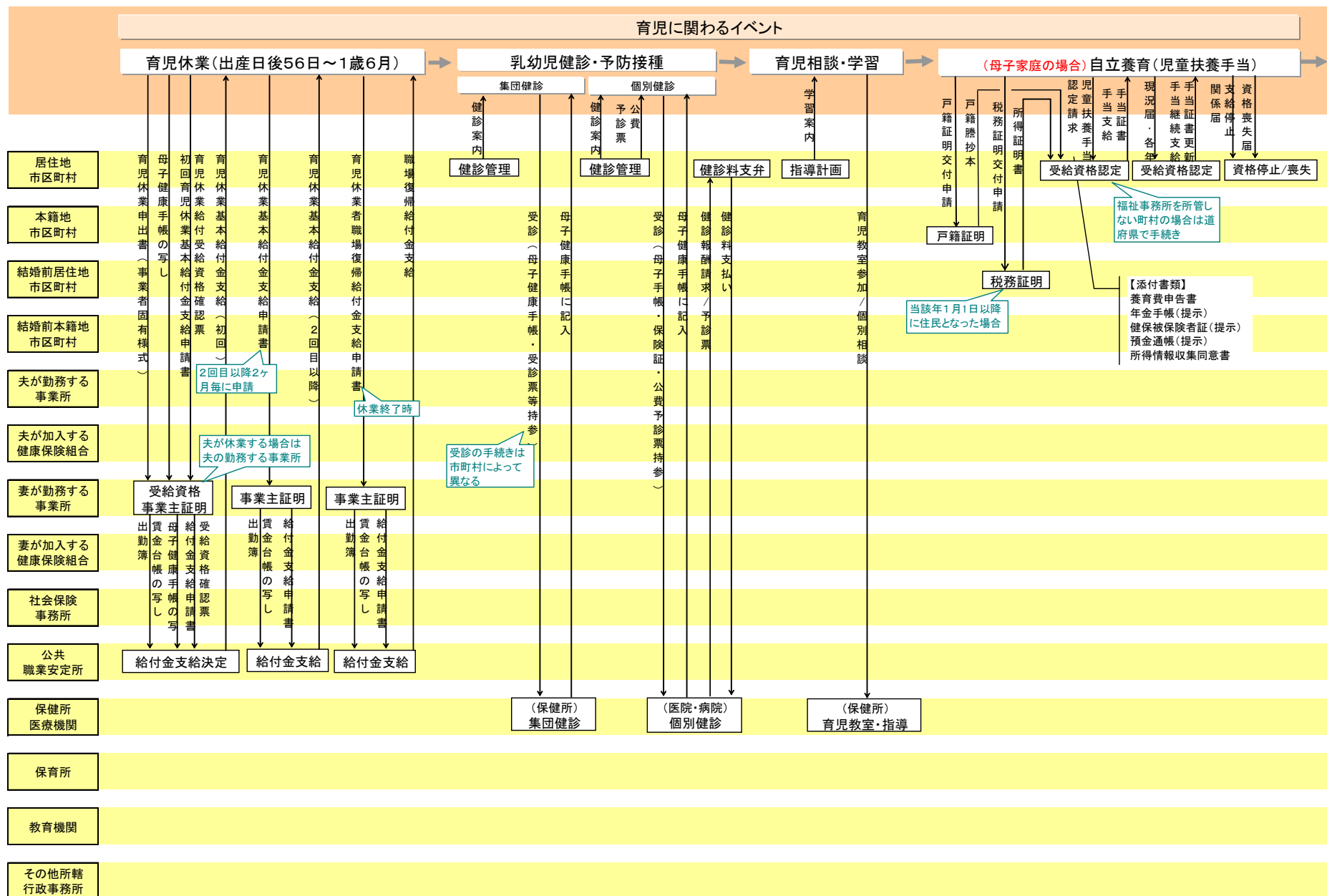
申請書・手数料納付書・税申告書に記載の上、住民票・戸籍証明を添付して申請

(所轄警察署)
車庫証明

(陸運事務所)
車検証更新

※その他の姓・住所等変更手続きの例

- ・電気、ガス、水道
- ・クレジットカード
- ・携帯電話
- ・インターネットプロバイダ
- ・生命保険、損害保険
- ・公的資格・免許等
- ・郵便転送手続き
- ・各種会員登録
- ・定期購読雑誌送付先
- ・氏名変更した口座から引落し登録されている税、公共料金、クレジットカード等の口座変更手続きなど



2. 現状の問題点

- ・当事者へのグループインタビューや関係者へのヒアリング、ウェブアンケート、委員会での議論（オブザーバーからの示唆を含む）などから、「結婚・妊娠・出産・育児」に関して、現状以下のような問題点があることがわかった。

(1) 国民の不便(負担)

1) もっと簡単に～行政手続には無駄が多く不便

- ・今回実施したウェブアンケートの結果では、結婚・妊娠・出産・育児に関連して行う主な手続き（回答者の半数以上が実施）の合計は、男性が7種類、女性が21種類だった。また、この過程で何らかの不便を感じた人は、約9割（男性83%、女性96%）に上った。
- ・例えば妊娠・出産では、役所に出向かなければならないことを不便と感じた人は4割以上で、書類を書くのが面倒（約3割）であったり、同じ役所の中のいろいろな窓口に出向かなければならない（約2割）ことを不便と感じている。
- ・市川市の試算によると、役所に提出する書類の多くは、既に行政が持っている情報であり、これを証明書などの形で国民が取得し、別の窓口に出していることになる。また書類を受け付ける窓口から見ると、住所・氏名などを書くのは1度だが、国民から見ると、手続きの数、書類の数だけ、毎回住所・氏名などを繰り返し書くことになる。まさに縦割り行政の弊害であり、役所の都合で国民が走り回っている。

第一子を妊娠・出産した時に「不便」に感じたこと(抜粋)

選択肢	N	%
いつどんな手続きをする必要があるのかわからなかった	732	39.0
妊娠・出産に関して、どんな役所のサービスが利用できるのかわからなかった	623	33.2
手続きに必要なもの（印鑑や添付書類など）がわからなかった	373	19.9
手続きのために役所に行かなくてはならず不便だった	809	43.1
同じ役所なのに、いろいろな窓口に行かなくてはならず不便だった	419	22.3
医療費の還付申請が必要で不便だった	394	21.0
役所の受付時間が勤務時間帯と重なっていて不便だった	236	12.6
手続きのための書類を書くのが面倒だった	550	29.3
添付書類（住民票、源泉徴収票など）が多くて面倒だった	338	18.0
役所からの情報がわかりにくかった	315	16.8

出所：今回実施したウェブアンケート調査より(回答が10%以上のものを抜粋)

2) わかりにくい～行政が発信する情報が国民に届いていない

- ・ウェブアンケートでは、妊娠・出産に関して、約1/3の人が、自分が利用できる行政サービスがわからなくて不便を感じたと回答している。いつ、どんな手続きをすればいいかわからなくて不便を感じた人は、約4割に上る。
- ・行政が発信する情報（ウェブサイトや広報誌、パンフレットなど）は、根拠法などに忠実な説明を行うあまり、行政の専門用語が多く内容がわかりにくい。
- ・このように、せっかく行政が情報を発信しても、国民に届かなかったり、十分理解されない場合が多くある。

第一子を出産してから小学校入学までの間に「不便」に感じたこと(抜粋)

選択肢	N	%
いつどんな手続きをする必要があるのかわからなかった	572	30.5
乳幼児を持つ親や子どもが、どんな役所のサービスを利用できるのかわからなかった	440	23.5
手続きに必要なもの（印鑑や添付書類など）がわからなかった	224	11.9
手続きのために役所に行かなくてはならず不便だった	469	25.0
同じ役所なのに、いろいろな窓口に行かなくてはならず不便だった	232	12.4
医療費支給申請など、毎月（毎年）同じ手続きをしに行かなくてはならず不便だった	353	18.8
手続きのための書類を書くのが面倒だった	394	21.0
添付書類（住民票、源泉徴収票など）が多くて面倒だった	223	11.9
役所からの情報がわかりにくかった	239	12.7
幼稚園・保育所の入園申込の時期が限られており不便だった	266	14.2

出所：今回実施したウェブアンケート調査より(回答が 10%以上のものを抜粋)

3)現在の電子行政サービスの課題

- ・現在の電子行政サービスは、利用者の視点で便利にすることが十分検討されていないものもあり、既存の行政手続きを業務改善なしにそのままオンライン化しているものも多い。その結果、オンライン利用率は低迷しており（2007 年度のオンライン利用促進手続きのオンライン利用率は、国の手続きが 23%、自治体の手続きが 24%）、国民が便利さを実感できていない。また、行政の効率化にもつながらず、行政職員のモチベーションも向上していない。

(2)国民の不安(不安感、孤立感)

1)信頼できる情報と身近な相談相手の不足

- ・結婚・妊娠・出産・育児などをきっかけに、退職・休職、転居、自分の体調や生活のリズムの変化など、自分が置かれている状況が大きく変化する。このような場合、先の見通しがたたないことや、今後行うべきことがわからないことからくる不安感や、社会とのつながりが減ることから孤立感を感じる人は多い。
- ・また、本来ならば必要なときに専門家（助産師、保健師、産科や小児科の医師など）からの適切なアドバイスが得られたり、経験者から話を聞くことで気が休まることが多いが、そのような地域のネットワークがうまく機能していないような場合、不安感、孤立感を抱え込み、一層不安を増してしまうといった悪循環に陥る恐れがある。

2)国民ニーズと行政サービスのミスマッチ

- ・子育て中の親を支援し、不安をできるだけ軽減・解消するため、行政は様々なサービスを提供している。新生児宅を保健師などが訪問し様々な相談に乗るサービス(無料)の場合、サービスを受けるメリットよりも、自宅に訪問されることに対する抵抗感や、自分の子育てを非難されるのではないかという不安感などが先にたってしまい、訪問を拒否する家庭も少なくない。
- ・日ごろから行政との間でコミュニケーションが取れていて、行政に対する信頼感が国民との間で醸成されていればこのようなことは生じない。行政側の「思い」やサービスの内容と、国民が求めるサービスや、その前提となる相手への信頼感など、情報不足、コミュニケーション不足などによるニーズとサービスのミスマッチが生じている。

第一子を妊娠・出産した時に「不安」に感じたこと(抜粋)

選択肢	N	%
仕事を辞めたことで、社会とのつながりが減ったことが不安だった	212	11.3
母体の変化に対する不安があった	427	22.8
子供が無事に生まれてくるかが不安だった	787	42.0
経済的な面で、この先やっていけるかどうかかわらず不安だった	386	20.6

出所: 今回実施したウェブアンケート調査より(回答が 10%以上のものを抜粋)

第一子を出産してから小学校入学までの間に「不安」に感じたこと(抜粋)

選択肢	N	%
小児科医に関する情報が得られず不安だった	254	13.5
幼稚園・保育所に関する情報が得られず不安だった	307	16.4
事前に(入園時期が近づくまで)、入園できるのかどうかかわらず不安だった	219	11.7
自分の子育てが正しいかどうか不安があった	549	29.3
自分の子供だけが成長が遅れているのではないかと不安だった	271	14.5
経済的な面で、この先やっていけるかどうかかわらず不安だった	395	21.1
生活のリズムが子供中心となり、自分の予定が立たなかったり、狂ったりすることが大変だった	493	26.3

出所: 今回実施したウェブアンケート調査より(回答が 10%以上のものを抜粋)

3. 目指すべき方向

- ・現状の問題の解決、中でも不安を軽減するためには、IT 分野以外の取り組み（例えば保育所等の増設、産科・小児科医の確保、経済的な支援など）が必要であるが、IT 分野でも適切な情報提供やコミュニケーション機会の増大などを通して貢献できる方策がある。一方、行政手続き等の負担を軽減するためには、まさに本委員会の検討テーマである、国民の利便性向上のための行政の BPR が必要である。以下に、国民の不便と不安を軽減・解消するための理想的な社会像と、実現に向けた方向性を示す。

(1) 不便(負担感)の軽減・解消

1) データ連携(行政内、行政間など)により手続きそのものを省略・簡素化

- ・手続きをそのままオンライン化した場合、役所に行く回数を削減する効果はあるが、手続きそのものの数は削減されない。また、公的個人認証サービスの電子署名の取得など、新たな手間が生じる場合もある。
- ・「IT の持つ構造改革力を生かし」「利用者・生活者重視」で行くのなら、まずは手続きそのものが省略、あるいは簡素化できないかを検討すべきである。
- ・前述のように、国民が提出する書類の多くは、既に行政が所有している情報を証明書などの形で一旦国民が取得し、他の手続きのために提出している。行政内、あるいは行政機関間で必要な情報を直接やりとりすれば、国民の手間を省略でき、行政も証明書発行などの手間がなくなる。IT は本来このように活用すべきである。
- ・なお、ほとんどの行政手続きには、根拠となる法律や自治体の条例などがある。手続きを省略・簡略化するためには、これらの法改正の必要性まで含めて検討する必要がある。今回、毎年 1,000 万人近くの国民が繰り返し行う「児童手当の現況届」をケーススタディとして、所管府省である厚生労働省等の意見を聞きつつ、省略・簡素化の検討を行った。
- ・検討の過程において、厚生労働省等と特別テーマ評価検討委員会の見解には相違が見られた。見解の相違の根本には、国民の視点に立って便利な行政サービスを実施すべきと考える特別テーマ評価専門調査会の立場に対し、ある程度、国民の利便性は犠牲にしても、厳正に事前チェックを行うべきとする行政特有の（民間では経済合理性や顧客サービスの観点から想定できない）非合理性が存在するように思われる。事前チェックと事後チェックをバランスよく併用するなど、民間のコスト感覚や顧客サービス感覚を行政も学ぶべきである。

2) 「ワンストップ化」により省略できない手続きも負担感を軽減

- ・省略・簡素化を進めても、どうしても省略できない手続きもある。この場合は、次善策として、同時期に行う他の手続きとまとめて極力一度で済むよう、手続き方法や書類の様式などを変更すべきである。「ワンストップ化」というとオンラインでの手続きを想定しがちだが、窓口に出向く場合でも一度で済めば国民の利便性は向上する。
- ・例えば、児童手当の手続きとして最初に行う認定請求申請は、その後毎年行う現況届に比べて省略するための課題が多い。そこで、当面は「出生届」や「転入届」など同時に行う他の手続きと「パッケージ化」し、希望する申請をまとめて一度にできるようにするなど、ワンストップ化を図るべきである。
- ・現在、手続き方法や使用する書類の様式は、個々の手続きごとに定められており、国民の視点で作られていない。妊娠、出産などのイベントに応じて同時期に行う手続きの様式は、例えば何度も住所、氏名を繰り返して記入しなくてもよいようにするなど、国民視点で見直す必要がある（第 5 章参照）。

(2)不安(不安感、孤立感)の軽減・解消

1)利用者目線でわかりやすく情報提供を行うことで情報不足による不安を軽減

- ・不安を感じる要因のひとつとして、今後起こることに対して不明な点がある(多い)ことが挙げられる。例えば、妊娠した場合、何をしなければならない(あるいはしてはいけない)のか、子どもが生まれたらどう育てればいいのかなど、結婚・妊娠・出産・育児をめぐる不安要因は多い。
- ・現在の(特に行政の)情報提供は、必ずしも国民からのニーズに十分応えているとはいえない。後述するマイページサービスやプッシュ型サービスで自分が必要とする情報を事前にタイミングよく入手できたり、わかりやすい行政情報の提供を心がけるなど、情報不足から来る不安を少しでも和らげることが必要である。そのためには、行政側が常に利用者の視点に立ち、利用者が今何を求めているのかといった観点から、情報提供のあり方を考え直す必要がある。
- ・また、市民の目から見た情報発信として、市民記者による様々な取材・編集・発信を推進することも有効と考えられる。例えば、保健師などによる新生児訪問についても、訪問の様子を市民記者が取材し、訪問を受ける立場で記事にすれば、他の親が訪問を受ける際の事前情報として有効で、不安の軽減につながる。また、親子で参加するイベントの様子を市民記者が取材し、初めて参加した人の意見や参加してよかったというコメントなどとあわせて公開すれば、今後参加する人の参考になる。
- ・このような市民目線での情報発信は、育児に限らず、幅広い分野で必要である。また、NPO など地域コミュニティを構成する様々な主体の参画を促すために、行政による場づくりや活動支援なども必要である。

①「マイページサービス」で利用者ごとにきめ細かな行政情報を提供

- ・今回実施したウェブアンケートでは、約7割の人が、「自分がいつどんな行政サービスを受けられるか事前にわかるといい」と回答している。
- ・行政の広報資料やホームページの記載内容は、最大公約数的な情報に限定されており、自分にとって不要な情報の中に、必要な情報が埋没してしまっている。また、行政サービスに関する情報に限定されているため、民間サービスも含めた必要な情報が横断的に入手できないという問題もある。
- ・そこで、自分の条件などを入力(または登録)すると、自分が受けられる行政サービスや必要な手続きなどを詳しく教えてくれる「マイページサービス」が有効になる。「マイページサービス」は、行政がホームページ上で提供するものと、民間事業者(NPO などを含む)が官民の情報をあわせて提供するものが考えられる。前者は提供される情報が行政のものに限定されるが、行政が所有する個人情報をもとに有効に活用すれば、個人の属性などに応じて、よりきめ細かい行政情報の提供が可能である。当該サービスを実施するためには、個人情報保護上の問題、行政が個人情報を集約することの是非、行政内でシステムを構築する上で必要となる予算措置、セキュリティ確保や認証の問題等を解決することが必要である。
- ・マイページサービスを民間事業者などが提供する場合、官民あわせて必要な情報の提供が可能になり、より国民目線にたったサービスの提供がされる。また、新しいビジネスモデルともなりうることから、既存の民間の取り組みとの連携も期待される。ただし、個人情報の取扱いについては十分整理しておくことが重要であるとともに、複数の自治体の行政情報を扱うことが想定されるため、自治体が発信する行政情報の様式等の標準化を進める必要がある。
- ・根拠法などに基づく行政手続きの情報であれば、どの自治体でも概ね内容は同じであり、標準化は可能である。行政情報の様式の標準化は、国民にとって情報の所在がわかりやすくなる。また、自治体間の比較もしやすくなり、自分が居住する自治体の行政サービスを他と比べて劣っている点の改善を求めたり、引越し先を決める際の参考にすることもできる。さらには、行政にとっても雛形ができることから、情報の発信、更改などの手間の軽減

減が期待できる。

②「プッシュ型行政情報提供 & ワンクリック手続き」の実現

- ・特に普段から子育てに忙しい親にとって、いつどんな行政手続きを行えばよいのか、ということはいずれ忘れがちになる。今回実施したウェブアンケートでは、約 5 割の人が、自分が利用できるサービスについて個別のお知らせが来ることを望んでいる。
- ・そこで、前項のマイページサービスに加えて、手続きが必要になる少し前など適切なタイミングで、電子メールなどによりお知らせが届くサービスがあると国民の利便性は高まる。できればそこからワンクリックで手続きが完了することが望ましい。これにより、手続きを忘れてしまったり、忙しくて手続きできない悩みから国民は開放される。
- ・従来の紙媒体での案内が主だった時代にはコストや手間の面で難しかったこのようなサービスも、IT による住民情報の管理や電子メールなどの伝達媒体が普及した現在では、比較的 low コストで実現が可能であると思われる。なお、こうした行政サービスを進めるためには、「マイページサービス」の項で示したような、個人情報の取り扱い等に関する課題の解決や、サービス利用のための登録・停止を簡単に行うことができる仕組みなど、先行する民間の類似サービスなども参考にしながら、十分検討する必要がある。

③「わかりやすい行政情報」の提供と官民連携

- ・行政情報を提供する際、内容のわかりやすさにも留意する必要がある。多くの行政サービスが根拠法や条例などに基いて運用されていることから、どうしても表現が行政用語中心で、国民にとって理解しにくくなっていることが多い。例えば、「児童手当」と「児童扶養手当」の違いを正しく認識している国民は、それほど多くはないのではないか。またこれらの行政サービスを利用するにあたっての「所得」制限とはどの金額を指すのかも理解が難しい。
- ・本来は制度そのものが簡潔でわかりやすいことが理想だが、過去の経緯などから複雑になっている場合も多く、改善には時間を要する。そこでまず行政サービスの内容や必要な手続きの説明だけでも、国民にわかりやすく伝えることが必要である。例えば、行政が作成した書類やウェブサイト等を、NPO などの協力を得て、国民視点のわかりやすい表現に直すことが考えられる。また根拠法に基づく行政サービスは、概ねどの自治体も同様の内容である場合が多い（所得制限等、自治体によって条件や内容が一部異なる場合もある）ことから、この住民視点の表現をもとに雛形を作成して（作成するのは NPO でも民間企業でも意欲的な自治体でもいい）、各自治体がこれを活用すれば、比較的短期間でわかりやすい行政情報の提供が可能になる。

2) 交流機会や手段の多様化により、孤立化を防ぎ、不安を軽減

- ・多くの未経験な出来事に次々に直面する妊産婦や配偶者にとって、助産師や保健師、産科や小児科の医師など専門家からのアドバイスは、不安の軽減に大きく役立つ。しかし、日ごろからコミュニケーションをとっている相手でないと、相談をしづらい場合も多い。また、相談を受ける専門家の側も、親子の状況など、できるだけ詳細な情報を共有することで、より具体的なアドバイスができる。
- ・また、専門家でなくても、他の子育て経験者の一言が、気を楽にする場合もある。
- ・岩手県遠野市では、「すこやか親子手帳」の実証実験の中で、助産師と親がインターネットで交換日記をつけることで日常的にコミュニケーションをとり、気軽に相談したり、また親の側の変化を敏感に察知し、早めに対応するといったことを実現しようとしている。このような取り組みは、ニーズの合致する他の地域においても有効であり、これ以外にも IT を活用した取り組みの成功事例については、各地域のニーズに応じて積極的に普及を進めることが望まれる。
- ・また、多くの自治体では、両親学級など、専門家との間で直接的なコミュニケーションを持つ場を用意しているが、時間の都合などで参加できない人もいる。ウェブサイトで両親

学級の様子を紹介したり、専門家と電子掲示板等でコミュニケーションをとるなど、ITの併用により、より多くの人が参加できるようになる。

3)その他

①子育て支援団体等のIT活用支援

- ・各地域には、限られた人的資源や経費の中で奮闘している子育て支援団体が数多くある。しかし、人材不足やノウハウ、経費不足などから、活動へのインターネットの活用（携帯電話を含む）が必ずしも十分でないところもある。
- ・連絡、情報発信、交流など、インターネットは実際の活動を補完、支援するために安価で有効な道具である。先進事例の紹介などが行われれば、有効な活動例を広く普及させることも可能となる。
- ・また、経費面の問題からIT対応が進んでいない団体に対しては、資金面での助成も必要となる。
- ・こうした取り組みを進めるためには、既存のNPO支援施策の活用などが考えられる。「子育て支援」や「IT化支援」に該当する予算を有する行政機関においては、これらの施策を積極的に周知するとともに、過去にその制度により実施された成功事例がある場合には、広くその情報を公開するべきである。なお、財政的支援を講じる場合においては、成果目標を数値化し、達成度を評価するなど、きちんとしたフォローアップを行うことも重要である。

②「行政サービス星取表」により行政サービスを見える化

- ・以上の取り組みについて、実際には自治体間で取り組みに差が出ることが予想される。そこで、政府が推進している情報提供手法等の取り組みについては、当該府省により自治体間の取り組み状況を比較できる「行政サービス星取表」を作成すれば、各自治体などが比較評価することで、自分の自治体の状況を客観的に把握できるとともに、進んでいる自治体を参考にすることができる。また、国としては全国の自治体の進捗状況を把握することができる。それ以外の取り組みについても、民間やNPOが積極的に参画することにより、国民の利便性向上につながることを期待される。

4. IT戦略本部への提言(2008 年 12 月)

- ・以上の検討成果を踏まえ、2008 年 12 月に開催された IT 戦略本部において、本部長である総理に対し、IT 新改革戦略評価専門調査会から次頁の提言を行った。
- ・提言の中では、特に以下の点について IT 戦略本部にお願いした。

- ・「結婚・妊娠・出産・育児」について、厚生労働省、総務省など関係府省には、国民が便利に手続きが行えるよう改善すべき点(法律など)や解決の方向性を、2009 年度の重点計画への反映を前提に、本年度末までに明らかにしていただきたい。
- ・加えて、不安を軽減するための情報提供のしくみについても検討していただきたい。

<2008 年 12 月にIT戦略本部に提言した内容の骨子>

国民が便利と安心を実感できる行政サービスの早期実現に向けて — 「結婚・妊娠・出産・育児」をケーススタディとして —

1. 取り組みの背景

・IT新改革戦略では、ITの構造改革力を生かして、国民の利便性向上と、行政のスリム化を目指すことが謳われているが、その実現に向けては、以下の点が課題となっている。

①行政内部・行政機関間でのデータ連携が進んでおらず、依然として多くの申請届出が必要であり、国民の負担感が強く、行政においても多くの無駄が発生している。

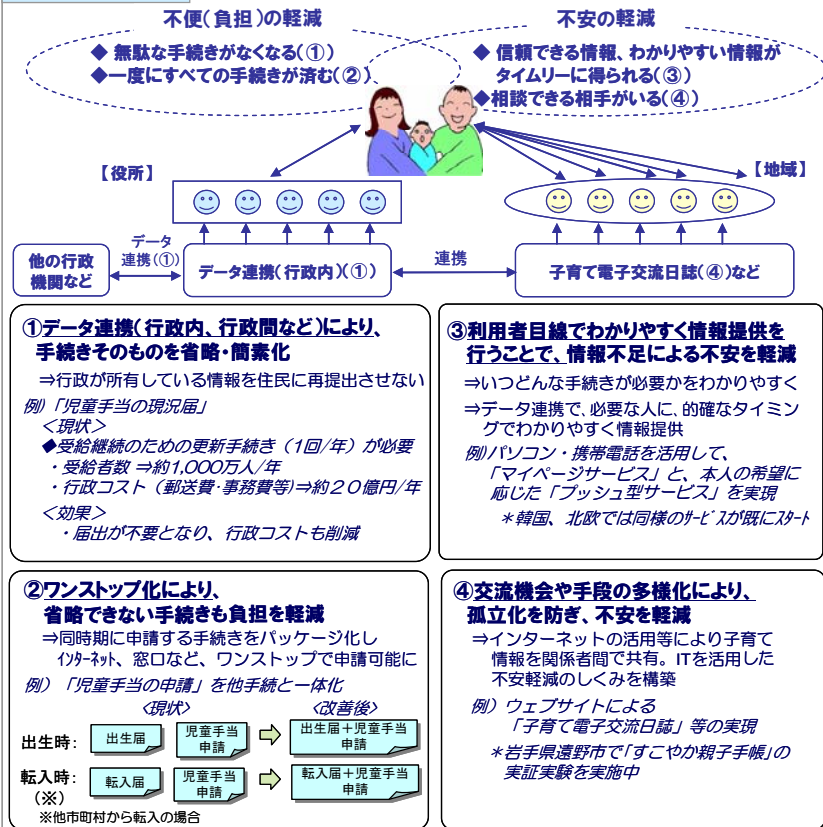
②国民目線での行政サービスや情報提供ができていない。

本年度、評価専門調査会では、以上の課題の突破口として、国民に身近なライフイベントとして「結婚・妊娠・出産・育児」を取り上げ、重点的な評価を行った。

2. 「結婚・妊娠・出産・育児」分野の現状の問題点



3. 今後の方向性



4. IT戦略本部へのお願

「結婚・妊娠・出産・育児」の分野をとってみても、データ連携等、ITの活用により、行政手続きの省略・簡素化やきめ細かな情報提供を実現することで、国民の利便性向上や不安感の軽減につながる余地は大きい。

◆「結婚・妊娠・出産・育児」について、厚生労働省、総務省など関係府省には、**国民が便利に手続きが行えるよう改善すべき点(法律など)や解決策の方向性**を、2009年度の重点計画への反映を前提に、**本年度末までに明らかにしていただきたい。**

加えて、**不安を軽減するための情報提供のしくみ**についても検討していただきたい。

◆行政横断的な観点から業務改革を実行するとともに、国家的な観点からIT戦略を推進する**司令塔機能を強化**すべき。

利用者の利便性向上とBPRについて（児童手当を例として）

1. 現状

【児童手当の申請】

- ・住民：5手順
- ・行政：4手順

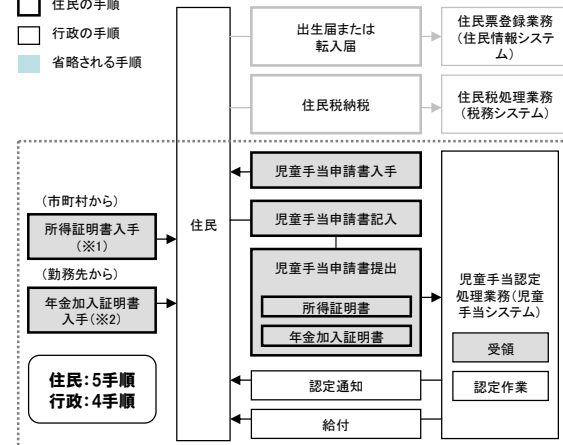
【児童手当の現況届】

- ・住民：4手順
- ・行政：5手順

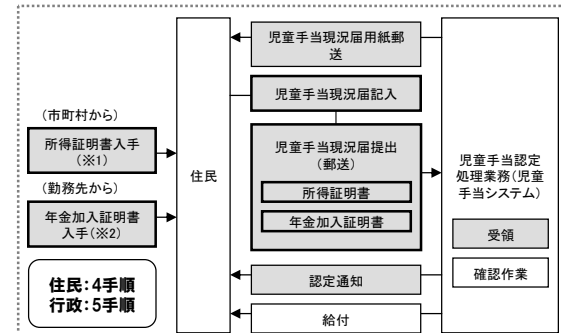
● 児童手当の申請（出生時または転入時）

【凡例】

- 住民の手順
- 行政の手順
- 省略される手順



● 児童手当の現況届（子どもが小学校を卒業するまで毎年）



2. 改善案1（申請以外を極力省略）

【児童手当の申請】

- ・住民：5手順→1手順（▲4手順）
- ・行政：4手順のまま（変わらず）

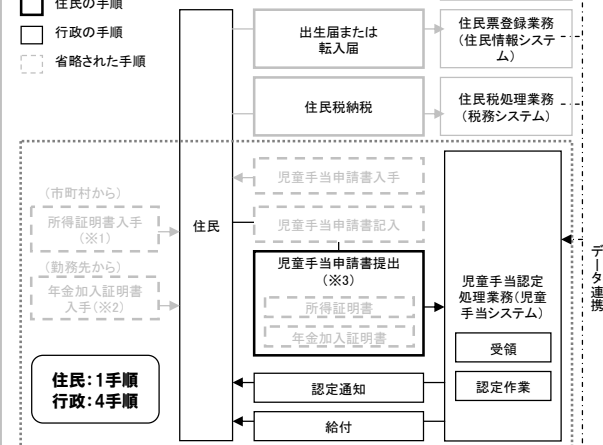
【児童手当の現況届】

- ・住民：4手順→何もしなくてもよい（▲4手順）
- ・行政：5手順→2手順（▲3手順）

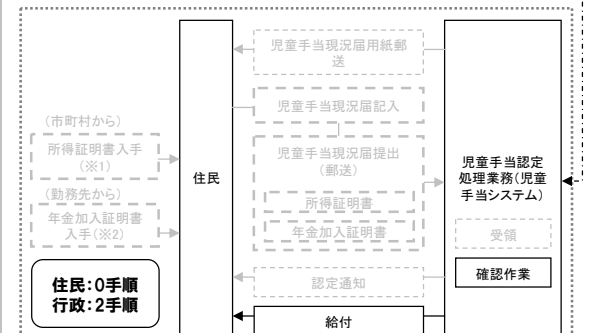
● 児童手当の申請（出生時または転入時）

【凡例】

- 住民の手順
- 行政の手順
- 省略された手順



● 児童手当の現況届（子どもが小学校を卒業するまで毎年）



3. 改善案2（申請も含めて省略）

【児童手当の申請】

- ・住民：5手順→何もしなくてもよい（▲5手順）
- ・行政：4手順→3手順（▲1手順）

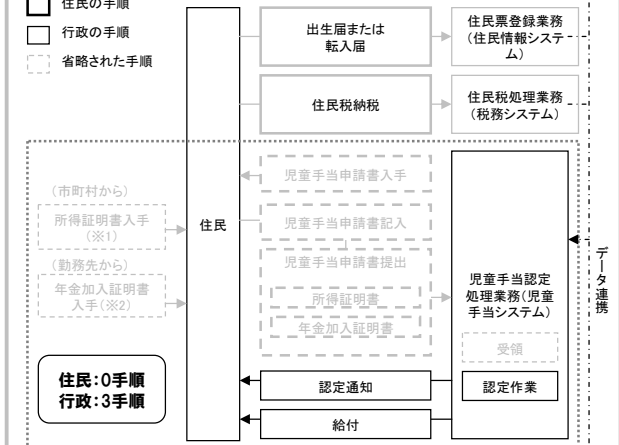
【児童手当の現況届】

- ・住民：4手順→何もしなくてもよい（▲4手順）
- ・行政：5手順→2手順（▲3手順）

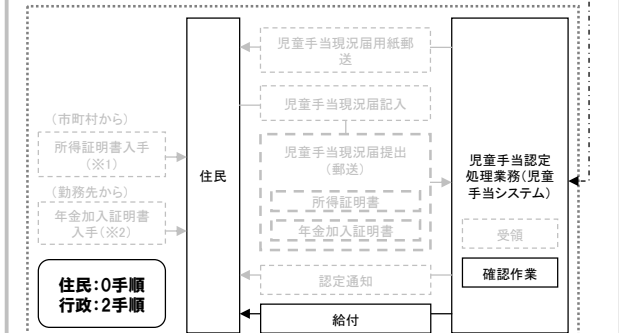
● 児童手当の申請（出生時または転入時）

【凡例】

- 住民の手順
- 行政の手順
- 省略された手順



● 児童手当の現況届（子どもが小学校を卒業するまで毎年）



※1：課税台帳参照で代替する場合あり。 ※2：健康保険証のコピーで代替する場合あり。 ※3：出生届または転入届とワンストップ化。

5. 「結婚・出産・妊娠・育児」に関する不便・不安の軽減

- ・2008年12月のIT戦略本部への提言以降、厚生労働省をはじめとする関係府省において、提言を受けての検討が進められてきた。こうした動きと連携しつつ、本委員会でも児童手当をケーススタディとした手続きの省略・簡素化や、結婚・妊娠・出産・育児に関するワンストップ化、プッシュ型サービスなど、不便・不安の軽減に関する検討を行った。

5. 1 児童手当をケーススタディとした手続きの省略・簡素化の検討

- ・データ連携による手続きの省略・簡素化やワンストップ化の実現に当たっては、技術面、システム面の検討と並行して、現行法制度の改正など、制度面についても検討する必要がある。ここでは、約 1,000 万人の人が毎年繰り返し行っている「児童手当の現況届」をケーススタディとして、手続き省略・簡素化について、制度面を中心とする課題と対応策について検討した。
- ・また、児童手当の申請時のワンストップ化についても検討した。

(1) 児童手当の現況届の省略の検討

1) 児童手当の現況届の概要

- ・「児童手当」とは、小学校卒業前の児童がいる養育者に支給される給付金のことで所得制限がある。所得制限は、「被用者」（会社員などの雇用者や公務員など（※））か否か（自営業者など）により異なる。支給業務は市区町村（公務員は所属する府省等）が行い、費用は国、都道府県、市区町村及び事業主が負担する（公務員は所属する府省や自治体等が負担する）。住民は出生時または転入時に市区町村に対して（公務員は所属する府省等に対して）、児童手当認定請求の申請を行う必要がある。根拠法令は「児童手当法」（厚生労働省所管）。
- ・「児童手当の現況届」とは、児童手当の受給者が毎年 6 月に、前年度の所得や被用者か否か（加入年金種別で判断）、養育の事実などを届け出るもので、この届出をもとにその年の給付が決定される。根拠法令は、「児童手当法 第 26 条」。

※「被用者」とは

- ・第 20 条第 1 項各号（下記参照）に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。（児童手当法 第 18 条）

第 20 条第 1 項各号

- 一 厚生年金保険法 第 82 条第 1 項に規定する事業主
- 二 私立学校教職員共済法 第 28 条第 1 項に規定する学校法人等
- 三 地方公務員等共済組合法 第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 四 国家公務員共済組合法 第 126 条第 1 項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

児童手当の区分と費用負担

支給要件児童	国民年金加入者	被用者（厚生年金等加入者）
3歳児未満の児童	①児童手当 ※国、都道府県、市区町村が 1/3 ずつ負担	②特例給付（法附則第 6 条給付） ※全額事業主負担
		①児童手当 ※7/10 を事業主負担、残りを国、都道府県、市区町村が 1/10 ずつ負担
3歳児以上小学校修了前の児童	③小学校修了前特例給付（法附則第 7 条給付） ※国、都道府県、市区町村が 1/3 ずつ負担	④小学校修了前特例給付（法附則第 8 条給付） ※国、都道府県、市区町村が 1/3 ずつ負担
		③小学校修了前特例給付（法附則第 7 条給付） ※国、都道府県、市区町村が 1/3 ずつ負担

※受給者が公務員の場合は、児童の年齢に関係なく、所属する官庁が全額負担。

様式第三号（第四関係）

児童手当・ 特例給付・現況届 就学前特例給付										提出年月日 平成 年 月 日		※受付確認年月日 平成 年 月 日						
受給者 殿																		
(ふりがな) 氏名		住所		電話 ()														
性別		男・女		生年月日		明治 大正 昭和 平成		配偶者の有無		有・無								
支給要件児童	氏名		続柄		生年月日		同居・別居の別		住所		監護の有無		生計関係		※3歳未満 支給対象 児童○印		※3歳以上 支給対象 児童○印	
					昭和 平成		同・別				有・無		同一・維持					
					昭和 平成		同・別				有・無		同一・維持					
					昭和 平成		同・別				有・無		同一・維持					
					昭和 平成		同・別				有・無		同一・維持					
					昭和 平成		同・別				有・無		同一・維持					
加入している年金等の年金手帳、 組合員証又は加入者証の記号・番号				第 号		譲渡所得		有・無		判定		手当月額		3歳未満分 円		3歳以上分 円		
ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 農林漁業団体職員共済 エ. 国家公務員共済				オ. 地方公務員等共済 カ. 国民年金 キ. その他 ()		扶養親族等及び児童の数 人 (うち老人控除対象配属者及び 老人扶養親族の合計数 人)				控除後の所得額 円		所得制限限度額 円		計 円				
被用者又は公務員であるか 否かの別				ア. 被用者又は公務員 イ. 被用者等でない者		所得の状況		平成 年分所得額 円		控除後の所得額 円		児童手当 特例給付 円		計 円				
※ 平成 年分 所得の合計額 円		控 除		雄 損 控 除 額 円		医療費控除額 円		小規模企業共済等 掛金控除額 円		障害者控除額 障 害 者 人・特 障 人 円		高齢者・寡婦・寡夫 ・勤労学生控除額 円		児童手当法施行令第3 条第1項による控除 80,000円				

○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。 字は、楷書（かいしよ）ではっきり書いてください。 記名押印に代えて、署名することができます。

図 現況届の様式(例)

2)児童手当の現況届をケーススタディとして選んだ理由

- ・児童手当は現在約 1,000 万人が受給しており、現況届はこれら受給者が毎年繰り返して実施しなければならず、国民にとって負担の大きい手続きであること。
- ・現況届で提出または確認する情報は、①自治体が保有する所得情報、②国（社会保険庁、今後は日本年金機構）が保有する加入年金種別情報と、異なる主体間のデータ連携の参考になること。
- ・現況届業務のため、自治体は毎年該当者に書類を送付し、受領、処理などの業務負担が生じていること（推定行政コストは全国で約 20 億円程度）。

3)児童手当の現況届省略の可能性と課題

- ・児童手当の現況届省略の可能性と課題について、担当府省である厚生労働省との意見交換や自治体担当部署へのヒアリングを実施した。その結果、手続き省略のためのポイントと課題は、次表の点であることがわかった。
- ・各ポイントの詳細は次頁のとおり。

表 児童手当の現況届省略の際のポイント（まとめ）

ポイント	根拠法	現状	省略の際の課題
① 所得情報の確認	・ 児童手当法第 26 条	・ 多くの自治体で課税台帳情報を参照（所得証明書の添付は不要）。 ・ 転入してきた場合、前居住地の所得証明書が必要。	・ 所得証明書の添付が省略可能な場合でも、所得金額は記入しないとイケない。 ・ 転入の場合、前居住地の課税台帳情報を参照可能にする必要がある。
② 年金種別情報の確認	・ 児童手当法第 26 条	・ 勤務先発行の証明書、または健康保険証のコピーの添付が必要。	・ 社会保険庁が所有する年金種別情報を参照可能にする必要がある。
③ 養育の事実の確認	・ 法律には規定なし（児童手当法施行規則第 4 条の様式第三号で規定）	・ 養育の事実を自己申告。 ・ 養育条件が変わり、受給資格がなくなった場合は、受給事由消滅の届出が必要。	・ 養育の条件に変更がない場合でも、毎年、自己申告が必要。

① 所得情報の確認（市区町村内・市区町村間のデータ連携）

- ・ 児童手当法第 26 条（届出）では、毎年の現況届提出の際、受給者に前年の所得の状況を届け出ることを義務付けている。ただし所得に関しては、地方税のための情報（課税台帳）として既に市区町村が所有しており、確認可能であることから、所得を証明する書類の添付は求めている。
- ・ ただし、1 月 2 日以降に転入した人については、前居住地の所得情報が必要となる。現状、自治体間で所得情報の共有が行われていないことから、この場合は、前居住地の所得証明書を入手して添付する必要がある。自治体間のデータ連携、情報共有が実現すれば、転入者においても所得証明書の入手・提出は不要になる。
- ・ なお、厚生労働省が定める様式（児童手当法施行規則第 4 条の（様式第三号）には所得記入欄がある。一部の自治体では独自様式を用いて所得の記入を省略している場合がある。これは、所得と年収を勘違いして記入するなど、記入内容と課税台帳のデータが不整合の場合、個別に受給者に連絡を取って確認作業を行う手間が生じることを防ぐためである。
- ・ これに対し、厚生労働省の見解は、児童手当施行規則第 11 条（添付書類の省略等）では、公簿等によって確認できる場合、添付書類の省略を認めているが、現況届に所得を記入して届け出ることの省略までは認めていない（ただし、従前から独自の様式を使用していた場合は除く）とのことである。課税台帳で確認できるのにも関わらず、書類への記入の省略を認めないのは合理性に欠け、受給者や自治体の手間を増やしている。児童手当法第 26 条（及び児童手当法施行規則第 4 条等の関連する法令等）を改正し、少なくとも転入を伴わないケースなどについては所得に関する届出義務を解消すべきである。

② 年金種別情報（被用者か否か）の確認（市区町村と国とのデータ連携）

- ・ 児童手当法第 26 条（届出）では、毎年の現況届提出の際、受給者がその年の 6 月 1 日時点で被用者（会社員などの雇用者や公務員など）である場合は、それを証明する書類（運用では、勤務先が発行する証明書または健康保険証のコピー（加入年金種別がわかるもの）など）の添付を義務付けている。
- ・ これを省略するためには、現在、社会保険庁が有している加入年金種別情報を各自治体が参照できるようにする必要がある。現在、社会保険庁から自治体には、国民年金業務を委託していることから、国民年金加入者に関する情報は毎週、各自治体に紙で送付されているが、これは国民年金加入の有無しか確認できず、被用者か否かを確認するためには、別途、第 2 号被保険者（厚生年金、共済年金加入者）情報を参照できるようにする必要がある。

る。

- ・各自治体には、国民年金業務のための社会保険庁の専用端末（ダイヤルアップ接続のパソコン）が1台ずつ設置されており、自治体はこれを用いて国民年金加入者情報（更新情報）を電子ファイルで毎月1回入手している（これとは別に紙による国民年金加入者情報（更新情報）を毎週入手している）。社会保険庁が年に一度（6月）、被用者か否かの情報（初年度は全件、以後は更新分）を自治体別に抽出して、このシステムを用いて各自治体に送付すれば、各自治体で児童手当台帳に取り込むなどして参照することが可能になる。コストという観点で見れば、この手間が主たるものである。一方、約1,000万人の受給者が毎年現況届を提出するコストは、試算では年間93億円程度である（第7章参照）。
- ・厚生労働省は、毎年1,000万人の利便性向上のため、早期に加入年金種別情報を自治体が参照できるようにすべきである。
- ・具体的には、厚生労働省は、社会保険庁が所有する年金種別情報を自治体が参照する方法について、必要な法制度改正や、個人の特定方法、社会保険庁及び自治体において必要なシステム面での対応などについて早急に検討を行うとともに、国民の同意を取る努力をすべきである。
- ・また、個人の特定方法（社会保険庁が所有する第2号被保険者情報と自治体が所有する児童手当受給者情報とのマッチング）については、住所・氏名では転居などの情報が社会保険庁の年金情報に迅速かつ十分反映されていない恐れがあること、基礎年金番号は、国民年金法第108条の4（未施行・※2）でその用途が規定されていることなどに留意する必要がある。

※1：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

（以下略）

※2：国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年七月六日法律第百十号の未施行内容）（抜粋）

（基礎年金番号の利用制限等）

第108条の4 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三

十四条の二第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

※ 3：住民基本台帳法（抜粋）

（住民票コードの告知要求制限）

第 30 条の 42 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 （略）

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

（住民票コードの利用制限等）

第 30 条の 43 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（調査）

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

③養育の事実(監護・生計要件)の確認(本人の自己申告)

(法的位置づけ)

- ・児童手当法第7条(認定)では、児童手当の支給を受けるに当たり、同法第4条(支給要件)に定める「支給要件児童を監護し生計を同じくする父又は母」などの支給要件について、最初の申請段階で認定を受けることとしている(児童手当認定請求)。(父母以外が養育する場合や別居の場合などは別途証明する書類を求めているが、父母が同居している場合は特に証明する書類は不要。)
- ・児童手当法第26条(現況届)では、受給者に対して、毎年、「前年の所得の状況」と「その年の6月1日における被用者又は被用者でない者の別」の2点について、届け出を求めているが、「監護・生計要件」の届出は求めている。
- ・ただし、児童手当法施行規則第4条(現況の届出)の「様式第三号」には、「前年の所得」と「被用者か否か」に加えて、「監護・生計要件」(「監護の有無」と「生計が同一か否か」)を記入する欄があり、毎年、届出を求めている。

(監護・生計要件の確認)

- ・現況届に書かれた「監護・生計要件」に対し、自治体側で、全員の監護・生計関係の実態を調査するのは物理的に困難であり、事実上、自己申告となっている。
- ・「監護・生計要件」など、受給資格者に変更があった場合は、それまでの受給者が受給事由消滅の届出を行い、新たな受給者が認定請求を行う必要がある(児童手当法施行規則第7条など)。
- ・偽って不正に受給した場合には、市町村長は受給額の全部又は一部を徴収することができる(児童手当法第14条)。

(監護・生計要件の届出の省略について)

- ・国民の利便性や負担を考えた場合、また、そもそも法律で定められていないことを考えると、受給条件に変化がない場合の本人の「監護・生計要件」の届出は不要にすべきである。受給要件を満たさずに受給する人が増えることを懸念するのであれば、事前チェックと事後対応のバランスやそれに要するコストなども含め、民間の取り組みも参考に、より有効な対策を検討すべきである。

④児童手当の現況届の省略の可能性と課題について

- ・児童手当の現況届の省略・簡素化の可能性について、厚生労働省は、以下の条件が整備されることがまずは必要との見解である。

- a.行政機関等の情報の共有化によって、住所情報、所得情報、年金の加入情報等の児童手当の認定に必要な情報を、全国的な範囲で市町村が確認できること。
- b.本人の意思行為なしに自動的に給付が開始され、停止される制度となることについて、国民の理解が得られること。
- c.個人の情報が、児童手当の受給資格の確認のために、幅広く全国的な範囲で市町村において共有化されることについて、国民の理解が得られること。

- ・aについては、年金の加入情報以外は、既に現在でも自治体内では確認可能である。年金の加入情報に関しては、前述のように、社会保険庁が年に一度、既存システム等を活用して各自治体に第2号情報を送付するなど、対応方法をきちんと検討すれば、解決できるはずである。
- ・bに関しては、最初の申請まで省略することはせず、また、申請時に次年度以降の自動的な支給と停止に合意を取っておけば、現況届を省略するにあたっての問題とはならない。自治体におけるデータ確認により、所得の変動などが判明し、受給資格がなくなった場合は、支給が停止されることを本人に連絡すればよい。

- ・cに関しては、既に所得関係の情報は活用されている。厚生労働省は年金情報の活用により国民が得られる利便性をきちんと説明し、国民の考えを問うべきである。あるいは、最初の申請段階で、以後、毎年、加入年金種別の確認を行う旨、本人の了解を得ておくことで対応することもできるはずである。

4)児童手当の現況届省略に向けた方向性

- ・これらの検討結果を踏まえ、本委員会として、転入を伴わない場合など大半のケースにおいては、児童手当現況届の省略は可能と判断した。(転入を伴う場合は、自治体間で課税台帳の参照が可能になるなど、条件が整うことが前提として必要。)
- ・ただし、転入を伴わない場合でも、手続き省略のためには、法改正も含めて解決しなければならない様々な課題があり、これに対する厚生労働省の見解と、本委員会の見解は、必ずしも一致していないものもある。
- ・こうした状況もふまえ、児童手当の現況届の省略の道筋として、以下の4点について、厚生労働省が了解することが必要である。

- ① 児童手当法第26条第一項において、児童手当受給者が届け出なければならないとされている、「前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者でない者の別」の情報を、自治体が受給者からの届出以外の方法で入手し、確認できる場合には、当該受給者からの届け出を求めている同条項の意義は無くなること。
- ② 児童手当現況届の事務処理を行うために、国民の年金種別情報を自治体が受給者からの届出以外の方法で確認する方法について、厚生労働省は国民の理解を得つつ、また、個人情報保護等の課題に留意しつつ、検討を行うこと。
- ③ 厚生労働省は、早急に児童手当現況届の省略に向けた上記を含む検討に着手するとともに、当該手続きが省略できるような状況を、少なくとも1箇所以上の自治体で実現できるようにするため、2011年度末までに、検討の結論を得て、必要な措置を講ずること。ただし、この際、必ずしも当該自治体内全ての受給対象者の手続きを廃止する必要はなく、例えば転入者等、事務手続きが例外的となる少数の対象者については、従来どおり現況届けを提出させることでも良いものとする。
- ④ 個人情報保護等の課題を解決の上、「住所情報、所得情報、年金の加入情報等の児童手当の認定に必要な情報を、全国的な範囲で市町村が確認できる」状態とすることにより、児童手当現況届を不要とすることを目指し、厚生労働省は、政府内における行政機関間の情報共有化の議論に参加するとともに、当該状態が実現された際には、児童手当現況届の手続きを全国的に廃止すること。

- ・ひとつの窓口で複数の手続きを行うこと（総合窓口サービス）は、既に先進的な自治体で実施されている。また、ひとつの窓口でなくても、関連する手続きの窓口へ案内したり、窓口同士を近くに配置するといった試みも行われている。
- ・一方、手続きの際の書類の様式や保管方法などについては、根拠法などで決められていることも多く、自治体の判断で変更できない場合も多い。
- ・本項では、児童手当を最初に申請する際（主に出生届や転入届の提出時）に、他の手続きと書類を一体化することが可能かどうか、関連府省に文書でヒアリングを行った。以下にその結果の概要を示す。

- 例えば出生届用紙の中に、「児童手当法施行規則第1条に定める認定の請求を行う意思があるかどうか」のチェック欄、及び児童手当の申請に必要な追加情報（振込み口座等）の記載欄を設け、そこに記入することで、児童手当の申請を兼ねることは可能か。

図 出生届の例

1. 戸籍の届書類は、戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているた

め、原則非公開とされている。出生届書と児童手当請求書を一体化することにより、自治体の児童手当の担当部署において出生届書の写し等を保管するとなると、担当業務に必要な情報をも保有する結果となる。今般、個人情報保護の観点から、戸籍法の一部を改正し、公用請求（戸籍法第10条の2第2項）であっても、法令に定める事務を遂行するために必要な場合でなければ戸籍謄本等の交付ができないこととされた。したがって、一体化により担当部署が業務に必要な情報を得ることは、法改正の趣旨にも反するものである。なお、戸籍担当部署において、児童手当の認定に必要な事項を抽出して提供することは可能と思われるが、行政コストの問題がある。

2. 戸籍の届書は、1に述べたとおり原則非公開とされているが、例外的に戸籍に記載されていない事項を届書の記載によって確認又は証明する必要がある場合に、届書を公開することによって身分関係の公証の補完的役割を果たしている。しかし、児童手当の請求に係る事項については、これを公開の対象とすることは想定されていないと考えられること、また、一体化することにより身分関係とは関係がない事項があたかも証明されているかのような様相を呈することとなり、身分関係を公証するという戸籍制度にはなじまない。

（厚生労働省の回答）

- ・出生届の取り扱いに係ることなのでその可否を当省において判断することは困難だが、出生届との一体化については、児童手当を所管する立場としては、以下の問題が考えられる。
- ・出生届は、父母の本籍地・居住地・出生地において届け出可能だが、児童手当は居住地（住民基本台帳上の住所）の市町村が認定することとなっているので、認定権者ではない市町村において基本的な受付審査が困難であること、市町村間での事務処理体制の構築が必要であること、新たな事務の増加について自治体の理解が必要なこと、基本的な受付審査が行われない場合に申請を行う住民の利便に繋がらないことなどが考えられる。

②転入届と児童手当認定請求申請を「一体化」できるか

（想定したサービスイメージ）

- ・例えば転入届用紙の中に、「児童手当法施行規則第1条に定める認定の請求を行う意思があるかどうか」のチェック欄、及び児童手当の申請に必要な追加情報（振込み口座等）の記載欄を設け、そこに記入することで、児童手当の申請を兼ねることは可能か。

（総務省の回答）

- ・転入届については、各市町村の判断で様式を定めることが可能となっている。

（厚生労働省の回答）

- ・転入届の取り扱いに係ることなのでその可否を当省において判断することは困難だが、転入届との一本化については、児童手当を所管する立場としては、以下の問題が考えられる。
- ・すべての児童手当が市町村から支払われているわけでないため、転入届の際、養育者の職業や加入年金制度を確認した上で、市町村が支払うことができるものについて、受け付けることはできるが、公務員については、認定権者が異なるため、申請が受け付けられないこととなり、転入届に必要な情報転入者から入手するなど、窓口での混乱が予想される。

様 住 民 異 動 届

届出人 ☐ 本人 ☐ 世帯主
氏 名 印
TEL () -

異 動 日 平成 年 月 日 し尿くみ取申出
届 出 の 日 平成 年 月 日 ☐ 有 ☐ 無

新住所 新世帯主氏名・フリガナ
方 書 名称
前住所 前世帯主
方 書 名称
本籍 筆頭者
備考

国民健康保険 国民年金 種別変更

保 険 証		1. 回 収 2. 未回収		1. 郵送依頼 2. 窓口交付	
取得 (全・一)	喪失 (全・一)	変 更	申 請		
1. 転入 2. 出生 3. 社保継続 4. 生保廃止 5. 退職被保 (本・扶) 6. 国民健康 7. その他	1. 転出 2. 死亡 3. 社保加入 4. 生保開始 5. 退職被保 (本・扶) 6. 国民加入 7. その他	1. 分離 2. 合併 3. 世帯主 4. 転居 (全・一) 5. その他	1. 学 塾行・廃止 2. 遺 葬行・廃止 3. 出産一時金 4. 葬務費 5. 再交付 6. その他		
取 得		喪 失		種 別 変 更	
1. 適用もれ 2. 成人 (学生・一般) 3. 公年廃止 4. 海外より転入 5. その他		1. 公年加入 2. 公年受給 3. 3号移行 4. 海外へ転出 5. その他		A. 3号→1号 B. 1号 (任)→1号 (保) C. 1号 (保)→1号 (任) 理由 1. 本人所得増 2. 配偶者公年離脱 3. 離 婚 4. その他	
1. 1号強 2. 1号任 3. 厚 配 4. 共 配					

異動者の氏名・フリガナ	生年月日・住民票コード	性	続 柄	国 民 健 康 保 険	旧 新	基 礎 年 金 番 号	印 鑑 登 録
1. 明大昭平		男・女		国 有 無	得 喪		新・有・無 回・未
				退	有 無		
2. 明大昭平		男・女		国 有 無	得 喪		新・有・無 回・未
				退	有 無		
3. 明大昭平		男・女		国 有 無	得 喪		新・有・無 回・未
				退	有 無		
4. 明大昭平		男・女		国 有 無	得 喪		新・有・無 回・未
				退	有 無		
5. 明大昭平		男・女		国 有 無	得 喪		新・有・無 回・未
				退	有 無		

受 付 入 力 照 合 本 籍 国 保 年 金 外 録 教 委

届 出 1. 免許証 2. パスポート 3. 保険証 4. 印鑑証
本 人 5. 医療費受給者証 6. その他 7. 通 知
確 認 欄 ()

第 号

収 受 印

番 号

図 転入届(住民異動届)の例

③児童手当認定請求のワンストップ化の可能性と課題

a. 出生届との一体化に関して

- ・出生届との一体化に関しては、厚生労働省からは里帰り出産など居住地以外に出生届が提出された場合の対応が指摘されている。これについては、当初は居住地に出生届を提出する場合に限って児童手当認定請求との一体化を可能にすることで対応可能と考えられる（里帰り出産など居住地以外で出生届を提出する場合は、居住地で再度、児童手当認定請求の申請が必要）。
- ・一方、法務省からは、個人情報保護の観点から一体化は困難との回答があった。紙での部署ごとの保管を前提とするのなら、無理に一体化するのではなく、例えばcに示すように、個々の書類の様式を行政視点（都合）から国民視点（便利）に改訂することである程度の負荷軽減、利便性向上は可能である。また、紙から電子データに保管方法を変更する場合やオンライン申請の場合には、申請方法の一体化（ワンストップ化）を検討すべきである。

b. 転入届との一体化に関して

- ・転入届との一体化に関しては、厚生労働省からは公務員が転入する場合の対応に関する指摘があった。公務員は一部を除いて市区町村ではなく所属している役所に児童手当認定請求を申請するため、転入の際に、他の住民のように児童手当認定請求を再度申請する必要はない。公務員が間違っって市区町村窓口で児童手当認定請求の申請を同時に行わないよう、児童手当申請（チェック）時点で職業の確認を行うことで対応可能である。

c. 手続き単位から国民視点・イベント単位での申請・届出様式に改訂すべき

- ・現在の手続きの書類の様式や手続き方法は、その根拠法に基づき、手続き単位で考えられており、国民が結婚、出産などのイベントの際に、複数の手続きを同時に行うことを想定（あるいは考慮、配慮）していない。（余談だが、今回、実施したグループインタビューでは、三つ子を持つ親から、書類を全て3回ずつ（当然、住所や親の氏名も）書かなければならず、大変だったとのコメントがあった。また、自治体窓口などの現場では、住民が少しでも負担を軽減できるよう工夫をしているが、根拠法を超えての改善は困難である。）
- ・手続きのワンストップ化を進めるためには、オンラインでのワンストップ化はもちろん、窓口で紙などで手続きを行う際にも、現在の手続き単位での申請・届け出から、国民視点に立って、イベント毎に申請・届出をワンストップでできるよう、関連法制度（様式など）を見直すべきである。
- ・既に、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームでは、「引越し」「退職」のワンストップ化の検討が進められているが、今後は、本報告書で指摘している事項についても検討を行い、国民の利便性向上の早期実現を図るべきである。

5.2 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する不便・不安の軽減の検討

- ・不便の軽減に関しては、「結婚」における婚姻届と、「出産」における出生届を提出するタイミングでのワンストップ化の可能性と課題について検討した。
- ・不安の軽減に関しては、自治体や民間企業における取り組みを調査するとともに、「妊娠」「育児」期間中に、利用者の希望、状況にあわせてプッシュ型で情報提供する際の可能性について調査を実施し、自治体等が IT を活用した不安軽減の取り組みを進める上での課題等について検討した。

(1) 不便の軽減(主な手続きのタイミングにおけるワンストップ化の検討)

1) 結婚(婚姻届提出時のワンストップ化について)

① サービスイメージ(想定)

- ・結婚時の婚姻届、及び結婚に伴い引越した場合に提出する住民票記載事項の変更届け(住所)を提出すれば、その他の手続きに関する住所、氏名の変更が、新たに変更届けを提出することなく(及び、添付書類を提出することなく)自動的に完了する。
- ・ベルギー(ナショナルレジストリー)、デンマーク(CPR ビューロー)、イギリス(iammoving.com)などに類似のサービスあり。

② 関連手続きと所管府省の回答(詳細は参考資料11参照)

- ・ワンストップ化のサービスイメージに対する各行政手続の所管府省の回答は、以下の通りである。
- ・国民年金や長寿医療制度など、居住自治体の他の手続きについては、既に省略(ワンストップ化)されているものもある。
- ・また、厚生年金のように、住民基本台帳ネットワークを活用して省略(ワンストップ化)を予定している手続きもある。
- ・その他の手続きにおいても、変更情報がバックオフィス連携により、迅速・確実に伝達される仕組み・システムの確立及び、関連規定の改正を条件に、ワンストップ化可能なものがある(組合健康保険、住所変更がない場合の介護保険、市町村の国民健康保険など)。
- ・一方、自動車保管場所証明のように、住所・氏名の変更情報からだけでは判断できないものや、一般旅券(パスポート)のように、必ずしも婚姻届と申請のタイミングが一致しない場合があるものなどは、困難または国民の利便性に寄与しないとの回答である。

表 結婚に伴う住所・氏名変更に関する主な行政手続きとワンストップ化の方向性

関連手続き	所管府省	ワンストップ化の方向性(所管府省からの回答(抜粋))
婚姻届(戸籍)	法務省	・民法で定める成立要件を満たしているかどうかの審査資料であり、省略はできない。 ・戸籍に記載された情報を関連手続に提供するに当たっては、提供の要否及び提供先について、婚姻届を受理した市町村長から、戸籍に記載された情報を必要としている関連手続を担当する部署に氏変更に関する情報のみが確実に提供される制度設計及び法整備が不可欠。
住民票の変更(住所の変更)	総務省	・住所の変更がある場合は、転出、転入、転居届が必要。 ・住民基本台帳の情報を当該市町村が使用することは可能。他の市町村や国などが使用する場合は、住民基本台帳法第11条、第12条の2及び当該市町村の個人情報保護条例などに基づく。
住民票の変更(姓の変更)	総務省	・省略済み(婚姻による住民票の記載は、住民基本台帳法第8条に基づき職権で行われる)。

関連手続き	所管府省	ワンストップ化の方向性(所管府省からの回答(抜粋))
運転免許証 (姓、本籍、住所の変更)	警察庁	・変更事項を運転免許証に記載することが必要であり、ワンストップ化は困難。 ・現在、窓口で行っている本人確認と免許証の有効性・真正性の確認が確保できることが必要。 ・事実上、様々な本人確認書類として使われていることを考慮する必要がある。
自動車保管場所証明(住所の変更)	警察庁	・住民票記載事項の変更情報のみでは、当該自動車を継続して保有するのか、継続して保有する場合の使用の本拠の位置及び自動車の保管場所がどうなるのかなどの情報が判明せず、所在図など手続に必要な書類も揃わないことから、証明の要否及び可否が判断できず、ワンストップ化は困難。
車検証(姓、住所の変更)	国土交通省	・申請者が同意しており、それを証する公的な証明があることが必要。
一般旅券(記載事項(氏名、本籍の都道府県)の変更)	外務省	・海外渡航等の必要性が生じた場合に手続を行うことが多く、旅券所持者の対応が一律でないこともあり、ワンストップ化は本件手続きの利便性の向上には直接寄与しないと考えられる。
国民年金(姓、住所の変更)	厚生労働省	・省略済み。
厚生年金(姓、住所の変更)	厚生労働省	・平成 23 年 4 月より住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより、省略される予定。
国民健康保険	厚生労働省	(市町村の場合) ・住民票記載事項の変更届がある場合は、省略済み。 ・住所変更がない場合は、住民票記載事項の変更届の提出による氏名変更の情報がバックオフィス連携により迅速・確実に伝達される仕組み・システムが確立されることが必要(関連規定の改正が必要)。 (国民健康保険組合の場合) ・氏名又は住所変更の情報が市区町村から組合へ迅速・確実に伝達される仕組みが確立されることを前提に、対応は可能(関連規定の改正が必要)。 ・氏名変更前の旧被保険者証を回収する必要がある、これを市区町村経由とすることについて、市区町村から保険者への回送等の協力を得る必要がある。
健康保険(姓の変更)	厚生労働省	・氏名変更の情報が市区町村から保険者へ迅速・確実に伝達される仕組みが確立されることを前提に、対応は可能(関連規定の改正が必要)。 ・氏名変更前の旧被保険者証を回収する必要がある、これを市区町村経由とすることについて、市区町村から保険者への回送等の協力を得る必要がある。
長寿医療制度(姓、住所の変更)	厚生労働省	・省略済み。
介護保険	厚生労働省	・住民票記載事項の変更届がある場合は、省略済み。 ・住所変更がない場合は、住民票記載事項の変更届の提出による氏名変更の情報がバックオフィス連携により迅速・確実に伝達される仕組み・システムが確立されることが必要(関連規定の改正が必要)。

2) 出産(出生届提出時のワンストップ化について)

① サービスイメージ(想定)

- ・窓口に出産届を提出すると、関連する手続きが、新たに本人が申請することなく（及び添付書類を提出することなく）、自動的に実施される。

② 関連手続きと所管府省の回答(詳細は参考資料11参照)

- ・ワンストップ化のサービスイメージに対する各行政手続きの所管府省の回答は、以下の通りである。
- ・出生届の提出により、住民票には職権で記載される（省略済み）が、出生の事実以外に確認が必要な事項がある手続き（児童手当認定請求、児童扶養手当認定請求、健康保険の被扶養者届など）については、別途、確認手段や受付窓口の負担軽減が必要。
- ・出産手当金支給申請（出産のために会社を休む際に、勤務先の健康保険から給料の 2/3 が支給される制度）のように出生届とは提出のタイミングが異なるものは、ワンストップ化になじみにくい。
- ・勤務先に提出する手続きについては、官から民への個人情報の提供となることから、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要なほか、仮に実施する場合には、自治体と勤務先である全国の事業者を結んで個人情報のやりとりができる環境を整備する必要がある。

表 出産に関する主な行政手続きとワンストップ化の方向性

関連手続き	所管府省	ワンストップ化の方向性(所管府省からの回答(抜粋))
出生届の提出	法務省	・戸籍の記載の真実性を担保するためには必要であり省略はできない。 ・戸籍に記載された情報を関連手続に提供するに当たっては、提供の要否及び提供先について、出生届を受理した市町村長から、戸籍に記載された情報を必要としている関連手続を担当する部署に確実に提供される制度設計及び法整備が不可欠。
住民票への記載	総務省	・省略済み(出生による住民票の記載は、住民基本台帳法第8条に基づき職権で行われる。)
出生連絡票の提出	厚生労働省	(国の根拠法令なし)
児童手当認定請求	厚生労働省	・出生届を提出した者が必ずしも受給資格者とは限らない。 ・出生届が居住地以外にも届出可能であることから、認定権者ではない市町村においては受付審査が困難。
乳幼児医療費助成申請	厚生労働省	(国の根拠法令なし)
児童扶養手当認定請求	厚生労働省	・父と生計を同じくしていないことや所得制限等の要件に該当するか事実確認を行う必要があり、出産のみをもって請求できるものではないため、出産時のワンストップ化には馴染まない。
健康保険証	厚生労働省	(健康保険の被扶養者届) ・事業主を通じて保険者(健康保険組合等)へ届け出ることとされていることから、当該規定の改正が必要。 ・夫婦共働きなど、世帯の収入状況によっては、収入を有する者それぞれの収入額の確認が必要となるなど個々の状況に応じた対応が必要であることから、窓口負担が重いと思われる。

関連手続き	所管府省	ワンストップ化の方向性(所管府省からの回答(抜粋))
		(国民健康保険の被保険者資格取得届) ・関連法令・規則の改正及び、出生届の提出による出生日等の情報がバックオフィス連携により迅速・確実に伝達される仕組み・システムが確立されることを前提に、対応は可能。
出産育児一時金支給申請	厚生労働省	・健康保険法施行規則で保険者(健康保険組合等)への申請書の提出を求めている、規定の改正が必要。 ・産科医療保障制度の対象分娩であるときは、その旨を証する書類が必要なため、省略は困難。
出産手当金支給申請	厚生労働省	・出産手当金支給申請は、産後 56 日経過後に事業主の証明を受けた上で保険者に提出することから、出生届とのワンストップ化は困難。
給与所得扶養控除申告	財務省 国税庁	・「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は、源泉徴収義務者(勤務先)に提出するものであり、ワンストップ化に当たっては、全国 400 万社(者)いる源泉徴収義務者(勤務先)が個人情報適正に取扱う電子的環境を整えている必要があること、並びに、扶養の状況により、両親のどちらの扶養親族となるかわかり得ること、また、両親以外の親族の者の扶養親族となることもあることなど、問題点が多い。

3)ワンストップ化による不便軽減の方向

- ・現在、申請書類や添付書類などにより確認している情報を省略・簡素化する手段としては、バックオフィス連携(データ連携)により行政機関間などで直接確認する方法と、電子私書箱などを利用して国民経由で電子化した情報を受け渡しする方法がある。
- ・前者については、国民にとっては手続きや添付書類が不要になるため利便性が高いが、バックオフィスでのデータ連携のための仕組み(インフラや制度など)が必要となる。
- ・後者については、行政機関等と国民の間で電子的に文書等をやりとりする仕組みができれば実現可能であり、証明書の取得などのために役所に出向く手間が軽減されるが、手続きそのものは残る。
- ・ワンストップ化に関しては、上記の 2 つの方法をケースに応じて使い分けて実現していくことが考えられる。例えば、まずは行政機関間(市区町村相互や国との間)でのデータ連携を整備し、健康保険組合や民間企業の間では電子私書箱を用いるなど、環境整備の進捗度、優先度に応じて使い分けることが考えられる。
- ・また、今回の検討では、勤務先などを除く民間企業や事業者(例えば結婚の際の銀行口座、クレジットカード、携帯電話、生命保険の氏名及び住所変更など)については、調査の対象外としている。国民の利便性を考えた場合、官だけでなく民も含めたワンストップ化が必要である。

(2)不安の軽減(プッシュ型サービスの検討など)

1)妊娠・育児(プッシュ型サービスについて)

①サービスイメージ(想定)

- ・妊娠届又は出生届の提出時に、パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録しておく、以後、自分に関係ある行政サービス情報がメールで送られてくる。
- ・メール本文から案内サイト(パソコンまたは携帯サイト)に飛んで、ワンクリックで申し込み手続きが完了する。この際、住所、氏名等の記入は不要で、必要最小限の事項(例:

講座を受けたい日、参加人数など）を選択・入力し、「申し込み」ボタンを押すだけで手続きが完了。その後、受付完了確認メールが届く。

②関連手続きと所管府省の回答(詳細は参考資料11参照)

- ・プッシュ型サービスイメージに対する各行政手続きの所管府省の回答は、以下の通りである。
- ・妊娠の届出や出生連絡票などの情報を用いて、希望する該当者に案内をプッシュ型で送ることについては、自治体内部における個人情報の管理が適切に行われていれば問題ない。
- ・ただし、申込を受け付けるのが医療機関など自治体以外の場合、自治体と医療機関の間の情報共有が必要である。また、医療機関においてネット環境の整備など負担が増大する可能性がある。

表 出産に関する主な行政手続きとワンストップ化の方向性

関連手続き	所管府省	プッシュ型サービスの方向性(所管府省からの回答(抜粋))
妊娠の届出	厚生労働省	・妊娠届に記載された情報を、関連サービスの実施のために提供するにあたっては、自治体内部における適正な個人情報管理を徹底する必要がある。
妊産婦健診 (案内)	厚生労働省	・特段問題はない。
妊産婦健診 (申込み)	厚生労働省	・多くの場合、健診の実施主体は自治体ではなく医療機関であることから、自治体と医療機関の間で情報共有(医療機関の受診受け入れ可能日情報等)が必要となり、当該情報共有については困難な点がある可能性がある。 ・また、医療機関に直接申し込みを行う場合は、医療機関にネット環境の整備等を求めることとなり、医療機関の負担が増大する可能性がある。
出生連絡票 (提出依頼)	厚生労働省	(国の根拠法令なし)
出生連絡票 (提出)	厚生労働省	(国の根拠法令なし)
両親講座 (案内)	厚生労働省	(国の根拠法令なし)
両親講座 (申込み)	厚生労働省	(国の根拠法令なし)
乳幼児健診 (案内)	厚生労働省	・特段問題はない。
乳幼児健診 (申込み)	厚生労働省	・多くの場合、健診の実施主体は自治体ではなく医療機関であることから、自治体と医療機関の間で情報共有(医療機関の受診受け入れ可能日情報等)が必要となり、当該情報共有については困難な点がある可能性がある。 ・また、医療機関に直接申し込みを行う場合は、医療機関にネット環境の整備等を求めることとなり、医療機関の負担が増大する可能性がある。

2)コミュニケーション手段の多様化

- ・プッシュ型サービスは、これまで行政に対して国民が「申請・届け出」していたのに対し、希望する国民には行政の側からアプローチして、行政サービスの認知を高め利用を促進することを目指すものである。
- ・これまでも郵送や窓口などで、一部案内資料の送付などが行われてきたが、電子化に伴い、個々の国民にあった情報を提供し、行政サービスの利用などを促進することが比較的容易になった一方で、本人確認手段や個人情報の的確な取り扱いなどの課題もある。
- ・第3項までで見てきたように、結婚・出産・妊娠・育児など、自分が置かれている社会とのつながりや体調が大きく変化する場合には、孤立感、不安感が増大する恐れがある。プッシュ型による情報提供は、行政サービスの向上によって国民の利便性が向上するだけでなく、行政情報をわかりやすく、かつタイミングよく提供することによって、不安の軽減にも資するものである。
- ・不安の軽減を図るためには、非IT部分の取り組みが不可欠であるが、ITの持つコミュニケーション力を活用し、様々な手段によって、社会との接点やコミュニケーションを取るようにすることで、ITを不安軽減のツールとして活用することも可能である。
- ・例えば、遠野市におけるすこやか親子手帳の取り組みは、自治体による、一歩進んだ子育て中の住民とのコミュニケーション手段として、住民に活用されており、ITを活用した不安軽減の手法の一つと言える。
- ・また、民間事業者による子育て支援サイトは、気軽に利用できるサービスとして多くの人々に利用されており、利用者の評価も高い。一方で、民間サイトでは、提供できる情報には限界があり、ヒアリング調査では、行政サービス等に関する情報提供も行いたい、現状では自治体ごとに情報発信の様式・内容などが異なることから、個別自治体ごとに情報の収集・更新を行う必要があり、実現が難しいとの声もあった。行政情報が標準化されれば、これら民間サイトにおける行政情報発信も比較的容易になる。
- ・このように、民間事業者や自治体が、プッシュ型サービス等のITを活用し、国民の利便性向上や、不安の軽減のための取り組みを進めていく上で、解決すべき課題は多い。行政情報の標準化、オンラインにおける本人確認手段、個人情報の保管方法といった問題は、自治体や民間事業者が個別で対応できない要素も含んでおり、これらのサービスが実現できるような環境整備が求められる。

5.3 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する主な手続きに要するコスト試算

(1)結婚・妊娠・出産・育児に関する主な手続きに要する国民のコスト

- ・結婚・妊娠・出産・育児に関する主な手続きに要する国民のコストを概算で試算したところ、現状、約 738 億円（時間を人件費換算、交通費を含む）程度要している。一方、手続きの省略・簡略化（ワンストップ化や添付書類の省略など）を実施した場合は、約 233 億円程度となり、年間約 505 億円のコスト削減が見込まれる。

表 結婚・妊娠・出産・育児に関する主な手続きに要する国民のコスト試算

	現状	改善後	削減額
結婚	378 億円	154 億円	224 億円
妊娠・出産・育児	360 億円	79 億円	281 億円
合計	738 億円	233 億円	505 億円

資料：本委員会で検討。詳細は巻末の参考資料9参照。

(2)児童手当の現況届に関するコスト

①行政側コスト

- ・児童手当の現況届に関する行政側業務に要するコストについて、4自治体への調査結果（参考資料8参照）をもとに受給者一人当たりの経費を約 200 円と想定すると、年間約 18.5 億円程度となる。
- ・削減可能性に関しては、必要なシステム投資等の額が現段階では不明なため試算は難しいが、書類の発送に要する費用のほとんどと受領・処理に要する費用のかかなりの部分は削減できると想定される。

表 児童手当の現況届の行政側コスト試算

項目	金額	備考
一人当たり費用	約 200 円/人	下表をもとに想定
受給者数	約 9,274,000 人	平成 18 年度
合計	約 18.5 億円/年	

資料：本委員会で検討。

表 児童手当の現況届に要する行政側のコスト

項目	A 市	B 市	C 市	D 市
児童手当受給者数	約 29,600 人	約 25,000 人	約 20,000 人	約 7,500 人
発送に要する費用	約 250 万円	約 310 万円	約 215 万円	約 110 万円
受領・処理に要する費用	約 154 万円	約 120 万円	約 220 万円	約 130 万円
合計	約 404 万円	約 430 万円	約 435 万円	約 240 万円
受給者一人当たり費用	約 136 円/人	約 172 円/人	約 218 円/人	約 320 円/人

注：B 市の費用には、職員・パートの人件費を含んでいない。

資料：各自治体への調査をもとに作成。詳細は巻末の参考資料8参照。

②国民側コスト

- ・児童手当の現況届に関する国民側の手間をコスト換算すると、年間約 93 億円程度となる。
児童手当の現況届を省略すれば、国民側のコストはほぼゼロになる。（受給者と対象児童が別居しているなど、別途、証明書の提出が必要な場合などは除く。）

表 児童手当の現況届の国民側コスト試算

項目	金額	備考
所要時間の想定	約 30 分/年	書類の記入、保険証のコピー、投函など(※)
受給者数	約 9,274,000 人	平成 18 年度
所要時間合計	約 4,637,000 時間/年	
時間単価の想定	約 2,000 円/時	「平成 19 年度賃金構造基本統計調査」をベースに概算数値として設定
コストの合計	約 93 億円/年	

※郵送で現況届と保険証のコピーを送付(返送)する場合を想定しているが、勤務先の加入年金種別証明書が必要であったり、前居住地における所得証明書が必要な場合などは、さらに時間を要する。

③総コスト

- ・行政側のコスト削減可能額が不明だが、国民側のコスト削減額とあわせて概ね年間 100 億円程度の総コスト削減が可能と考えられる。

6. 今後の取り組みについて

(1)2008 年 12 月の提言以降の検討結果のまとめと今後の方向性

検討項目		検討概要	検討結果と今後の方向性
不便の軽減	① データ連携による手続きの省略・簡素化（「児童手当の現況届」の省略を先行モデルケースとして）	◆データ連携による行政手続き省略・簡素化の先行モデルケースとして、「児童手当の現況届」の省略を検討。 ・「児童手当の現況届」：児童手当受給者（全国で約 1000 万人）が毎年 6 月に居住市区町村に提出。 ・「現況届」では、「前年所得」「加入年金種別」に加えて「養育の事実」を確認。 ・児童手当の現況届に要しているコスト（試算）は、行政が約 18.5 億円/年、国民が約 93 億円/年。 ・現在の法令上の規定及び現況届の省略に関する厚生労働省の見解は下表の通り。	◆本委員会としては、転入を伴わないなど大半のケースについては「児童手当の現況届」の省略は可能と判断。 ◆厚生労働省は、「5. 1（1）4）児童手当の現況届省略に向けた方向性」に記載された 4 点を確認の上、「児童手当の現況届」の省略に向けて、以下の検討を早急に行うべき。 ①所得については、転入してきた場合を除き、現況届への記入を省略できるよう、必要な法制度を改正（※1）。 ②年金種別については、例えば社会保険庁が所有する加入年金種別情報（第2号被保険者情報）を自治体が参照することで、現況届への記入と添付書類を省略できるよう、必要な法制度を改正するなど（※2）、情報参照の仕組みづくり（※3）を行う。 ③養育の事実については、毎年の自己申告を省略できるよう、施行規則の改正（※4）を行う。 ※1：児童手当法第26条（及び児童手当法施行規則第4条の様式第三号の改正など）。 ※2：社会保険庁が所有する加入年金種別情報を自治体が参照することに関する国民の理解と必要な法制度改正。 ※3：現状の国民年金用システムの有効活用の検討も含め情報参照の仕組みを構築。ただし、行政手続全体の情報共有の仕組みが完成したらそちらに移行することを考え、当面の措置として簡易な仕組みとする。 ※4：児童手当法施行規則第4条の様式第三号の改正。 ◆この先行モデルケースを参考に、「結婚・出産・妊娠・育児」に関する行政手続きや、その他の行政手続きについても、省略・簡素化に向けて早急に検討すべき。
		検討項目	
		現状（法令上の規定）	
		現況届の省略に対する厚生労働省の見解	
		① 所得情報の確認	・課税台帳で参照できても、現況届による所得の届け出は必要。児童手当法 26 条は添付書類の省略を規定したに過ぎず、現況届への記入の省略（届出の省略）を認めたものではない。 ・転入してきた人も省略可能にするには、自治体間で課税台帳情報を共有する仕組みが必要。
		② 年金種別情報の確認	・社会保険庁が保有する年金情報を参照するには、以下の点が必要。 1）年金情報を年金業務以外に使用するための法改正と国民の理解が必要（児童手当を支給するための年金種別の確認は年金業務ではないという見解）。 2）社会保険庁から自治体に年金情報を送る仕組み（または自治体が社会保険庁の年金情報を参照する仕組み）が必要。個人を特定する方法を含む。
		③ 養育の事実の確認	・毎年、本人による自己申告が必要。

検討項目		検討概要		検討結果と今後の方向性	
	②ワンストップ化	◆児童手当認定請求申請を、出生届または転入届と一体化することを検討。 ◆「結婚・出産」に関する主な行政手続のワンストップ化について検討。 ・「結婚・妊娠・出産・育児に関する主な行政手続きに要している国民のコストは、現状約 733 億円/年、改善後約 233 億円/年（削減額：約 505 億円/年）。 ・想定したサービスイメージに対する各手続きの所管府省の見解は以下の通り。			
		検討項目	サービスイメージ	所管府省の見解	
		児童手当認定請求申請と出生届等の一体化	・出生届または転入届提出時に、児童手当認定請求申請を希望する旨記載し、必要書類を添付することで、同時に申請可能とする。	・出生届との一体化は、個人情報保護の点から困難（法務省）。 ・転入届との一体化は、書類の様式は自治体判断なので、法制度上問題なければ可能（総務省）。	
	結婚・妊娠・出産・育児に関する主な手続きのワンストップ化	・婚姻届提出時の住所、氏名の一括変更。 ・出生届提出時の他の関連手続きの一括実施。	・一部は既に省略・簡素化されている。 ・運転免許証は、窓口で変更した記載事項を運転免許証に記載をしなければならず、その際、本人確認と免許証の有効性・真正性の確認を行っており、ワンストップ化は困難。（警察庁）。他にも自動車保管場所証明（警察庁）などが困難との回答。	◆現在、手続きごとに定められている申請・届出等の書類の様式を、国民目線でイベント（結婚、出産など）ごとに見直すことで、何度も住所・氏名を記入することをなくし、書類の記入方法をわかりやすくするなど、国民の負担を軽減し利便性を向上させるべき。 ◆行政手続きを電子化する場合（または既に電子化した行政手続きについて）、国民の利便性向上やイベントごとのワンストップ化の視点から行政手続き全体を再検討（BPR）し、必要であれば、法制度も見直すべき。	
不安の軽減	①プッシュ型サービス	◆「妊娠・育児」に関する主な行政手続きのプッシュ型サービスによる不安の軽減の検討。 ・想定したサービスイメージに対する各手続きの所管府省の見解は以下の通り。			
		検討項目	サービスイメージ		所管府省の見解
		結婚・妊娠・出産・育児に関する主な手続きのプッシュ型サービス	・妊娠時期や子育て時期に、必要な手続き等の情報をプッシュ型で受け取り、簡単に申し込み。	・妊婦健診の案内など、プッシュ型サービスは現行法制度でも実施可能なものが多い。	◆プッシュ型サービスに関しては、現行法制度でも実施可能なものも多いが、自治体への普及が進んでいるとはいえない。 ◆また、民間事業者や自治体が、ITを活用し、国民の利便性向上や、不安の軽減のための取り組みを進めていく上では、行政情報の標準化、オンラインでの本人確認手段、個人情報の保管、取り扱い方法等、サービス提供者が個別に対応できない要素も多い。 ◆一方で、ITの持つコミュニケーション力を活用すれば、様々な手段により社会との接点やコミュニケーションを取れる状態にすることもでき、不安軽減のツールとして活用することも可能。 ◆これらのサービスが実現できるようにするためには、上記の課題を解決し、環境を整備することが不可欠。まずは自治体における導入・普及方策の検討を行うべき。
②コミュニケーション手段の多様化	（第3項までにおいて以下の点などを検討） ◆自治体におけるITを活用したコミュニケーションツールの先進的取り組みや、民間事業者の取り組みを調査し、これらの取り組みを進める上での課題を抽出。 ◆多数ある民間の子育て支援サイトが行政サービスに関する情報を掲載するには、行政の情報発信を標準化する必要がある。				

(2)今後の取り組みについて

- ・以上の検討を踏まえ、今後の取り組みについて取りまとめる。

●今後の取り組みについて

1)先行モデルケースとしての児童手当の現況届の省略の実現

- ・今回の検討により、転入を伴わないなど大半のケースについては、児童手当の現況届は省略可能と判断した。ただし、法改正や情報参照の仕組みづくりなど、検討すべき課題も残っている。
- ・そこで本件を、「国民の利便性向上と行政の BPR」の先行モデルケースとして位置づけ、厚生労働省は、省略に向けた道筋（P.22 参照）を了解した上で、児童手当の現況届が省略できるような状況を、少なくとも 1 箇所以上の自治体で実現できるようにすることを目指して、早急に検討に着手の上、2011 年度末までに結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

2)「結婚・妊娠・出産・育児」に関する主な行政手続きの省略・簡素化の実現

- ・今回の検討により、「結婚・出産・妊娠・育児」に関する主な行政手続きのワンストップ化に対する課題と方向性がある程度明らかになった。
- ・引き続き、内閣官房及び関係府省は、児童手当に関する今回の検討プロセス等も踏まえつつ、当該分野における行政手続きの省略・簡素化の実現の検討を進め、今後の政府内でのデータ連携の動きを念頭においた上での、手続きの省略・簡略化に向けた工程表を作成・公開すべきである。

3)利用者目線の情報提供で不安を軽減

- ・結婚・妊娠・出産・育児など、環境や体調などが大きく変化する際には、不安感や孤立感が増大する恐れがある。自治体や民間事業者が進めるプッシュ型サービスや、IT を活用した多様なコミュニケーション手段を活用した取り組みは、こうした不安の軽減に資するものである。
- ・プッシュ型サービスについては、現状でも法制度上の制約はほとんどないと考えられるが、自治体において導入が進んでいるとはいえない。また、民間のコミュニケーションサービスの取り組みにおいても、行政情報の標準化等が課題となっていることがわかった。自治体等においてプッシュ型サービスが普及、促進されるようにするため、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム等において、バックオフィス連携や、個人情報管理をはじめとする課題についての検討を引き続き行うべきである。

● 参考資料

参考資料1 特別テーマ評価検討委員会構成員名簿

(五十音順 敬称略)

秋山 をね 株式会社インテグレックス代表取締役社長

井堀 幹夫 市川市情報政策監 (CIO)

大山 永昭 東京工業大学教授 (IT 戦略本部員)

◎ 國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授

○ 須藤 修 東京大学大学院情報学環教授

安井 秀行 NPO 団体アスコエ代表

(◎ : 座長、○ : 座長代理)

参考資料2 特別テーマ評価検討委員会の活動状況

平成 20 年度の特別テーマ評価検討委員会の活動状況は、以下のとおりである。

第 1 回

- ・日時：2008 年 8 月 26 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分
- ・場所：内閣府本府庁舎 5 階特別会議室
- ・主な議題：
 - ・特別テーマ評価検討委員会の運営について
 - ・今後の活動方針について
 - ・構成員からの発表（安井構成員、井堀構成員）
 - ・ブレ調査結果の概要

第 2 回

- ・日時：2008 年 9 月 18 日（木）13 時 00 分～15 時 00 分
- ・場所：経済産業省別館 10 階 1012 号会議室
- ・主な議題：
 - ・ケーススタディの対象とするライフイベントの追加について
 - ・関係者ヒアリングの状況について
 - ・有識者からの発表
バースセンス研究所 大葉ナナコ氏 「妊娠・出産・育児の現状と課題」
 - ・構成員からの意見（井堀構成員提出資料）

第 3 回

- ・日時：平成 20 年 10 月 10 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分
- ・場所：内閣府本府庁舎 3 階特別会議室
- ・主な議題：
 - ・関係者ヒアリングの結果について
 - ・利用者の利便性向上と BPR について
 - ・これまでの議論と今後の進め方について
 - ・ウェブアンケート調査（案）

第 4 回

- ・日時：平成 20 年 10 月 23 日（木）13 時 00 分～15 時 00 分
- ・場所：内閣府本府庁舎 3 階特別会議室
- ・主な議題：
 - ・自治体業務の BPR に関するヒアリング
 - ・評価専門調査会への報告事項について

第 5 回

- ・日時：平成 20 年 11 月 14 日（金）13 時 00 分～15 時 00 分
- ・場所：農林水産省 三番町共用会議所
- ・主な議題：
 - ・第 2 回評価専門調査会の結果報告について
 - ・アンケート結果について
 - ・児童手当現況届の省略について
 - ・関係府省への質問について（経過報告）
 - ・特別テーマ評価検討委員会の提言について

第6回

- ・日時：平成20年12月11日（木）10時00分～12時00分
- ・場所：永田町合同庁舎 第1会議室
- ・主な議題：
 - ・児童手当に関する関係府省の回答及び自治体の意見について
 - ・子育て関係サービス従事者アンケートの中間報告
 - ・地域情報プラットフォームの紹介
 - ・特別テーマ評価検討委員会の提言及び報告書骨子案について

第7回

- ・日時：平成21年2月27日（金）13時30分～15時30分
- ・場所：中央合同庁舎第4号館1214会議室
- ・主な議題：
 - ・第49回IT戦略本部、第3回IT新改革戦略評価専門調査会の報告
 - ・デジタル新時代に向けた新戦略の策定について
 - ・児童手当の省略について
 - ・「結婚、妊娠、出産、育児」に関する手続きの省略について
 - ・特別テーマ評価検討委員会の報告書（案）について

以 上

参考資料3 グループインタビュー及びヒアリング結果の総括

グループインタビューから現状と課題、ニーズを探り、その課題解決に先進的に取り組む企業、団体に対しヒアリングを実施した。

項目		国民(サービスの受け手)の実感				サービス提供側の事例 (※(イタリック)」は行政等に対する要望、コメント等)			
		現状		ニーズ		企業		NPO等	地方公共団体
不安を喜びに		A社(東京都)	ドリームハウス(新潟市)	A社(東京都)	ドリームハウス(新潟市)	ベネッセ	P&G	NPOびっぴ	遠野市
	結婚								
	妊娠～	・初めての出産 ・妊娠中の健康維持方法や服用可能な薬などの情報が十分入手できない。 ・妊娠中に揃えておいたほうが良いものなどの情報がほしい。 ・ロコミ交流の重要な場である母親学級が平日に開かれることが多く、共働きだと妊婦の友達を作りにくい。	・仕事をしていたので、情報自体がほとんど入ってこない。 ・共働きでも参加できる情報共有の場がほしい。	・初産の妊娠中の不安を解消できるような情報がほしい。 ・共働きでも参加できる情報共有の場がほしい。		・雑誌「たまごクラブ」(年2回)「ひよこクラブ」(毎月発行)を発行。 ・経験者同士が情報を交換する場として女性限定・会員制のコミュニティサイト「ウィメンズパーク」を運営。女性サイトとしては国内最大級。 ・携帯サイトは男性登録可だが、登録者はごく少数。	・妊娠期から3歳くらいまでの子どもをもつ母親をターゲットにしたWebサイト「womama」を運営。 ・会員数、ページビュー等は現時点では公表していない。 ・父親向けの情報も提供。	・浜松市の委託により「浜松市公認・子育て支援サイト『びっぴ』」を2005年4月に開設。 ・行政から提供される情報と、びっぴが独自に提供するアドバイスやブログなどを、当事者視点で掲載。 ・アクセス数は、H19年の平均で20万件/月程度。	・総務省のICT事業で、「すこやか親子電子手帳」を稼働。 ・平成20年度から、母子手帳発行時に電子母子手帳を紹介し、承諾した人にはその場でID・パスワードを発行。現在、56名の利用者がいる(平成19年度31名、平成20年度25名)。 ・電子母子手帳には、助産師との交換日記機能があり、不安があった場合に助産師と相談ができる。
		・産科医探し	・産科医に関する情報が少ない(特に評判情報)。		・産科医の評判を自分で確認したい。	・地域情報として、産婦人科等医療機関情報をタウンページから購入、ユーザーがコメントを付けられるようにしている。		・産科が減っている現状がある。子供を持つとする親にとって望ましくない状況。改善して欲しい。	・平成14年から、市内で出産できる医療機関が無くなった。 ・モバイル健診で釜石の病院とは連携が取れた。 ・「ねっと・ゆりかご」では普通の妊婦健診で受けられるメニューはほぼ揃っている。
	出産～育児(小学校入学前まで)	・孤立感への対処		・子どもとの接し方は、自分ひとりで行うだけではわからない。 ・今は母親だけが当事者。	・ドリームハウスみたいな居場所が必要だということを国が認めて、支援してほしい。 ・夫が絶対に産休・育休を取れる世の中になってほしい。	・「共感・安心感、満足感、充足感」など、孤立する母親の気持ちをサポートするという点で、ユーザーの評価を得ている(会員数は年間出産数とほぼ同数)。 ・気持ちのサポートは民間が担うべきではないか。	・【仕事と子育て】両立のためのカウンセリングを提供。 ・東京支社では「NPO【仕事と子育て】カウンセリングセンター」に外部委託。 ・男性の育児休暇取得については、社内のダイバーシティフォーラムでトピックを取り上げるなどして、考える機会を提供している。取得人数は増えてきている。	・先輩ママからのヒントという位置づけで「一言コメント(先輩ママのアドバイス)」を掲載、利用者からのロコミ情報が主。	・いま子ども条例として、「わらすこ条例」を策定中だが、その検討の中で、子供を守る存在として、母親だけでなく、行政、地域を含めたという「保護者」であるべきか、の観点を盛り込んでいる。 ・遠野市では両親教室を日曜にも開催するなど、父親も育児に参加しやすいよう丁寧に取り組んでいる。
		・保育所・幼稚園探し	・直前まで入園できるかどうかわからない。 ・出産時期・復帰時期によって、入園できる保育園がない場合がある。	・幼稚園選びの際の情報が少ない。 ・支援センターに行っている人にしか保育園の情報入手先がない。	・入園できるかどうか判断できる情報がほしい。 ・幼稚園・保育園の情報がほしい。 ・いろんな情報が得られて、きちんとした施設に預けられる仕組みがあるとよい。	・地域情報として、保育所、幼稚園や小児科の情報をタウンページから購入、ユーザーがコメントを付けられるようにしている。 ・幼稚園・保育園の情報がほしい。 ・いろんな情報が得られて、きちんとした施設に預けられる仕組みがあるとよい。	・「ステキCLUB」体験談ネットワークのコーナーには妊娠、育児に関する相談、知りたいことの声が入ってくる。その中でリクエストが多いものについて、専門家からの回答などのコンテンツを提供する。	・幼稚園情報を例にとると、公立幼稚園の情報は市から提供を受け、私立幼稚園の情報はびっぴが独自に収集。利用者は公立、私立の両方の情報を知りたいため、まとめて載せている。 ・行政の情報の中でアクセス数が多い、ニーズが高いと感じるのは、保育園のページ。 ・利用者が本当に欲しいのは他の利用者の実感に即した情報。	・今はイベント情報や小児科医の情報、離乳食の情報、市立図書館の絵本の紹介、掲示板等のコンテンツがある。
	・小児科医探し、相談、夜間診療	・小児科医に関する情報が少ない(特に評判情報)。 ・夜間に相談できる仕組みがない。		・小児科医の評判を自分で確認したい。 ・電話やメールで、いつでも(夜間でも)相談できるという。					
	・働く親対応	・急な残業が発生したときなど、ベビーシッターの調整が取れず、近所の人にもお願いできないときは対応できる人を探すのが大変。 ・費用負担が大きい(月10数万円)。	・仕事をされていて、子どもが風邪で保育園を休んだときなどに、仕事を休みにくい。	・ベビーシッターサービスを拡充してほしい。 ・助成制度があるとよい。		・ワーキングマザー向けのコミュニティを作っている。	・緊急時介護育児費用払い戻し制度(所定労働時間外勤務または出張時に発生した育児・介護関連費用を決められた上限の金額まで補助する制度)。	・待機児童が多すぎて働くのをあきらめている母親も多いと思われる。	・企業における子育てしやすい環境の整備について、行政から普及啓発はできるが個別の企業の方に指示することは難しい。

項目	国民(サービスの受け手)の実感					サービス提供側の事例 (「*(イタリック)」は行政等に対する要望、コメント等)			
	現状		ニーズ			企業		NPO等	地方公共団体
		A社(東京都)	ドリームハウス(新潟市)	A社(東京都)	ドリームハウス(新潟市)	ベネッセ	P&G	NPOびっぴ	遠野市
不便さの解消	結婚		・新潟に来てから結婚の手続きをすると、手続きが終了するまでの間、各種証明書が一切ない、「自称〇〇」の期間が発生してしまう。 ・銀行通帳の名前を変えなくてはならなかったのは不便だった。						
	妊娠～	・里帰り出産(カルテの共有)	・それまでかかっていた産科医とのカルテ共有ができず、再検査が必要。		・産科医間でカルテを共有してほしい。	*行政サービス情報を基本フォーマットを定めて標準化してもらい、後は民間が自由につかえるとよい。	*コンテンツとして地域や行政サービスを入れることについて検討したことはあるが、地域の情報を載せるとなると、全国をカバーしなければいけないこと、メンテナンスが必要なおことがネックになり実現していない。		・モバイル健診は平成20年度で終わる経済産業省のモデル事業だが、岩手県が、県内の市町村と産科医療機関、県を繋ぐシステムに引き継ぐことを考えている。これが全国に入れば、電子母子手帳が全国で使えるようになる。
		・役所等の手続き	・企業も含めて手続きがいろいろあり大変。	・手続きがすべて大変だった。	・手続きを簡単にしてほしい(一箇所ですむ、一回ですむ)。			・手続きのワンストップ化については、すでに各公民館や区役所単位で行われている。	
				・金曜日に転出手続きをし月曜日に転入手続きをしようとしていたら、週末に救急車で運ばれてしまったが、そのときにかかった処置費用に妊婦検診用の券などが使えず、自費で負担しなくてはならなかった。	・妊娠してからの手続きコーディネートマニュアル(役所から自動的に手続きされるようなもの)があるとよい。 ・手続き間の流れを示した情報がほしい。 ・婚姻届のときに、妊娠・出産などのあたりの手続きのことも教えてくれればよい。				
				・転入・転出の手続きが同時に行われればこのようなことにはならないのではないかと。					
	出産～育児(小学校入学前まで)	・児童手当や医療費助成などの手続き	・何度も役所に出向いたり、毎年繰り返し手続きしないといけない。	・書類の申請が大変だった。	・情報を一元化してほしい。	・1日で済ませられる手続きは1日で済ませたい。		・紙媒体の「はままつ子育てガイド」も、市の本委託業務の範囲で作成。インターネットの普及率を鑑みると、市内の6割はびっぴのホームページを見ていると思われるが、残りの4割には情報が届いていないことになるので、それを埋めるためのもの。 ・市の合併に伴い、制度や仕組みが微妙に異なる業務が複数存在するが、その標準化は容易ではない。 ・以前、出産予定日を入力すると各種手続き等の日付が出るという機能を作成したが、近隣町村が合併されたこと、政令指定都市になったことに伴い、各種検診や母親教室等についての制度や仕組みが複数混在し、統一化、標準化が進んでいないため、その機能が使えなくなり、休止している。 ・手当て等は必要に応じたときだけ見るため、アクセス数はそれほど多くない。	・市単独で子育て情報誌「お助けブック」を作成し、母子手帳交付時に配布している。妊婦健診から医療費の助成、妊産婦通院助成の制度など受けられる支援を一覧にまとめ、交付時には情報が届いていないことになるので、それを埋めるためのもの。 ・市内に出産できる医療機関が無いので妊産婦通院助成を行っているが、それは母子手帳の健診記録をもとに申請を受付けている。 *子育てに関する事業の一元化を目指している。今後は、民間にも取組みの輪を広げたい。法制度上のネックはないと思う。
		・健診や予防接種	・集団検診等の場合、平日に行われるので会社を休まないといけない。 ・不要な待ち時間が長い。 ・集団検診や予防接種の連絡がHPや広報誌に限られている。	・夫が出生届を提出したときに、役所のいろいろな部署に回された。 ・出産後は、提出期限が定められていたり、児童手当のように早く出さないともらえるお金が少なくなってしまう手続きがある。 ・出産後すぐの時期には出生届と医療費助成の申請をする必要があるが、持っていないといけないものがわからないので、何度も行くことになってしまうことがある。	・事前に手続きできるようにしてほしい。 ・必要な手続きのチェックリストがあるとよい。	・出生届を出した段階で、いつ何を受ければよいと言う一覧を作ってくれたらよい。			・情報以外にも、子供の成長記録を残せる機能があり、行政で入力する乳幼児健診結果や予防接種の情報が自動的に母子手帳に表示されるようになっていて、これらの記録は利用者側で記入する事も可能。 ・乳幼児健診や予防接種などの連絡は、個別に郵送で連絡している。電子母子手帳での連絡は行っていない。

項目		国民(サービスの受け手)の実感				サービス提供側の事例 (「*(イタリック)」は行政等に対する要望、コメント等)				
		現状		ニーズ		企業		NPO等	地方公共団体	
不便さの解消	育児(小学校入学後)	・親と学校との連絡、コミュニケーション	・親と先生の連絡が常に紙ベース(連絡帳、プリントなど)。 ・普段、子どもを通じてしか学校の様子がわからず、親と先生のコミュニケーションが少ない。	ドリームハウス(新潟市)	A社(東京都) ・メールを活用するなど、いつでもどこからでも親と学校間で連絡が取れるようにしてほしい。	ドリームハウス(新潟市)	ベネッセ	P&G	NPOびっぴ	遠野市
	全体を通して	・情報の入手	・役所のウェブサイトには行政情報しか載っておらず、使えない。 ・自分が受けられるサービスが何かわからない。 ・役所ごとに情報内容が異なる(見るほうも不便、作成するほうも手間)。	・インターネットだとパソコンを起動させている間に子供が邪魔しに来たりするので、なかなか見られない。	・必要な情報を必要な時に入手したい。 ・(パソコンで)短時間で簡潔に欲しい情報が入手できると良い。 ・携帯だけでなく、どういう方法で情報を受け取りたいかを聞いてもらって選択できるのがよい。	・同じ様式で情報を提供してほしい。			・行政情報は行政から提供を受け、利用者にわかりやすい言葉に変え、民間情報は独自に収集し、加工して発信している。 *母子手帳は紙とWebと2本立てで持っていたという意識が大きいと思う。	・紙の母子手帳は持ち運べる、いつでも確認できる等のメリットがある。電子の方は、複数回受ける必要がある予防接種の過去の情報などが確認できる等のメリットがある。
その他、環境整備等			・両親(母親)学級などのイベントは平日に開催されることが多く、働いていると出席できない。 ・つわりの時期は、外見からは妊娠中だと分かってもらえない。今はパジャマもあるが、あまり普及していない。		・母親学級を土日にも開催してほしい。 ・ITだけでなく、もっと人のつながりを。 ・周りの人の気持ちが大事。		*行政は情報の供給源として、いろいろな仕組みを整備してくれると助かる。 *「育児休暇などを取りやすい」職場環境、在宅勤務などの多様な働き方があって、それを柔軟に「選択できる」環境を整えることが重要。	*行政の担当者には、市民との協働の理念を理解してほしい。 ・ホームページ設置の効果を測るため、10月に、市役所と利用者(びっぴスタッフ)を対象に、行政がどう変わったかをアンケートで調査する予定。HPをびっぴが作った場合と、行政が作った場合では内容や作業量がどう違うか、意識がどう変わったかなどを調査する。	・コスト:昨年度は、イニシャルコストの初期費用が約6,681万円(システム構築が約6,000万円)、ランニングコストが約274万円(会議費、広告費、報告書作成費など)。 ・使用前、使用後のモニターを対象とした活用調査では、実際に体験したモニターの評価が、使用前の評価よりも高かった。 *子供は自分ひとりで産んで育てるのではなく、あなたの情報をもっと見守っている人がいるんだよという体制を作りたい。	

■グループインタビュー・ヒアリング先一覧

グループインタビュー先	所在地	実施日
800人規模の会社<A社>社員 (女性6名・男性3名)	東京都千代田区	平成20年8月6日(水) 平成20年8月8日(金)
子育て応援施設「ドリームハウス」(女性9名)	新潟県新潟市	平成20年9月7日(日)

ヒアリング先	所在地	実施日
株式会社ベネッセコーポレーション マーケティング・営業本部 ネットマーケティング部 たまひよ・ウィメンズパークセクション 小林 淳 様	東京都千代田区神保町	平成20年9月12日(金)
遠野市遠野健康福祉の里	岩手県遠野市	平成20年9月19日(金)
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 ヒューマン・リソース ダイバーシティ・マネージャー 牧野様 エクスターナルリレーションズ 広報マネージャー 吉川様	兵庫県神戸市	平成20年9月24日(水)
特定非営利活動法人 はままつ子育てネットワークびっぴ	静岡県浜松市	平成20年9月29日(月)

参考資料4 子育て当事者ウェブアンケート調査結果

1. 調査の概要

調査票タイトル	結婚、妊娠、出産、育児に関するアンケート
調査方法	ウェブアンケート
実施期間	2008年11月6日（木）～2008年11月7日（木）
対象者	調査会社の登録モニター（全国約75万人）のうち、子ども（末子が小学校6年生まで）がいる男女
有効回答数	1,875人（男性：610人、女性：1,265人）

2. 回答者の属性

（1）性別、年齢

			年齢							
			全体	20才～ 24才	25才～ 29才	30才～ 34才	35才～ 39才	40才～ 44才	45才～ 49才	50才～ 54才
全体		N	1875	25	207	514	625	378	117	9
		%	100.0	1.3	11.0	27.4	33.3	20.2	6.2	0.5
性別	男性	N	610	1	38	117	191	176	78	9
		%	100.0	0.2	6.2	19.2	31.3	28.9	12.8	1.5
	女性	N	1265	24	169	397	434	202	39	0
		%	100.0	1.9	13.4	31.4	34.3	16.0	3.1	0.0

（2）第一子の学齢

			第一子の学齢												
			全体	未就学 （妊娠から 産後第8 週まで）	未就学 （産後第8 週後から 小学校入 学前まで）	小学1 年生	小学2 年生	小学3 年生	小学4 年生	小学5 年生	小学6 年生	中学1 年生	中学2 年生	中学3 年生	中学卒業 以上/その 他
全体		N	1875	34	923	169	120	117	120	103	89	49	53	28	70
		%	100.0	1.8	49.2	9.0	6.4	6.2	6.4	5.5	4.7	2.6	2.8	1.5	3.7
性別	男性	N	610	18	272	51	37	42	35	32	36	20	25	9	33
		%	100.0	3.0	44.6	8.4	6.1	6.9	5.7	5.2	5.9	3.3	4.1	1.5	5.4
	女性	N	1265	16	651	118	83	75	85	71	53	29	28	19	37
		%	100.0	1.3	51.5	9.3	6.6	5.9	6.7	5.6	4.2	2.3	2.2	1.5	2.9

（3）子供の人数

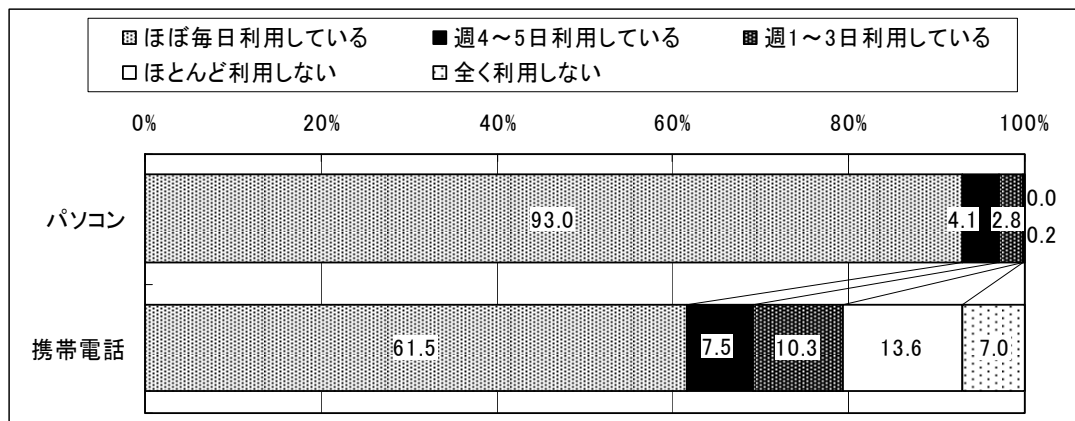
			子供の人数						
			全体	1人	2人	3人	4人	5人	6人
全体		N	1875	823	810	208	30	3	1
		%	100.0	43.9	43.2	11.1	1.6	0.2	0.1
性別	男性	N	610	239	287	76	6	2	0
		%	100.0	39.2	47.0	12.5	1.0	0.3	0.0
	女性	N	1265	584	523	132	24	1	1
		%	100.0	46.2	41.3	10.4	1.9	0.1	0.1

(4)インターネット利用状況

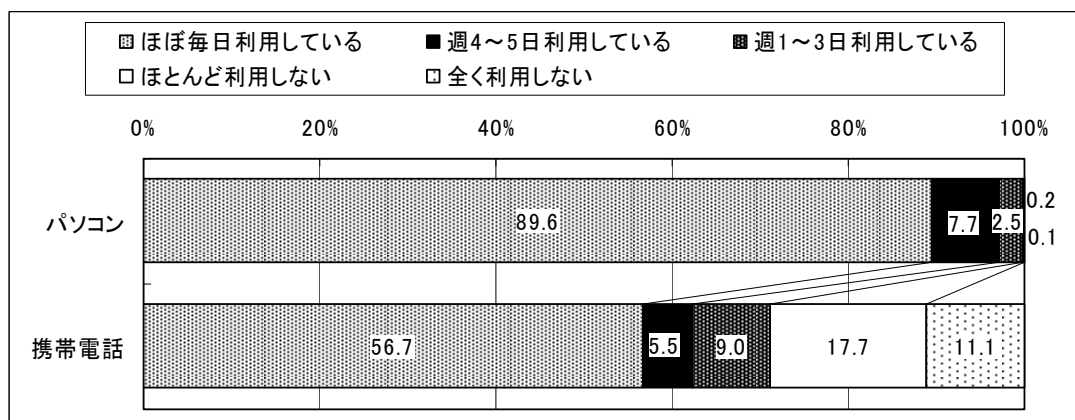
- ・ 「パソコン」、「携帯電話」におけるインターネットの利用に関して、男女間でそれほど大きな差は見られない。
- ・ 「パソコン」のインターネット利用は男女ともに約 9 割が毎日利用しているのに対して、「携帯電話」のインターネット利用は約 6 割程度である。

Q.あなたのインターネット利用状況について、「パソコン」と「携帯電話」それぞれについて、最も当てはまるものをお答えください。(メール含む)※ビジネス利用は除いてお答えください。

<男性 n=610>



<女性 n=1265>



(5)就業状況

- 女性の就業状況について見ると、働いている割合は、第一子妊娠まで（63.5%）、妊娠～産後8週まで（産休含む）（19.4%）、産後8週～小学校入学まで（14.5%）、小学校入学後（26.9%）となっている。
- 第一子の小学校入学後に仕事をやめた女性の割合は2.5%で、仕事を始めた割合（9.2%）よりも少ない。

●結婚した時

			就業状況						
			全体	働いていた／働いている	途中で仕事を始めた	途中で仕事を辞めた	途中で仕事を始めたり辞めたりした	働いていない	その他
全体		N	1875	1360	39	98	65	303	10
		%	100.0	72.5	2.1	5.2	3.5	16.2	0.5
性別	男性	N	610	557	6	13	5	26	3
		%	100.0	91.3	1.0	2.1	0.8	4.3	0.5
	女性	N	1265	803	33	85	60	277	7
		%	100.0	63.5	2.6	6.7	4.7	21.9	0.6

●第一子を妊娠、出産した時（産後8週まで）

			就業状況						
			全体	働いていた／働いている	途中で仕事を始めた	途中で仕事を辞めた	途中で仕事を始めたり辞めたりした	働いていない	その他
全体		N	1875	760	88	362	17	636	12
		%	100.0	40.5	4.7	19.3	0.9	33.9	0.6
性別	男性	N	610	515	7	19	5	59	5
		%	100.0	84.4	1.1	3.1	0.8	9.7	0.8
	女性	N	1265	245	81	343	12	577	7
		%	100.0	19.4	6.4	27.1	0.9	45.6	0.6

●第一子を出産（産後8週）してから小学校に入学するまでの間

			就業状況						
			全体	働いていた／働いている	途中で仕事を始めた	途中で仕事を辞めた	途中で仕事を始めたり辞めたりした	働いていない	その他
全体		N	1841	667	119	73	139	823	20
		%	100.0	36.2	6.5	4.0	7.6	44.7	1.1
性別	男性	N	592	486	15	8	15	61	7
		%	100.0	82.1	2.5	1.4	2.5	10.3	1.2
	女性	N	1249	181	104	65	124	762	13
		%	100.0	14.5	8.3	5.2	9.9	61.0	1.0

●第一子が小学生の時期または中学校入学までの間

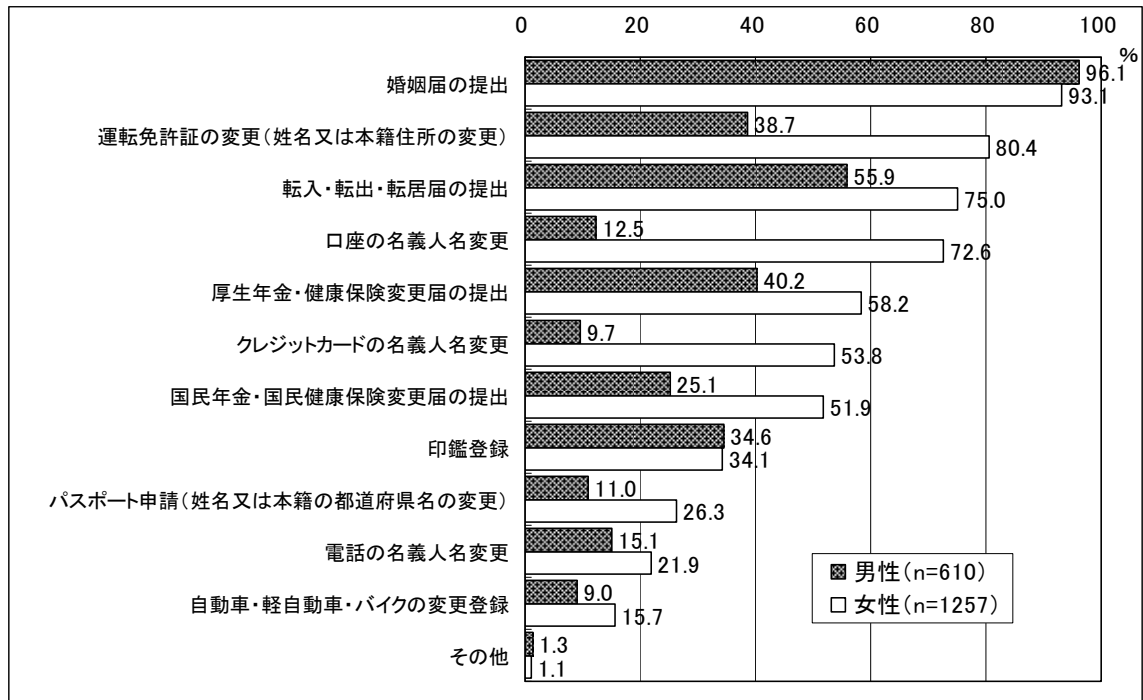
			就業状況						
			全体	働いていた／働いている	途中で仕事を始めた	途中で仕事を辞めた	途中で仕事を始めたり辞めたりした	働いていない	その他
全体		N	918	439	59	15	57	321	27
		%	100.0	47.8	6.4	1.6	6.2	35.0	2.9
性別	男性	N	320	278	4	0	4	22	12
		%	100.0	86.9	1.3	0.0	1.3	6.9	3.8
	女性	N	598	161	55	15	53	299	15
		%	100.0	26.9	9.2	2.5	8.9	50.0	2.5

3. 自分自身で行った手続きについて

(1)結婚した時

- ・ 各種手続きに関しては、男性より女性のほうが全体的に多く行っている。
- ・ 結婚した際の手続きに関しては、婚姻届と印鑑登録を除き、女性の方が多い。特に運転免許証や銀行口座やクレジットカードの名義などは、男性に比べて女性が行う割合が高くなっている。5割以上の方が行う手続き数は、男性が2種類、女性が7種類である。

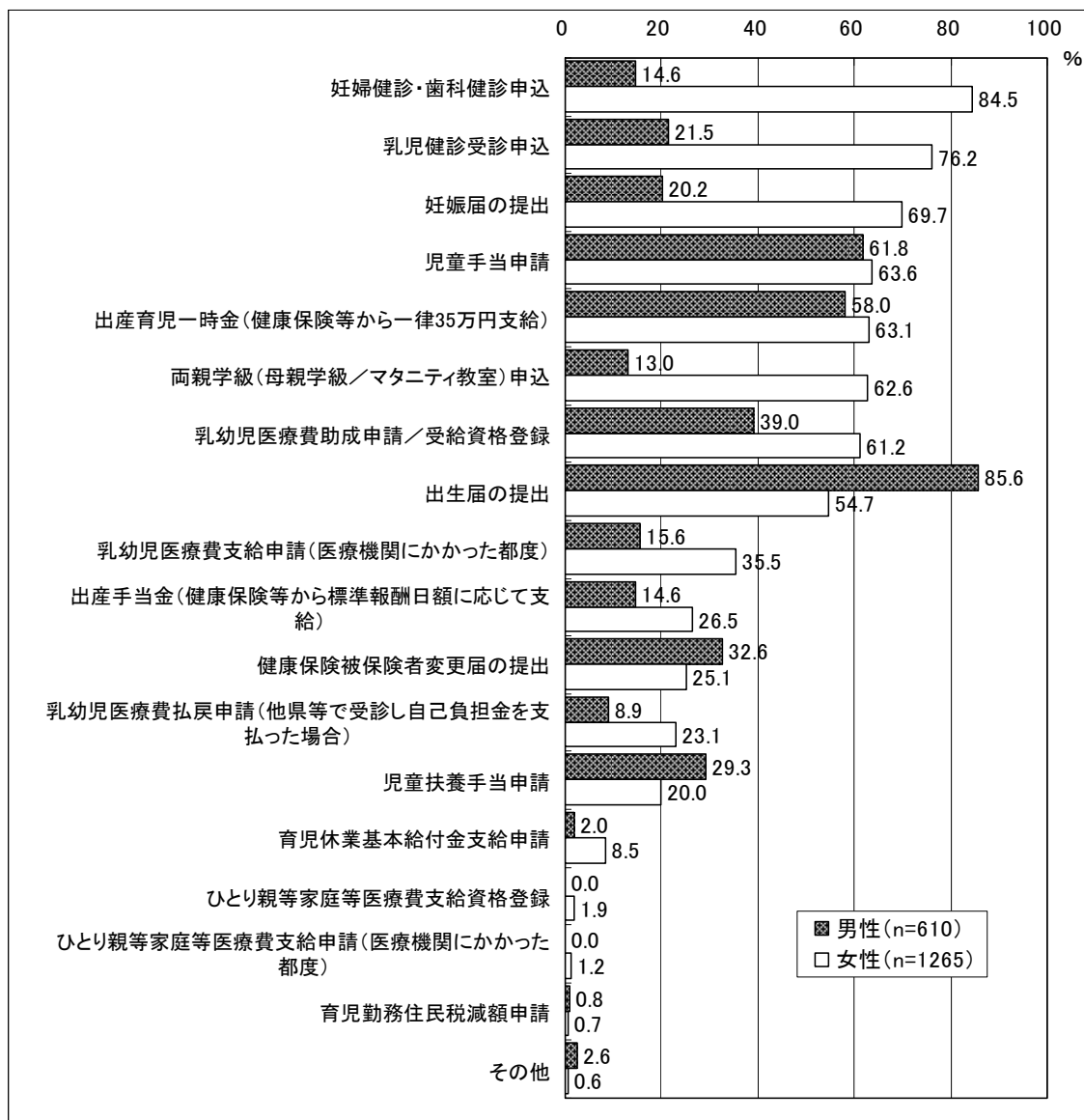
Q.結婚した時に、あなたご自身はどんな手続きを行いましたか？(あてはまるものすべて)



(2)第一子を妊娠、出産した時

- ・ 妊娠・出産時については、出生届に関しては男性が行う割合が高いが、その他は全体に女性の方が多い。ただし、勤務先で行う場合が多い健康保険被保険者届については、やや男性が多い。5割以上の人が行う手続き数は、男性が3種類、女性が8種類である。
- ・ なお、児童扶養手当について男性の比率がやや高くなっているが、この手続きはひとり親の主に母親が行うもので、児童手当など他の手続きと混同して回答している可能性がある。

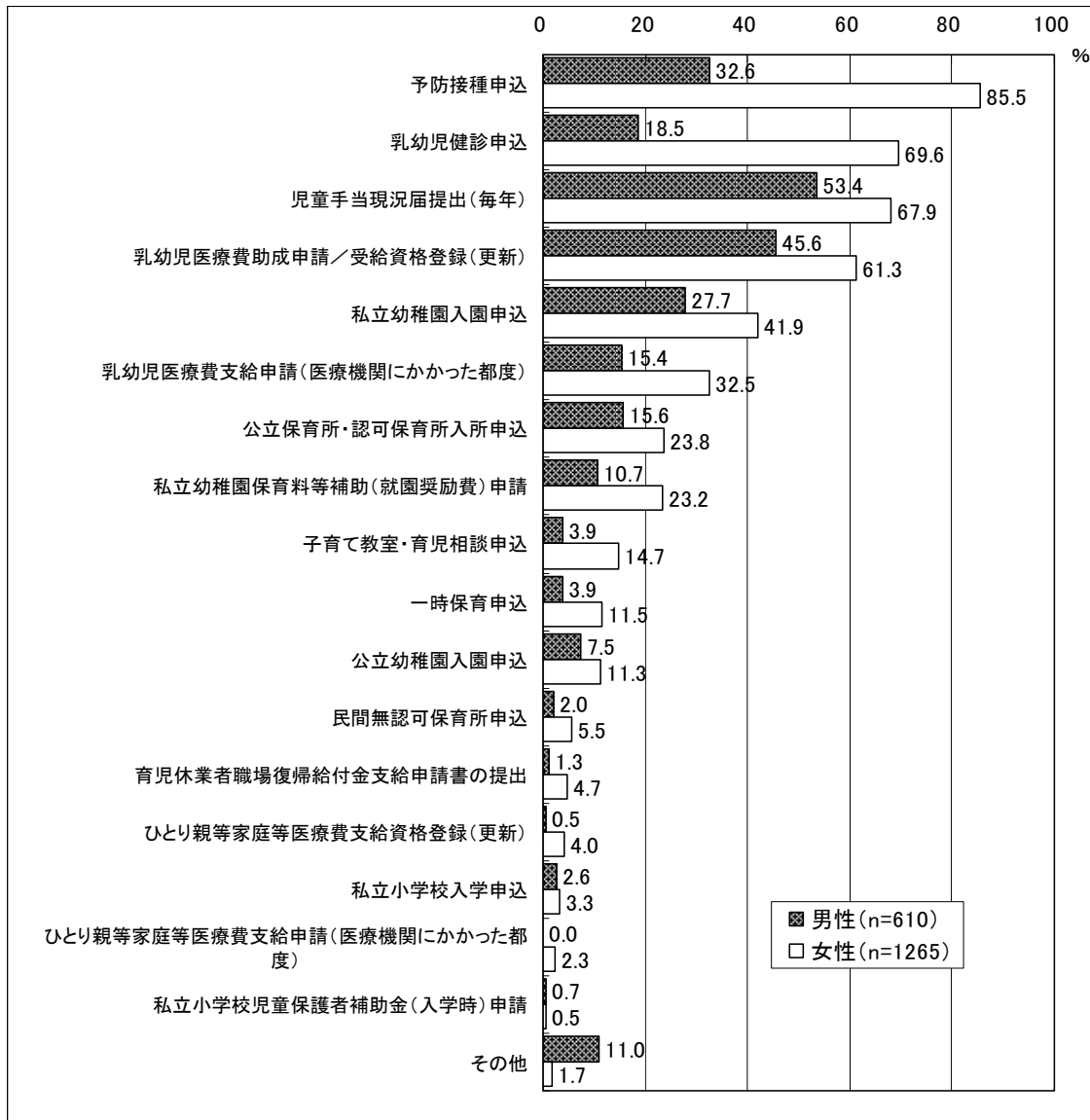
Q.第一子の妊娠・出産に際して、あなたご自身はどんな手続きを行いましたか？(あてはまるものすべて)



(3)第一子を出産してから小学校に入学するまでの間

- ・ 出産から小学校入学までに行う手続きについても、全体に女性が行う割合が高い。5割以上の方が行う手続き数は、男性が1種類、女性が4種類である。

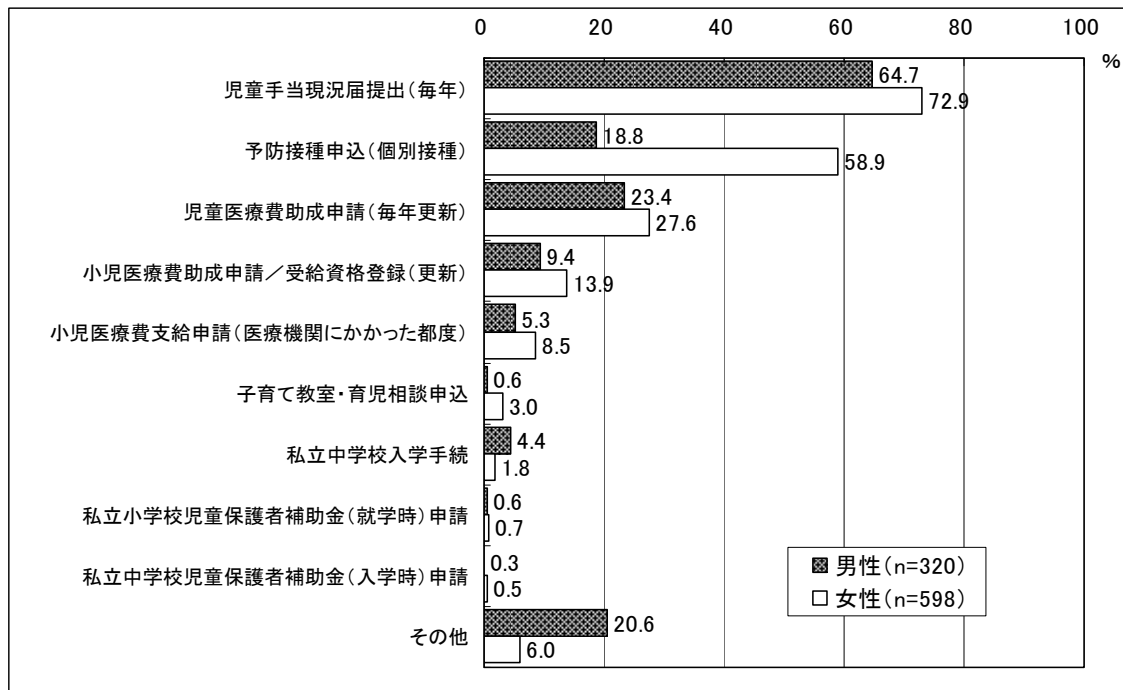
Q.第一子を出産してから小学校に入学するまでの間にあなたご自身はどんな手続きを行いましたか？(あてはまるものすべて)



(4)第一子が小学生の時期または中学校入学までの間

- ・ 小学校入学から中学校入学までについてはやや減り、5割以上の方が行う手続き数は、男性が1種類、女性が2種類である（ただし、ここには小学校関係の様々な手続きは含まれていない）。

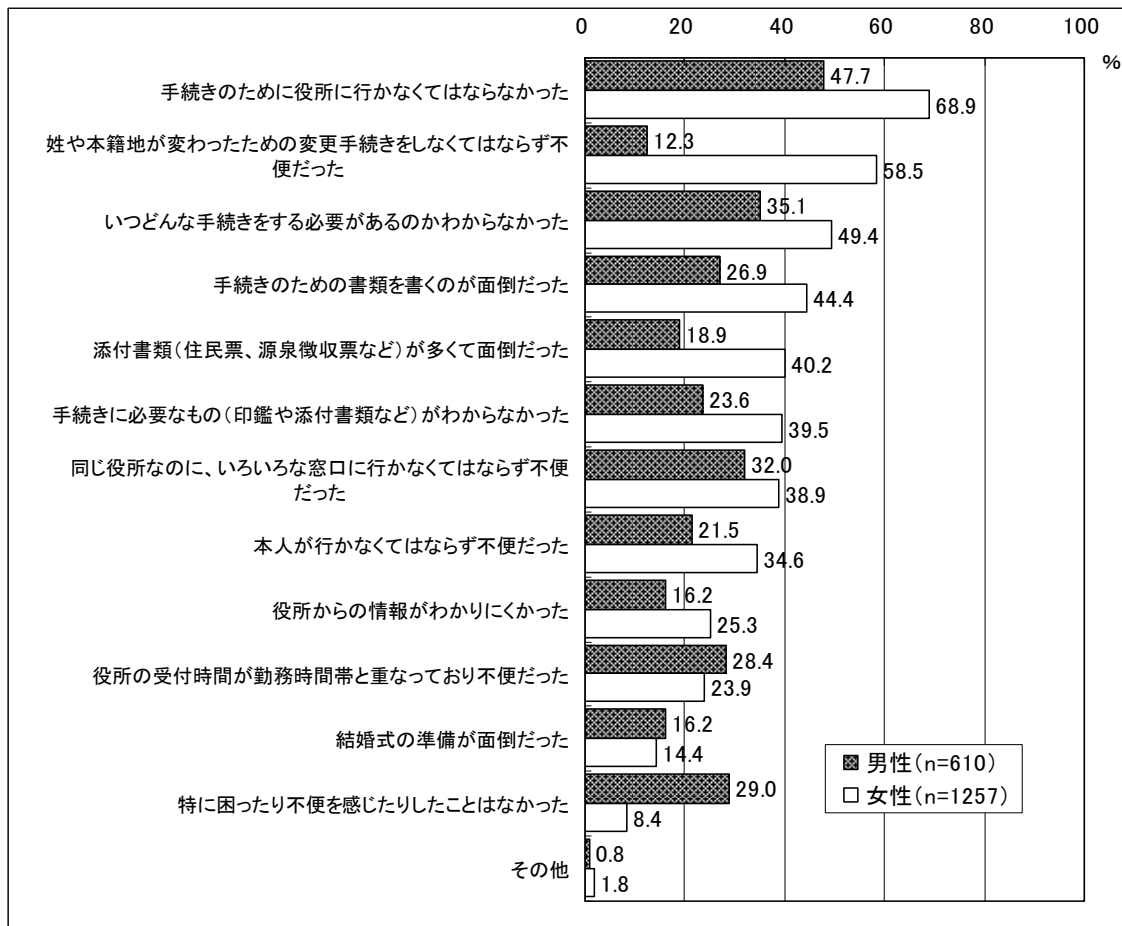
Q.第一子が小学生の時期または中学校入学に際してあなたご自身はどんな手続きを行いましたか？（あてはまるものすべて）



4. 不便や不安について (1)結婚した時(不便のみ)

- ・ 結婚した時に不便に感じたこととしては、女性は、「役所に行かなければならない」「姓や本籍地の変更が面倒」「いつどんな手続きが必要かわからない」「書類を書くのが面倒」「添付書類が面倒」が多くなっている。一方、男性は女性よりも全体的に割合が少ないが、「役所に行かなければならない」は比較的多い。

Q.結婚した時に、あなたご自身が不便を感じたことはありましたか？(あてはまるものすべて)

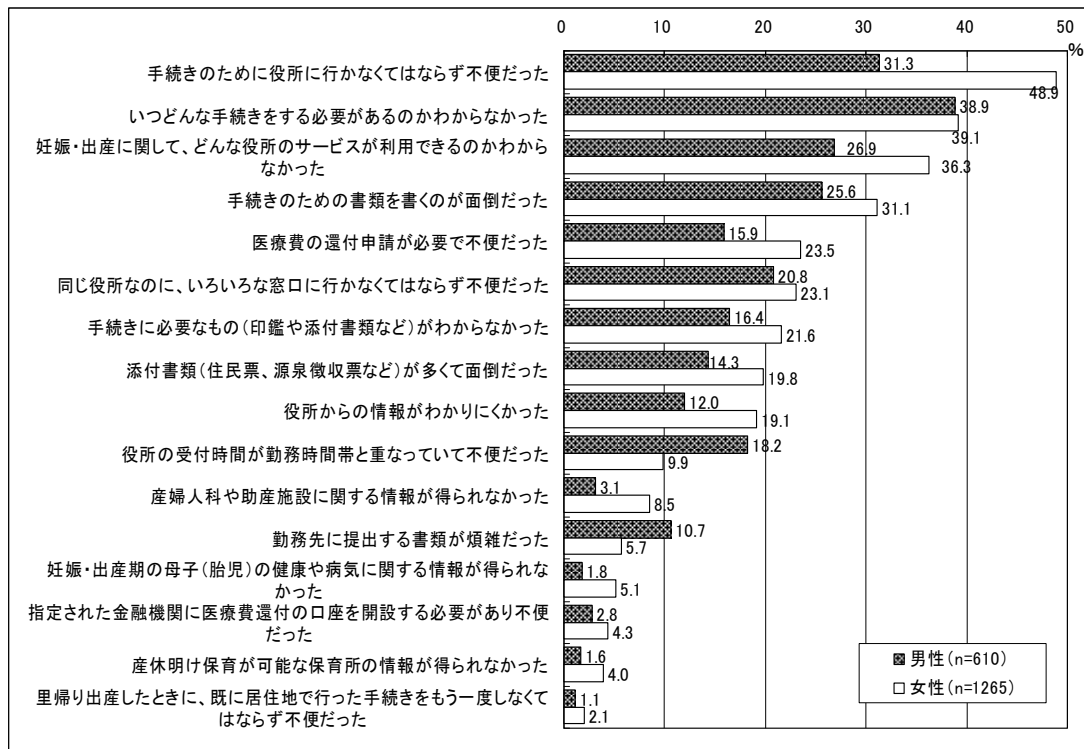


(2)第一子を妊娠、出産した時

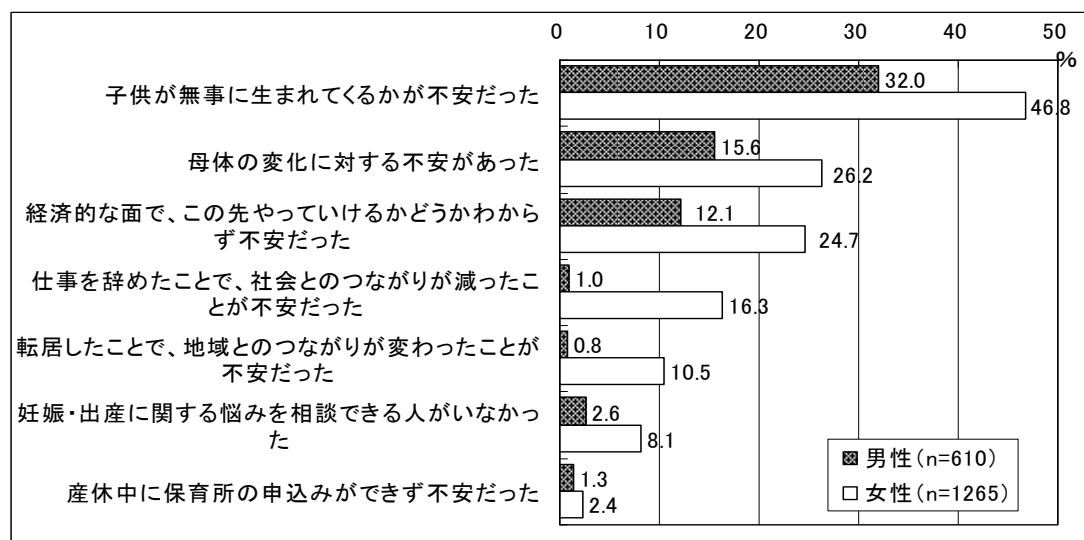
- ・ 妊娠・出産時に不便に感じたこととしては、「役所に行かないといけない」「いつどんな手続きが必要かわからない」「どんな行政サービスを受けられるかわからない」などが多くなっている。
- ・ 妊娠・出産時に不安に感じたこととしては、「無事に生まれてくるか」「母体の変化」「経済面」などについて、女性を中心に多くなっている。特に不便や不安がなかった人も、男性で約2割、女性で約1割いる。

Q.ご自身または配偶者・パートナーが第一子を妊娠・出産した時に、あなたご自身が不便や不安を感じたことはありましたか？(あてはまるものすべて)

<不便>



<不安>

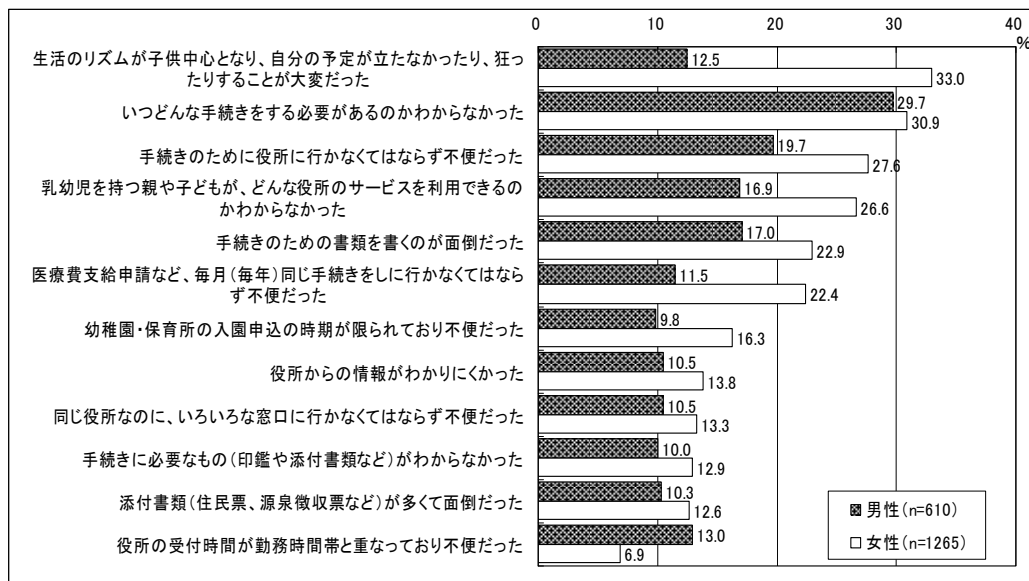


(3)第一子を出産してから小学校までの間

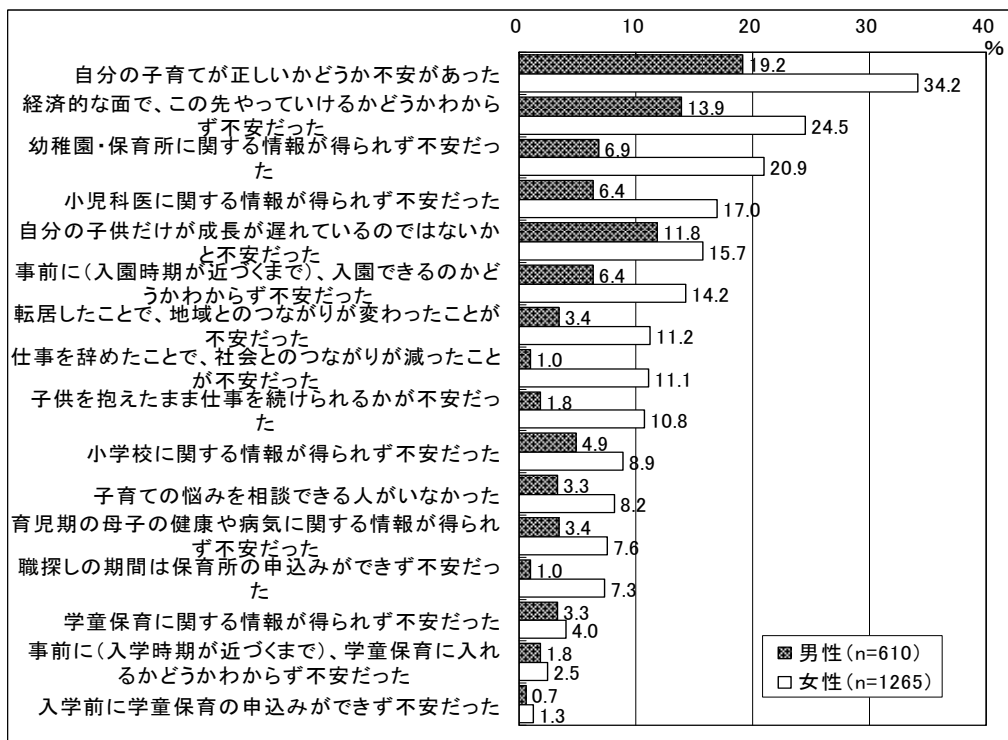
- ・ 出産から小学校入学までの間に不便に感じたこととしては、「いつどんな手続きが必要かわからない」「役所に行かないといけない」「どんな行政サービスを受けられるかわからない」などについて、やはり女性を中心に多くなっている。
- ・ 出産から小学校入学までの間に不安に感じたこととしては、「子育てが正しいか」「生活のリズム」を挙げる人が、やはり女性を中心に多い。

Q.第一子を出産してから小学校入学までの間、あなたご自身が不便や不安を感じたことはありましたか？(あてはまるものすべて)

<不便>



<不安>

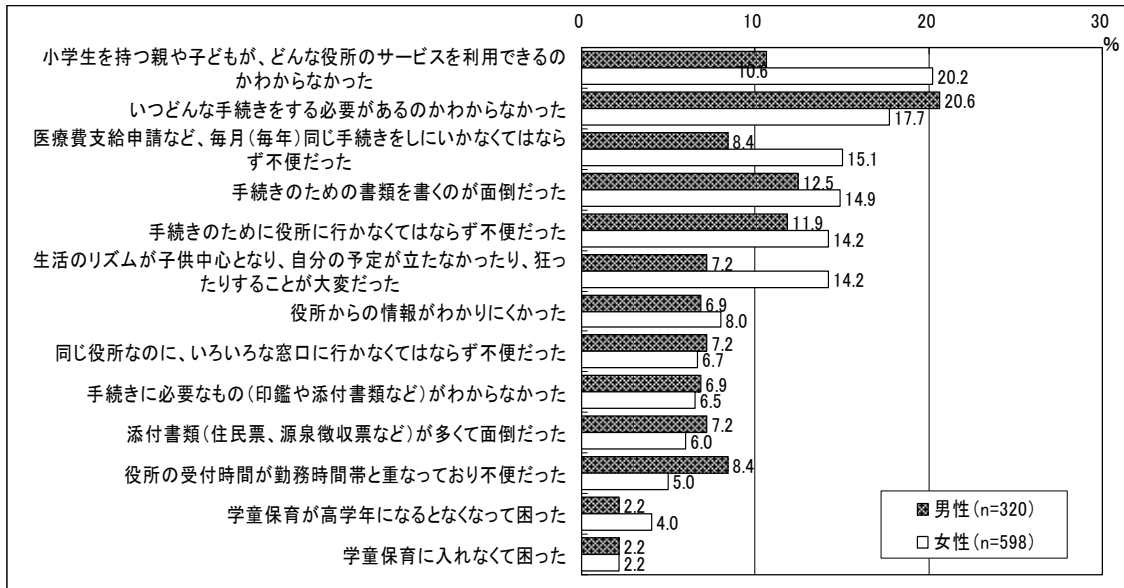


(4)第一子が小学生の時期または中学校入学までの間

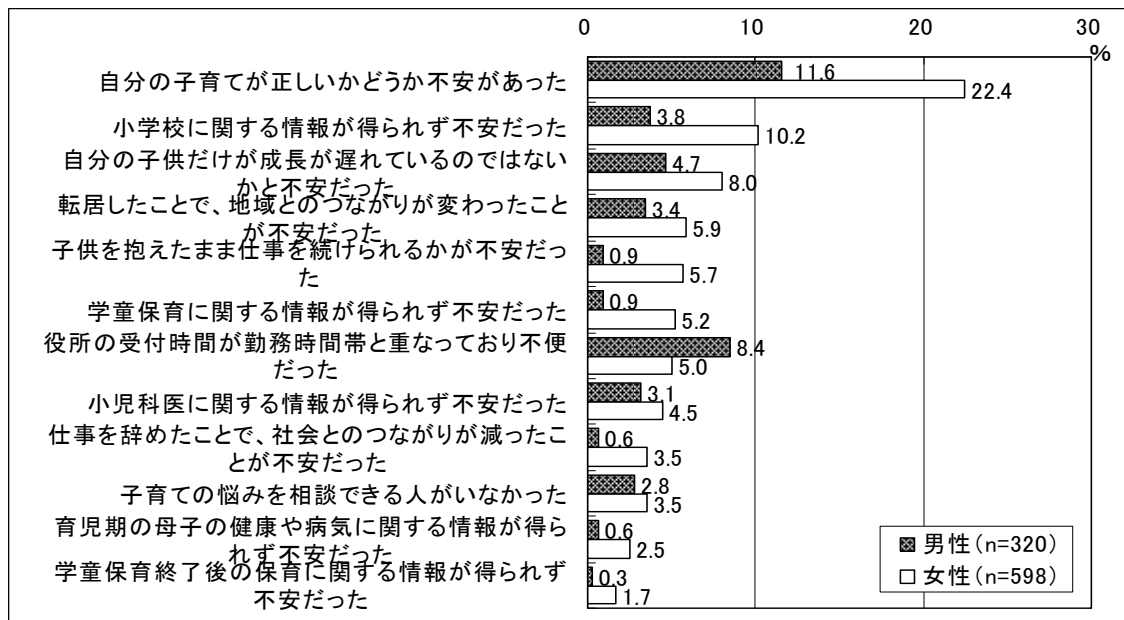
- ・ 小学校入学以降は、不便も不安も、全体的に割合が減り、「特に不便や不安を感じなかった」という人が男女ともに増える傾向にあるが、女性については、子育てが正しいかどうかという不安や、利用できる行政サービスがわからないことに対する不便さを感じている人が比較的多い。

Q.第一子が小学生の時期または中学校入学までに、あなたご自身が不便や不安を感じたことはありましたか？(あてはまるものすべて)

<不便>



<不安>

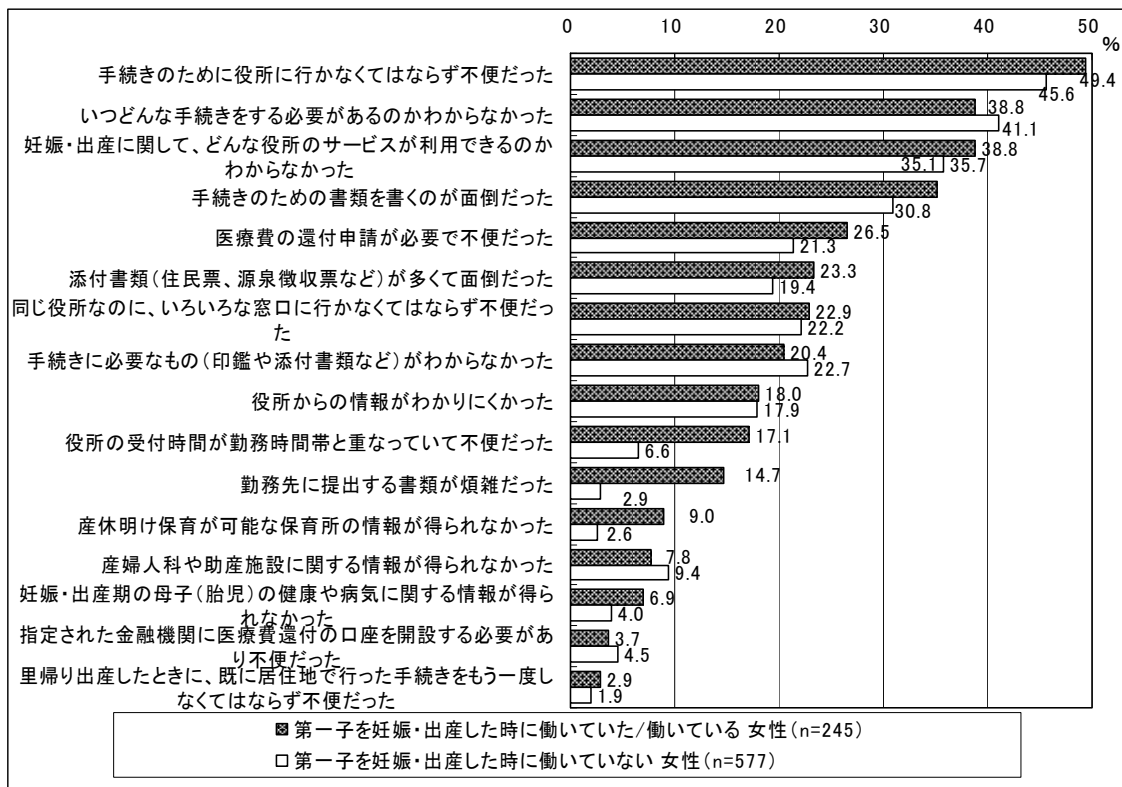


5. 就労状況別 不便や不安について(女性のみ)

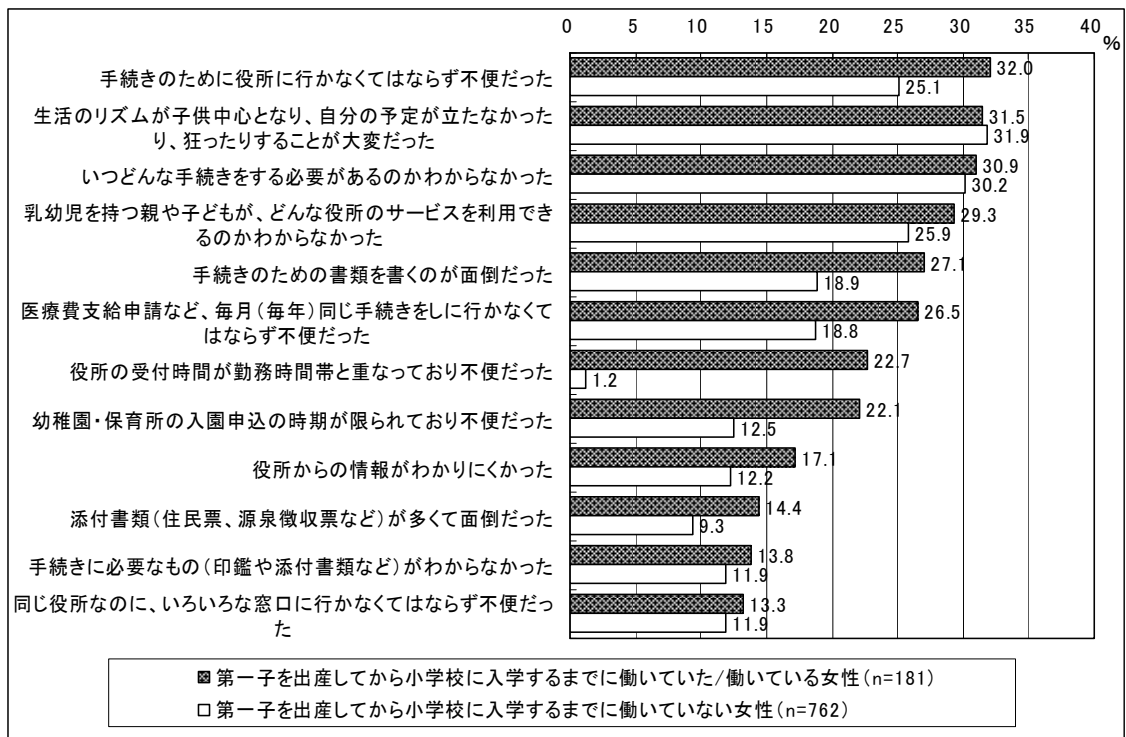
(1)不便について

- ・ 女性の就業状況別に見たところ、妊娠・出産した時は働いていたかどうかで不便を感じる割合にそれほど大きな差は無いが、子供が大きくなるに従い、働いている女性のほうが不便を感じるようになる。
- ・ 中でも、「役所の受付時間が勤務時間帯と重なっている」「手続のための書類を書くのが面倒」「どんな役所のサービスを利用できるのかわから」などについて、働いている女性が不便を感じる割合が高くなる。

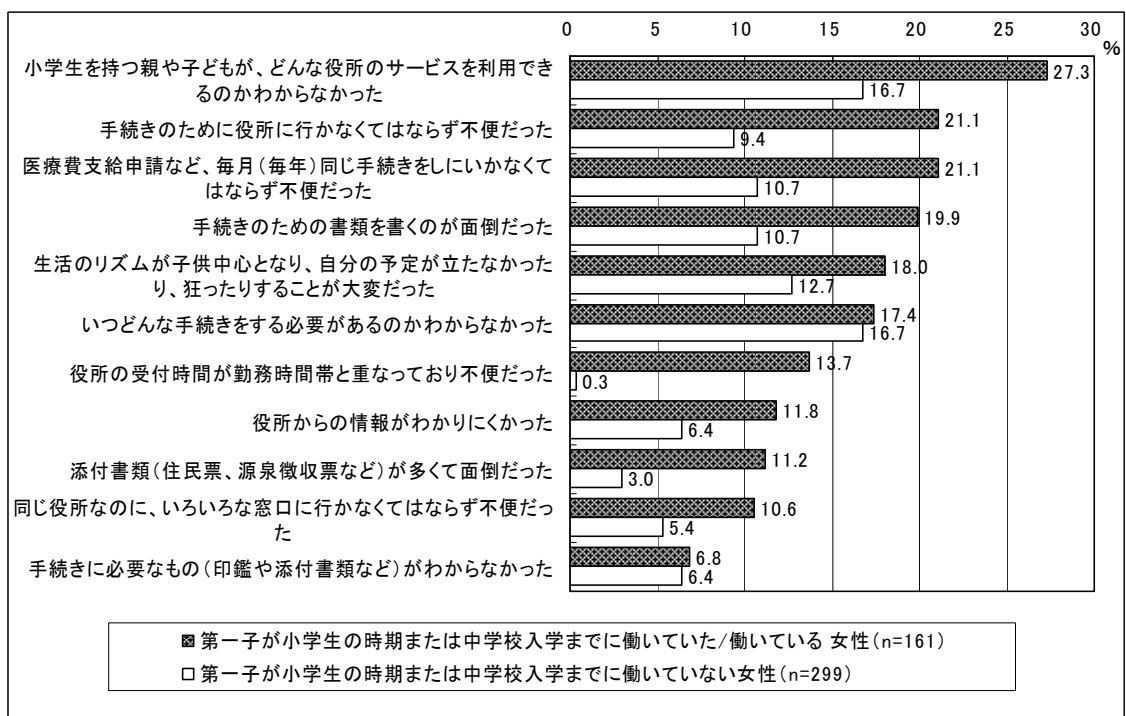
<第一子を妊娠・出産した時に感じた不便>



<第一子を出産してから小学校に入学するまでに感じた不便>



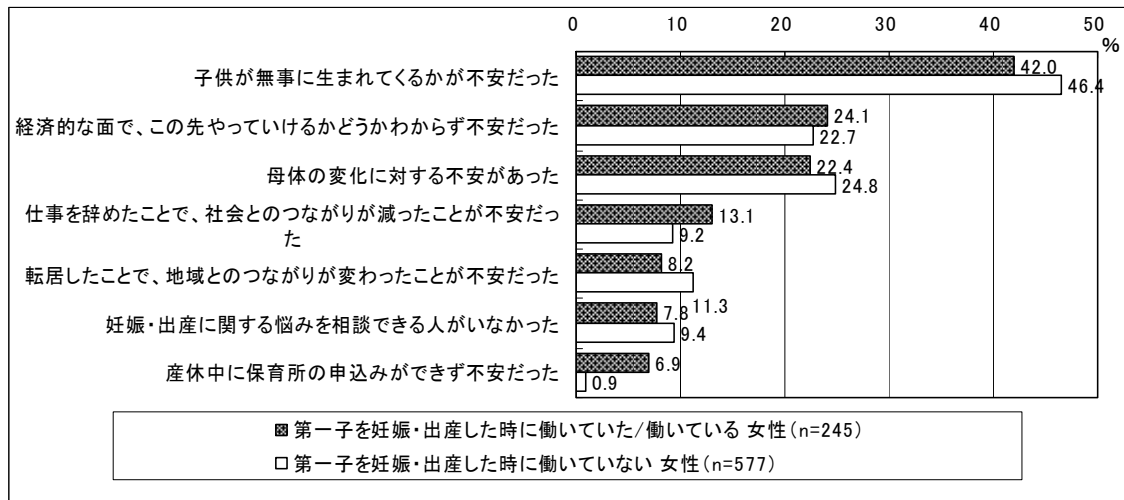
<第一子が小学生の時期または中学校入学までに感じた不便>



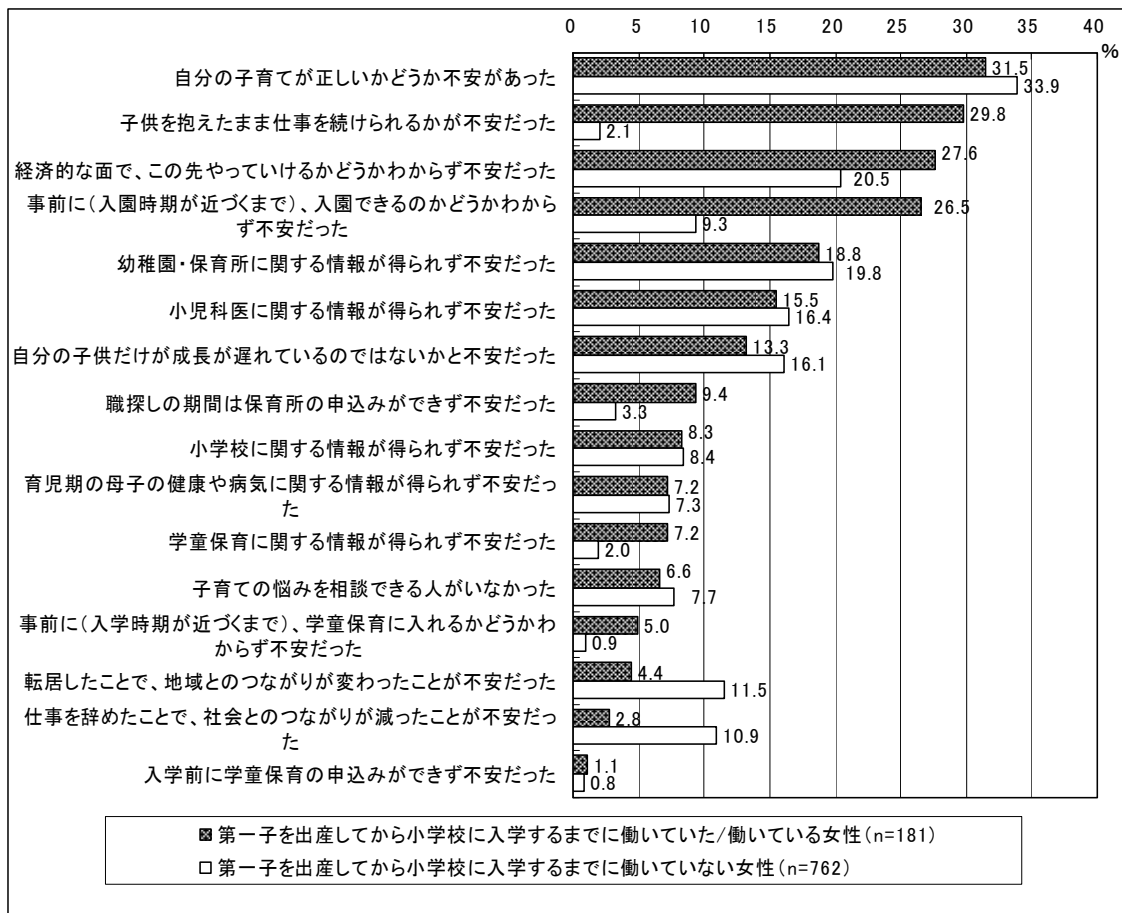
(2)不安について

- ・ 女性の就業状況別に見たところ、働いている女性は、「保育所の申込みや入園の可否」「学童保育に関する情報」などに関する不安が大きい。
- ・ また「子供を抱えたまま仕事を続けられるのか」や「経済面での不安」も多くなっている。
- ・ 一方、働いていない女性については、仕事を辞めたことや転居に伴い、「社会や地域とのつながりが減る、あるいは変わる」ことに対する不安が多くなっている。

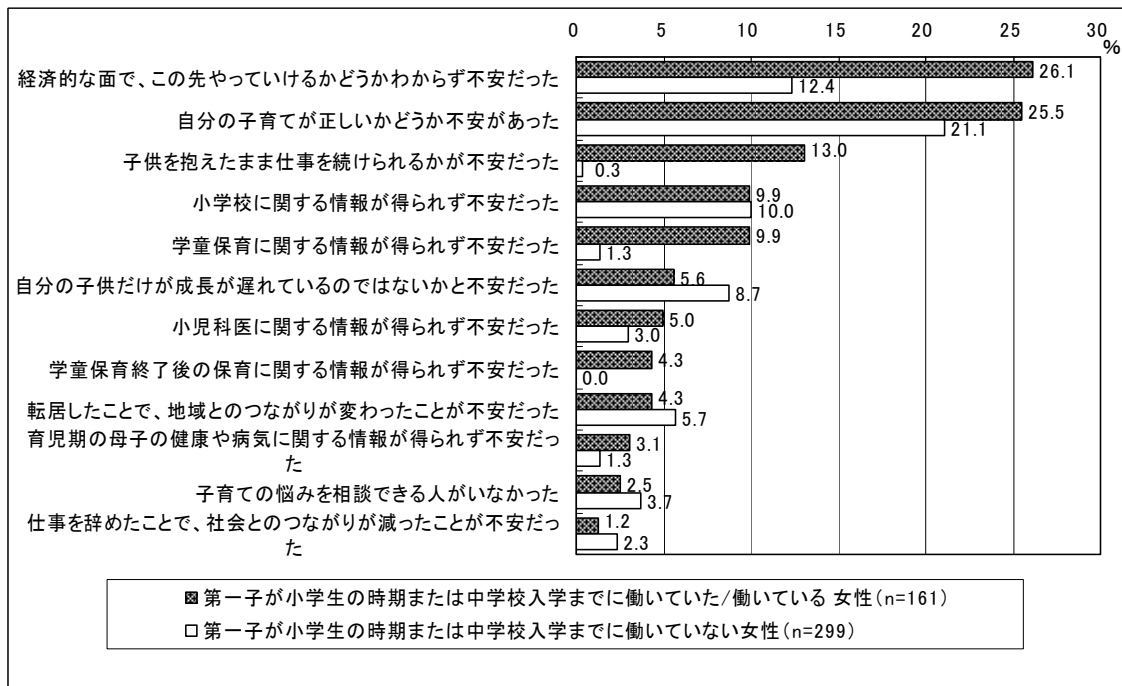
<第一子を妊娠・出産した時に感じた不安>



<第一子を出産してから小学校に入学するまでに感じた不安>



<第一子が小学生の時期または中学校入学までに感じた不安>

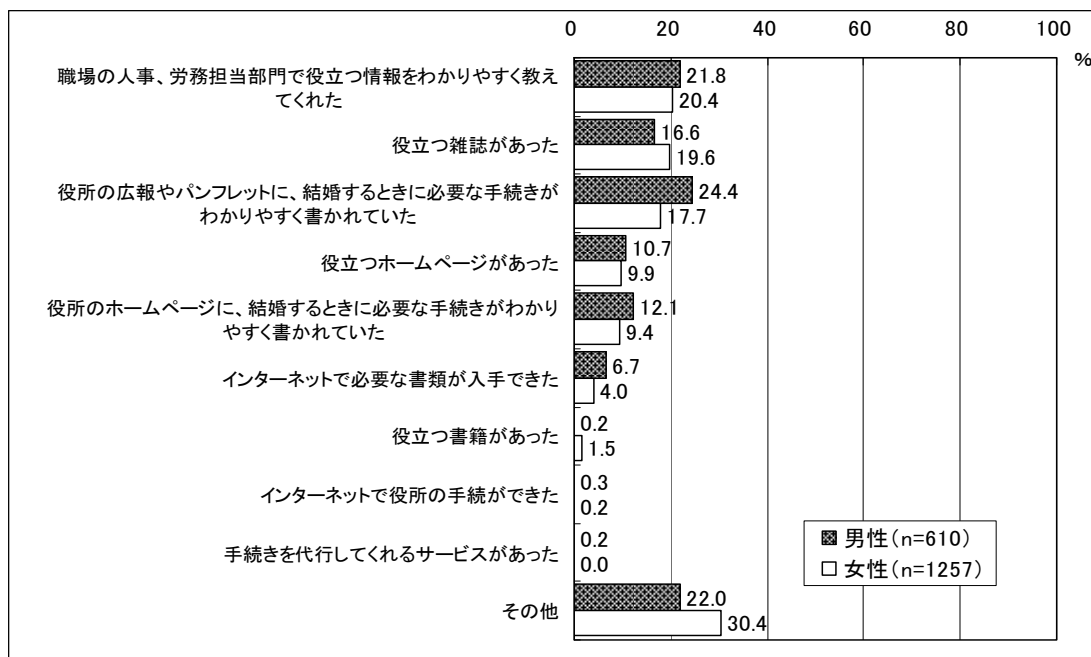


6. 役立った情報やサービスについて

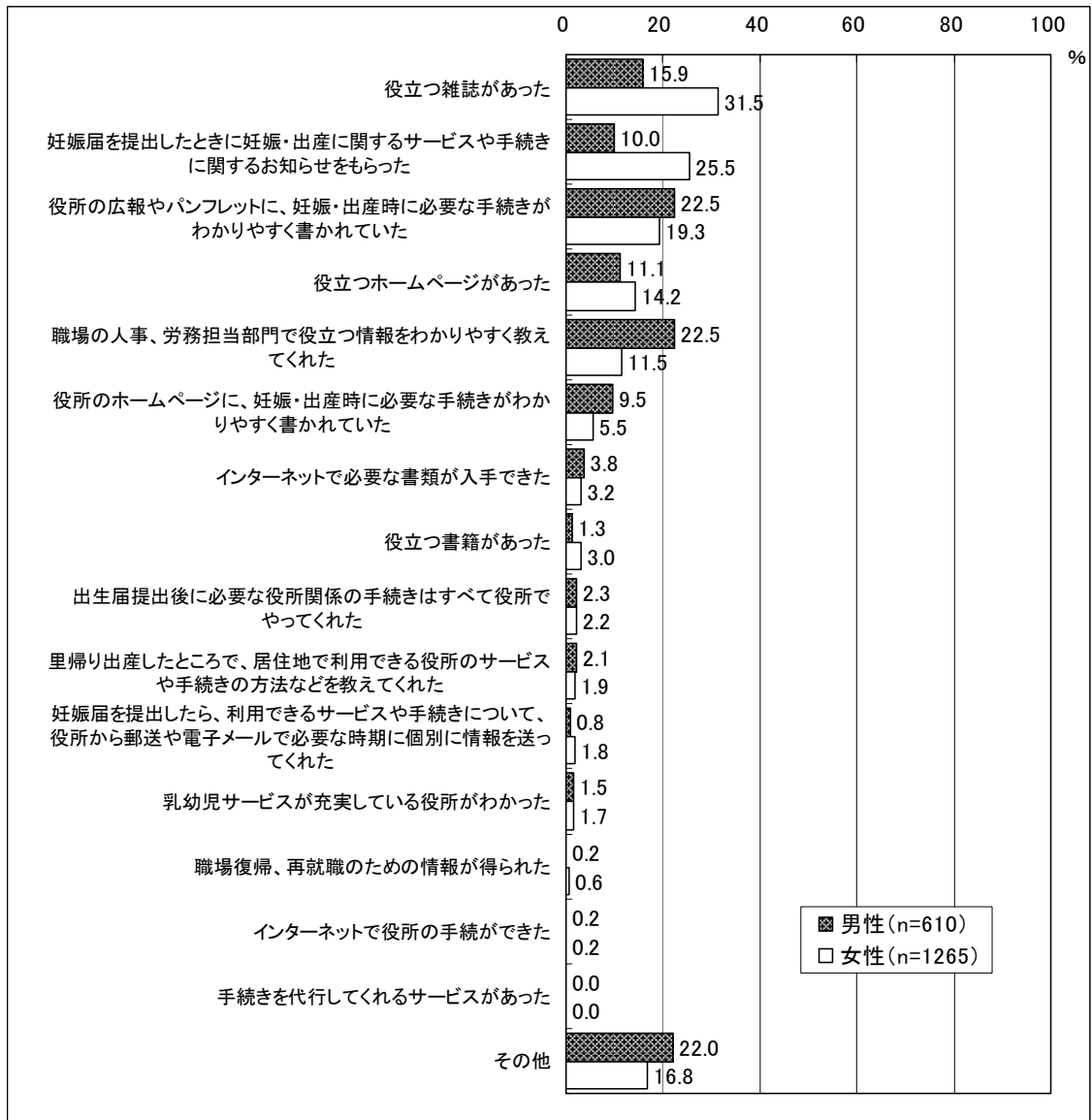
- ・ 役に立った情報やサービスとしては、全体的に、雑誌や役所のパンフレット、妊娠届や出生届の提出時、小学校入学前や入学時などに配布されるお知らせやスケジュールなどを挙げる人が比較的多い。
- ・ 雑誌については、小学校入学前までは比較的良好利用されている。
- ・ ホームページに関しては、役所のホームページよりも、役所以外のホームページが役に立ったと答えた人の方が全体的に多い。
- ・ また働いている場合、職場の労務担当者などからの情報も役に立ったと答えた人が多い。

Q.あなたご自身にとって役に立った情報やサービスはありましたか？(あてはまるものすべて)

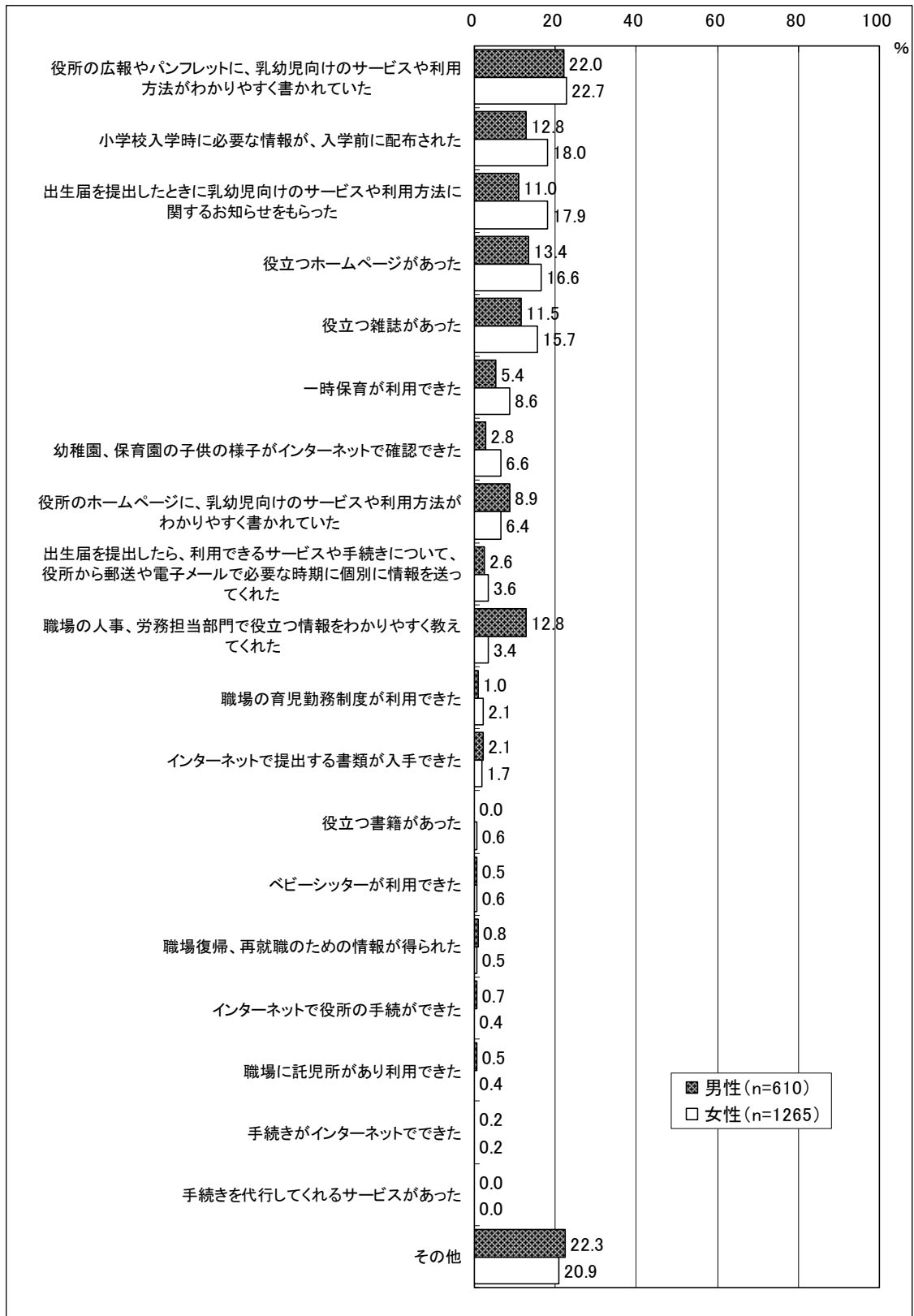
<結婚した時>



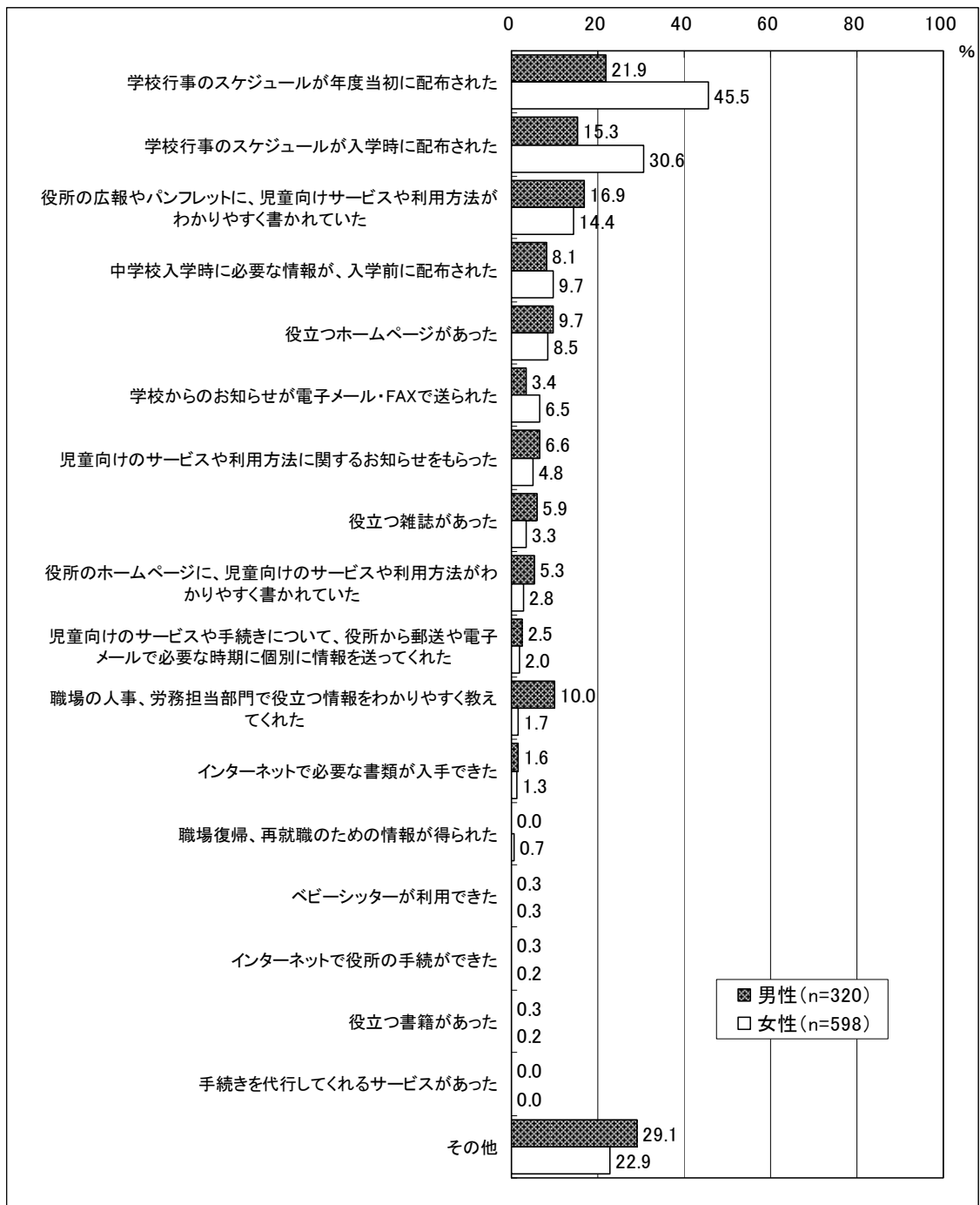
<第一子を妊娠・出産した時>



<第一子を出産してから小学校に入学するまで>



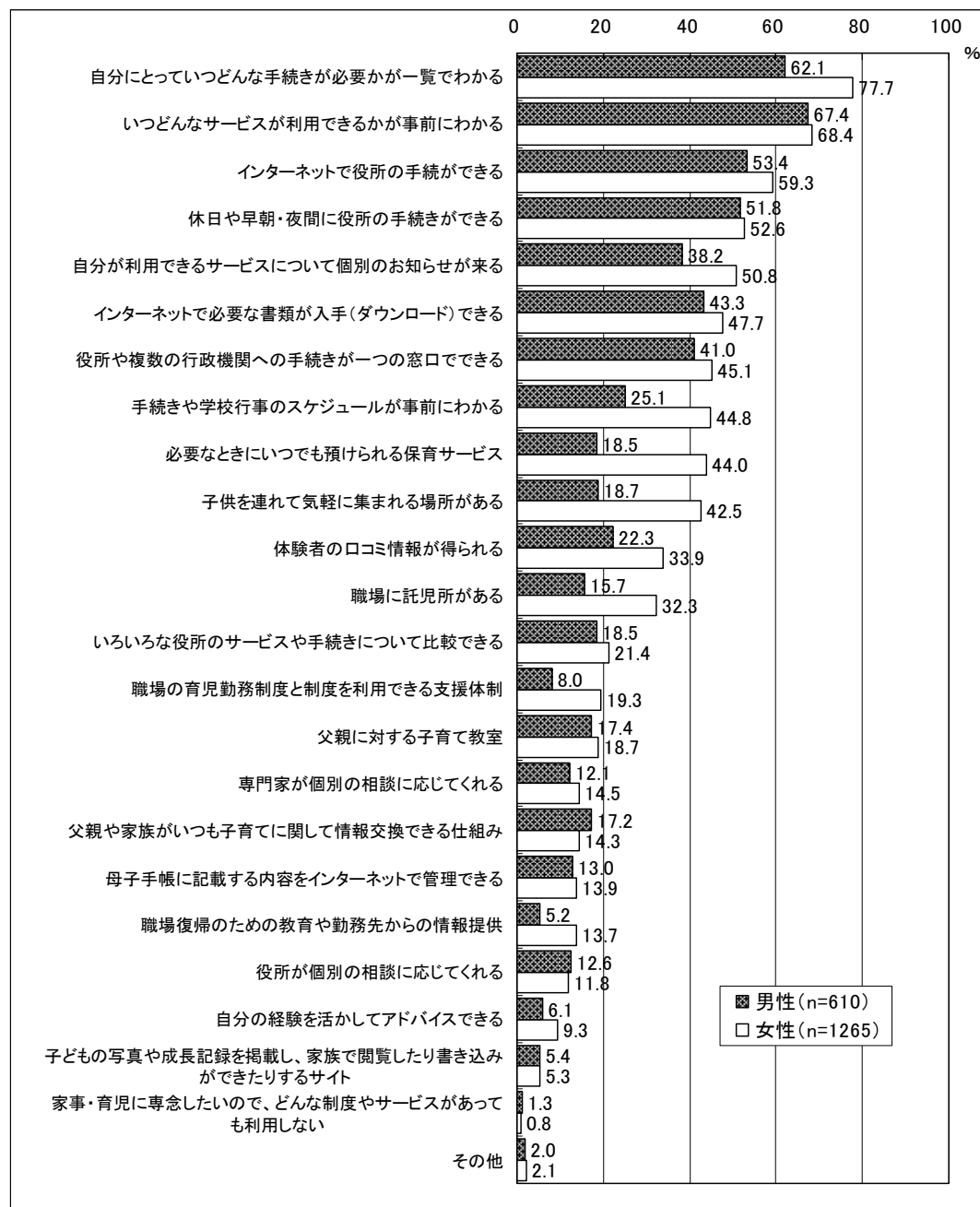
<第一子が小学生の時期または中学校入学まで>



7. あるといいと思う情報やサービスについて

- ・ あるといいと思うサービスとしては、「いつどんな手続きが必要かわかる」「どんなサービスが利用できるかわかる」を挙げた人が多い。インターネットで役所の手続きができたり、休日などに役所で手続きできる、あるいは一つの窓口ですべての手続きができることを挙げた人も次いで多い。
- ・ 個別のお知らせや、事前にスケジュールがわかるサービス、いつでも預けられる保育サービス、職場の託児サービス、子供連れで気軽に集まれる場所や、体験者の口コミ情報などについては、女性のニーズが高い。

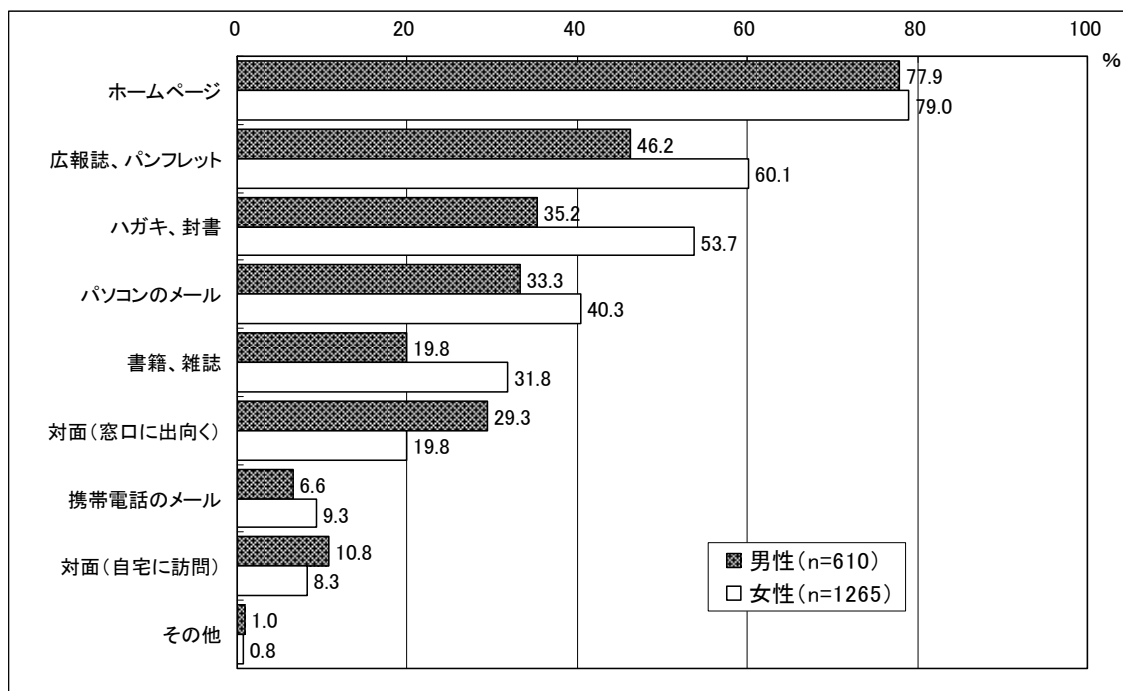
Q.結婚、妊娠、出産、育児に関してどんな情報やサービスがあると良いと思いますか？（あてはまるものすべて）



8. 利用したい媒体

- ・ 男女とも、ホームページが最も多い。
- ・ 全体的に女性のほうが、様々な媒体からの情報を望んでいるが、対面（窓口または自宅訪問）に関しては男性の方が割合がやや高い。

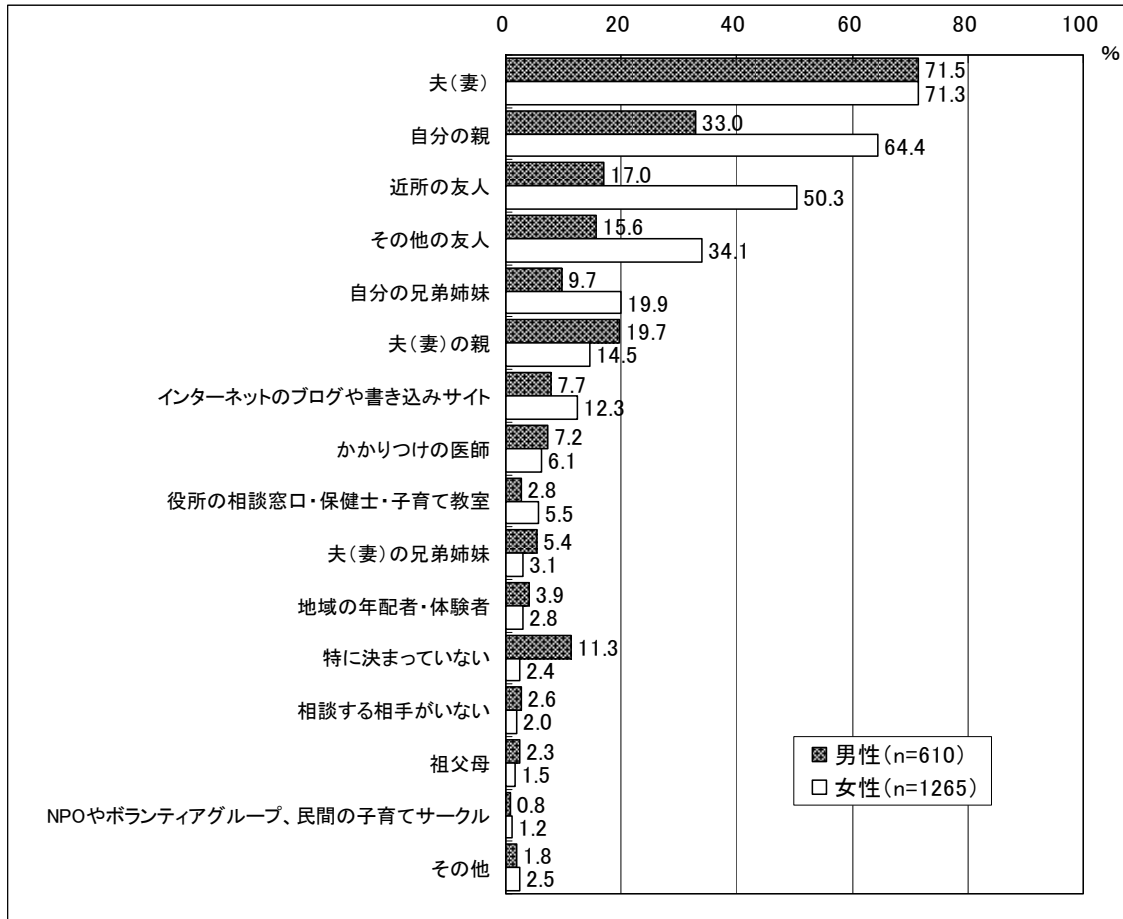
Q.結婚、妊娠、出産、育児に関する情報やサービスは何から知りたいと思いますか？（あてはまるものすべて）



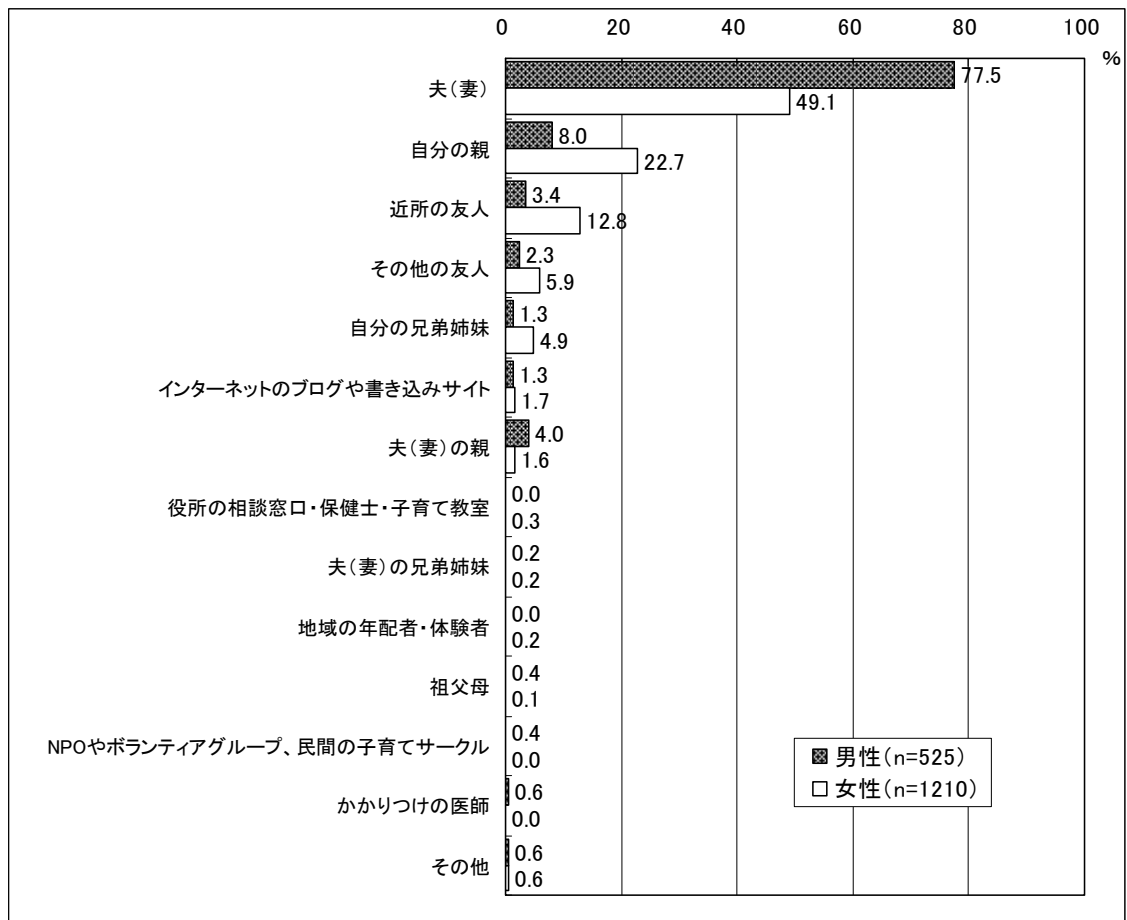
9. 家事・育児について相談する相手

- ・ 家事・育児についてよく相談する相手（複数回答）としては、男女ともに夫（妻）が最も多いが、女性は自分の親や友人とも相談する。インターネットやかかりつけの医師を挙げる人も1割前後いる。
- ・ 最もよく相談する相手（単数回答）とすると、男女ともに夫（妻）が多いものの、女性は自分の親や友人を挙げる人が多くなる。

Q.家事・育児についてよく相談する相手は誰ですか。（あてはまるものすべて）



Q.家事・育児について最もよく相談する相手は誰ですか。(単数回答)



参考資料5 子育て関係サービス従業者ウェブアンケート調査結果

1. 調査の概要

調査票タイトル	子育て関係サービス従業者アンケート
調査方法	ウェブアンケート
実施期間	2008年12月6日（土）～2008年12月7日（日）
対象者	調査会社の登録モニター（全国約75万人）のうち、下表の仕事（NPOやボランティア活動などを含む）に従事する男女
有効回答数	124人（男性：39人、女性：85人）

表 回答者の業務内容の分類

グループ	分類	業務内容
第1グループ	分類1	役所での戸籍や住民票など届出の受付業務
	分類2	役所での児童手当や児童扶養手当などの申請受付・給付業務
	分類3	役所での乳幼児医療費助成などの申請受付・給付業務
	分類4	役所での保育所や学童保育の入所申込受付・保育所等の運営・管理業務
第2グループ	分類5	公立・私立認可・認証保育所等の保育士・栄養士・助手
	分類6	無認可保育所・ベビールームの保育士・栄養士・助手、ベビーシッター
	分類7	役所の職員として地域の家庭を訪問し妊娠・出産・育児に関するアドバイスなどを行う業務（助産師・保健師・看護師、民生委員など、非常勤含む）
	分類8	役所の職員として子どもや妊産婦・育児中の家族へのカウンセリングを行う業務（児童カウンセラー・スクールカウンセラーなど）
	分類9	役所の職員以外で地域の家庭を訪問し妊娠・出産・育児に関するアドバイスなどを行う業務（助産師・保健師・看護師など）
	分類10	役所の職員以外で子どもや妊産婦・育児中の家族へのカウンセリングを行う業務（児童カウンセラー・スクールカウンセラーなど）
第3グループ	分類11	出産を控えた男女を対象としたNPO法人、サークル活動の主催・スタッフ
	分類12	子どもを持つ母親を対象としたNPO法人、サークル活動の主催・スタッフ
	分類13	子どもを持つ父親を対象としたNPO法人、サークル活動の主催・スタッフ
第4グループ	分類14	妊娠・出産関係の雑誌の編集・ライター
	分類15	育児関係の雑誌の編集・ライター
	分類16	妊娠・出産関係のウェブサイトの運営
	分類17	育児関係のウェブサイトの運営

2. 回答者の属性

【年齢】

	全体	12才～19才	20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～49才	50才～54才	55才～59才	60才以上
全体	124	0	5	11	31	32	24	7	9	3	2
性別	男性	39	0	0	1	11	12	5	4	4	0
	女性	85	0	5	10	20	19	3	5	1	2

【仕事・活動をしている都道府県】

	全体	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
全体	124	6	1	1	7	0	0	3	2	3	3	5	5	19	13	0	1	1	0	1	1	2	2	12	2
性別	男性	39	1	1	1	0	0	1	1	1	3	0	1	7	5	0	0	0	0	1	0	1	1	4	1
	女性	85	5	0	0	6	0	2	1	2	0	5	4	12	8	0	1	1	0	0	1	1	1	8	1

	全体	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
全体	124	2	1	7	5	3	0	0	1	0	4	1	0	1	0	1	4	0	1	1	1	1	0	0
性別	男性	39	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	女性	85	2	1	4	4	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	3	0	1	1	1	1	0	0

【仕事・活動をしている地域】

	全体	北海道	東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方
全体	124	6	12	50	22	18	6	2	8
性別	男性	39	1	4	18	8	1	2	1
	女性	85	5	8	32	14	5	0	7

【業種の分類】

	全体	第1グループ	第2グループ	第3グループ	第4グループ
全体	124	31	31	31	31
性別	男性	39	18	3	9
	女性	85	13	28	22

		全体	第1グループ				第2グループ					第3グループ			第4グループ				
			分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	分類9	分類10	分類11	分類12	分類13	分類14	分類15	分類16	分類17
全体		124	12	5	8	6	20	1	3	0	1	6	1	25	5	3	8	5	15
性別	男性	39	4	4	6	4	2	0	0	0	0	1	1	3	5	2	3	0	4
	女性	85	8	1	2	2	18	1	3	0	1	5	0	22	0	1	5	5	11

※業種の分類については前ページ参照

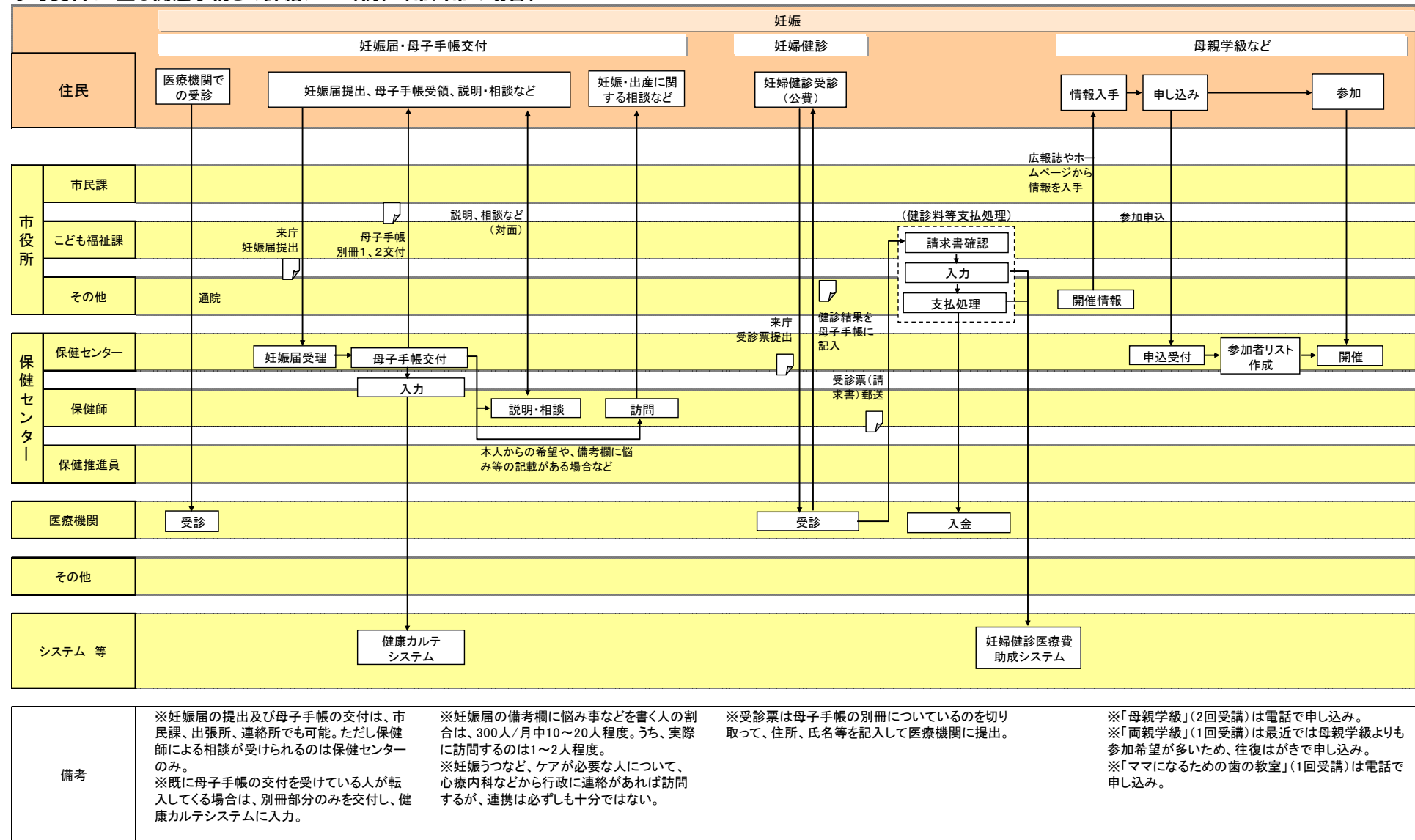
3. 主な意見

設 問	ある	ない	業種グループ1	業種グループ2	業種グループ3	業種グループ4
Q4. 当事者やその家族が困っていると感じること	69 人 55.6%	55 人 44.4%	・出産一時金の前払いがないこと ・保育所の運営内容に不満 ・妊婦検診が高い ・保育所不足 ・相談相手、相談所が少ない ・手続きが面倒 ・制度のわかりにくさ ・保育料が高い	・協体制をとりにくい方、できない方がいる ・自身の子育てについての不安 ・子供への無関心 ・待機児童について ・金銭面の不安 ・子供が病気の時に仕事を休まなくてはならない ・兄弟関係について（年齢が離れていることから生じる問題など） ・核家族化が進み、母子が孤独感を持っている ・人間関係 ・子どもとの関わり方 ・子どもが問題を起こしたときの対応方法 ・入所児童とその親をとりまく環境等 ・精神疾患の親	・気軽に子供を預けられる環境が整っていない ・男性の産休(子育て)が認められていない会社が多い ・相談機関が少ない ・親も楽しめる、けれども親子で参加できる、といったライブのようなイベントが案外少ない ・一人親家庭の仕事 ・金銭的な悩み ・発達障害についての無理解、誤解、偏見が強い ・調理技術の不足や食材の選び方など食に関する基本的な知識と技術の無さ ・託児所が少ない ・育児放棄に近い行動 ・保育園の待機児童が多い	・相談相手がいない ・小さな子どもを連れて安心してレジャーに出かけられる場所が少ない事 ・しつけのやり方 ・自分の時間が取れなくなる ・子供の安全 ・親と子供の関係 ・手伝ってくれる人がいない ・都心で子供達が自由に遊びまわれる環境が限られている ・地域支援・連帯が難しい ・仕事復帰が難しい事 ・収入が少ないのに育児に関する金銭的負担が大きい ・若いママが孤立している ・情報が多すぎて適切なアドバイスを受けられていない
Q5. 当事者やその家族に対してできない(できなかった)支援・サービス	41 人 33.1%	83 人 66.9%	・医療制度、保険制度 ・出産費用の助成 ・病児保育 ・事情があり住民票を移せない人への支給 ・親が派遣会社から解雇され家もなくなり、行方不明になった ・本当に学童保育が必要な子どもが、保育料の高さや運営の大変さから保育を受けられなかったことがあった	・時間に子供を迎えに来られない時の保育 ・トイレトレーニング ・行事、保育指導内容 ・発達障害児童への支援 ・事前にトラブルを防げなかったこと ・保護者が共働きの家庭が多く、なかなかコミュニケーションがとれない ・熱がある時の預かり	・無料送迎サービス ・検診、勉強会に参加できなかった ・町の図書館で読み聞かせをしていたが、他の図書館利用者から、子供の声がうるさいと言われ使用出来なくなった ・会員との交流を増やしたい ・行事を支援する父親の集まりを継続しようとしたが、保護者会との並立を反対され解散した ・本当は託児ありの講座にしたかったが、予算があわず同室託児での講座になってしまった ・気軽に利用できる適当なスペースがなく、あっても利用者が多すぎて使えない ・親に対して助言や指導セミナーを開いても参加希望者がいない ・自分の都合と相手の都合が合わない ・講師を呼んで行う活動が、資金や時間の都合がつかず実現できなかった	・育児を手伝ってあげたいと思っても出来なかった ・ベビーマッサージ ・当事者の親の体の調子が悪くなった ・発行しているフリーマガジンを希望の場所へ配本できない ・それぞれの親の意見や考え方があまりに多すぎて、統一性を持ったウェブサイトの作成ができない ・公共施設での活動に時間的制約がある ・地域と学校施設などの連携がない ・金銭的な負担 ・適切な情報提供

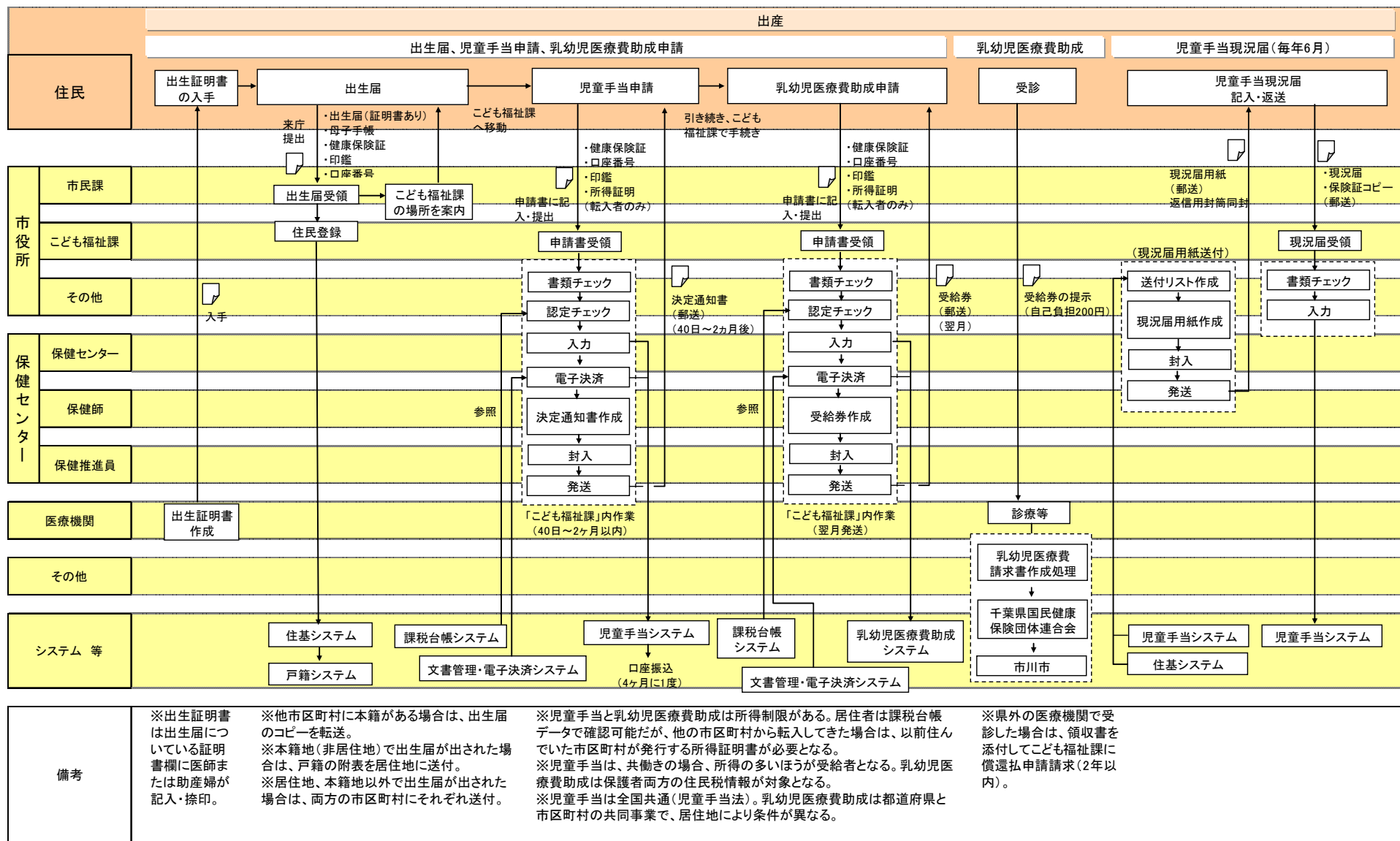
設 問	ある	ない	業種グループ1	業種グループ2	業種グループ3	業種グループ4
Q6. 当事者やその家族に対して支援・サービスができない(できなかった)理由	41 人 33.1%	83 人 66.9%	・健康保険の移動等オンラインにして国保、社保等の資格移動をその場で出来るようにしたほうが良い ・金銭的な問題 ・責任問題 ・法律上の問題 ・当事者が行方不明になってしまい、就学援助金を支払えなくなってしまった ・行政の怠慢	・時間が決まっている ・園の方針、園長等の判断 ・教育指導要領との相違 ・親の理解を得られなかった ・労働賃金が安い ・共働き世帯では、連絡が密に取れない ・保険の関係でケガや事故の責任が取れない ・熱がある児童は保護者に引き取ってもらわなければいけない	・時間の不足 ・予算的な問題。年間数万程度の助成金をもっているが、それでは講座運営は難しく、結局自分達の持ち出しとなってしまっている ・費用と施設の不備のため ・人材不足 ・支援、助言しても親が無関心、又は学校や支援者にクレームをつける、いわゆるモンスターペアレンツになってしまう ・基本的にあまりお金をかけずに楽しむという方針のサークルのため、消極的な親が多かった	・会員同士の家が遠い ・時間がない ・仕事があるのでなかなか時間が作れない ・予算なし ・版元から依頼を受けている仕事なので、制作の意向まで変えられない ・人員不足のため、また入れ替わりの激しい会社なので担当者がかわりやすい ・それぞれの親の主観的な意見が多く、全体に統一感がとれない ・責任の所在が曖昧。統括する部署がない
Q7. 国や自治体の制度や説明がわかりにくいと感じること	40 人 32.3%	84 人 67.7%	・戸籍の仕組みはわかりにくい ・厚生労働省の説明がわかりにくい ・制度が複雑すぎる、制度がよく変わる ・所得に関する基準があいまい ・文言がわかりにくい ・現実には保育が必要なのに、小学生は基本的に「保育」の対象としない ・法令できちんと定められているものではなく、多種多様な行政通知で定められているため、1,500 ページにも及ぶ本1冊を全部覚える必要がある	・指定管理者制度 ・医療機関への紹介について ・何事も資料が分厚い ・国の勝手な指示でどんどん制度が変わる ・市町村によってサービスの質が違いすぎる ・知的障害児施設で働いていた時、制度がコロコロ変わって振り回された	・助成金、後援を受ける時 ・教育庁からの予算支援の内容に矛盾点が多い ・放課後子供プランの取り扱い ・母子家庭と父子家庭で対応が違いすぎる ・特別支援教育や自立支援法 ・助成金などの制度はあるが、こちらのスケジュールとあわず結局利用できない ・参加可能な時間帯かどうかなどの検証が無いように感じる ・わかりにくい説明書	・何かと制度・政策に矛盾が多い ・費用補助のこと ・産科医療補償制度 ・各省庁の育児支援施策の連携がとれていない ・言葉や文章がわかりにくい ・(サラリーマンの夫に扶養されている)妻の出産後の医療費控除方法ほか、控除や給付申請方法 ・年度ごとや責任者が変わると全く手法が変わってしまい、継続性がない。サービスを提供するという意識に欠ける ・積極的に子育てに関する情報周知をしていない ・すべてがわかりにくい ・保育所の入所に関する情報
Q8. 国や自治体に対する要望・意見	72 人 58.1%	52 人 41.9%	・制度を簡潔にしてほしい ・医師を増やさないため ・わかりやすいパンフレットの配布 ・子育て支援制度の充実 ・待機児童が多いので、もっと保育園や保育士を増やすべき ・妊娠中と乳児期における検診の完全無料化と回数の拡大 ・外国人にもう少し責任を持たせてもよいと思う ・交付金等に関する事務の市町村担当者の負担軽減 ・すべての小学生が、安価で公設の学童保育を利用できるように制度を整備すること ・補助要件を簡素化し、保育所の自主性を重んじる制度に変えてほしい	・抑うつ状態にある母親の保育支援 ・もっと補助金を出して欲しい ・現場の意見をきちんと聞いて欲しい ・現場を視察に来て欲しい ・健診料、乳児医療を全国共通にしてほしい ・待機児童がいなくなること ・賃金が安い ・もっと母親や働く人にやさしい待遇に ・安心して子どもを多く生むための対策 ・人員の確保 ・働く母親が増える中で託児所が少ない ・特別支援を充実させてほしい(特に中学以降) ・より良い子育てができるようにもっと助成がほしい ・もっと福祉事業に資金をかけてほしい ・子育てをしている親が働きやすい社会、子供を地域で見ていく、育てていく社会にしてほしい ・母子関係のサービスは国で統一すべき ・意味のない給付金にお金をかけるのではなく、育児と福祉に使うべき	・規制緩和 ・過疎地域の子供たちは教育に恵まれていない ・母親の声にきちんと耳を傾けてほしい ・助成金、補助金の増額など、金銭的な支援 ・産婦人科医を増やしてほしい ・保育の受け入れの需要と供給があっていない ・援助活動の場所の提供 ・活動内容に沿った支援をして欲しい ・子育て支援に力を入れて欲しい ・ひとつの事業を行う中で、国、県、市町村の取扱いが異なることの無い様にしてほしい ・障害者の理解の促進とノーマライゼーション ・もう少し住民(妊産婦や母親)のニーズを十分把握して計画を立てるべき ・地域の親子がもっと手軽に利用できる(自由に使える)広い屋内スペースを増やしてほしい ・教育委員会や子供支援団体等に意見を伝えても取り合ってもらえない	・ゆとりをもった人員配置のできる組織作りをお願いしたい ・多胎児妊娠に対しての特別な援助をしてほしい ・産科医療補償制度に納得がいかない ・関連団体へのひも付きでない資金助成 ・情報を提供してほしい ・出産できる病院を増やしてほしい ・育児中の親は未来の納税者を育てているので、全面的に国及び自治体が支援すべき ・サイト運営を通して生の育児支援を希望する声が聞けるので行政にも積極的に情報収集してほしい ・控除・給付対象者には、事前に書面などで知らせることを全国的に統一してほしい ・実行する立場ではなく利用する側の視点に立った制度を ・妊婦検診の完全無料化、24 時間稼働の小児科を増やす ・私立幼稚園料の補助金をもっと多くの人へ ・一時的な児童手当による金銭援助ではなく、育児にお金のかからない構造にしてほしい ・保育所に入所しやすい環境を作してほしい

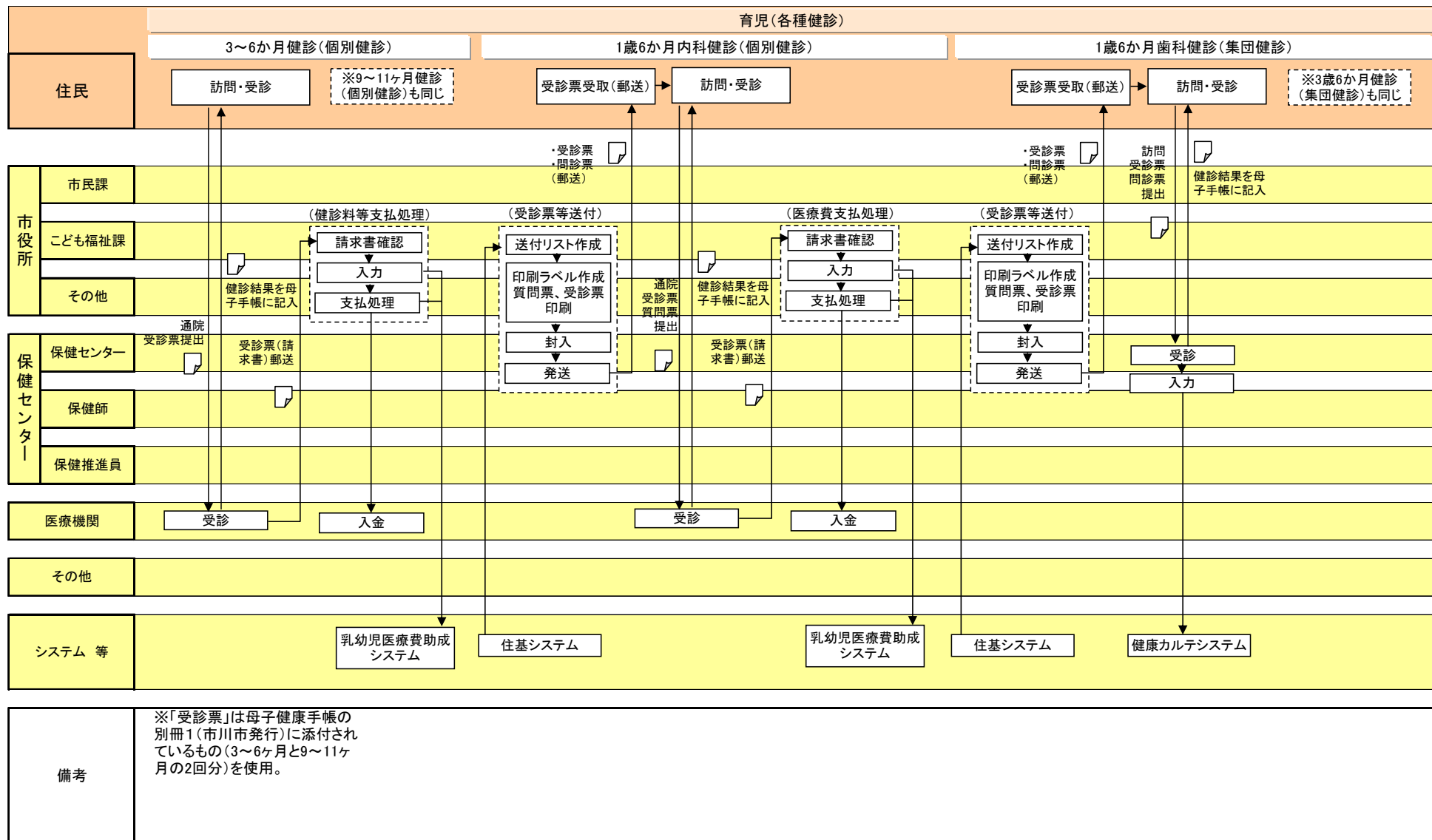
設 問	ある	ない	業種グループ1	業種グループ2	業種グループ3	業種グループ4
Q9.「こうしたい」「こうなればいい」と普段感じていること	70 人 56.5%	54 人 43.5%	・医療証を健康保険証と一体のものにすれば、使い勝手がよいのでは。定期的な現況届も省けないか ・簡単な制度設計 ・公立保育所の立場(サービスなのか福祉なのか)のあいまいさと、利用者の意識・要望の高さが合わない。サービス業なら利用料は上がるし、現状の料金では今でも精一杯 ・妊婦検診や出産費用の無料、不妊治療の保険適用 ・保育園を増やしてほしい ・学籍を移動するときは教育委員会を必ず通してほしい ・学校5日制の廃止。そのための子どもの放課後の居場所を、現在国が進めようとしている学校を利用した形ではなく、学校外の場所にすべての自治体で公的に用意すること(児童館、学童保育)、子どもが自主的に自由に安全に遊べるような遊びの場(プレイパークなど)を設置し、社会的に次世代を守っていくシステムを構築すること ・民間保育所の指導等の所管を、末端の自治体にさせるのではなく、規模の経済を活かして、本来の監督権限のある県が担当してほしい	・本当に困っているのに援助制度を利用できない人たちがいる ・子育て支援が子どもに偏っているので、母親へのきめ細かいケアの在り方 ・保育園任せにせず、親の仕事が休みの時は欠席し家族でのんびり過ごして欲しい。 ・公立の保育所でも24時間保育ができればいい ・経済的な理由で出産を諦めてしまわない対策 ・もう少し子どもを持つ女性が働きやすい国にしてほしい ・公立・私立との格差をなくしてほしい ・病児の託児施設の充実 ・もう少し気楽に無料で相談できるような公的機関があるといい ・保育園に全員が入れるくらいの人員確保 ・民間に任せず、もっとお金をかけてほしい ・公園を増やしてほしい	・自由な裁量の活動 ・いろいろな選択肢が増えて、情報が行き渡るといい ・地域で子供を守れるようになっていけばいい ・もっと気軽に関わられるボランティア活動をしたい ・産婦人科医を増やし、ベッドの数を増やしてほしい ・もっとサークル活動を一般の人にも知ってもらいたい、参加してもらいたい ・子供が少ないのだから、もっと安心して子供を生めるようにすべき ・予算配分を均等にしてほしい ・子育て中でも働ける場を増やしてほしい ・地域を含め、皆が助け合っている体制と、それを受け入れられる利用者の意識ができればよいと思う ・障害者が普通に生活し、仕事ができる世の中になってほしい ・1 人でも多くのお母さんに育児を楽しいと思えるようになってほしい ・サークルの参加者同志が連携できるように、場所や費用の面で公的支援があればいい ・お年寄りと子供と一緒に施設で面倒見られたい ・多少の料金がかかっても、もっと自由に利用できる屋内スペースがあればいい ・産婦人科・小児科・保育所の充実 ・育児に悩むお母さんがサークルに来る事によって気持ちが楽になり、育児をがんばろうと思えるようなサークルにしたい	・労働者の増員のための国の施策がほしい ・あらゆるところでコミュニケーションを取る ・経済の心配なく子育てできる ・子供を生み育てやすい社会にしてほしい ・妊婦のたらい回し問題など、悲惨なことの起こらない医療体制が整えば良いと思う ・小さな子どもを育てている親に対して、子育てを終えて経験豊富な世代が気軽に手助けできる場があれば良いと思う ・核家族化が進んだことで、孤立する妊婦やママが増えていると感じる ・サイトに寄せられる意見をそのまま希望する各市町村に配信して生活に活かされればいいと思う ・育児に関していえば、共同生活の場の子供を送り出すということ事をもっと意識してほしい ・産婦人科医師・小児科医師の増加と、病院設備を充実させてほしい ・安く、安心して子どもを預けられる保育環境が欲しい ・夫の育児休暇が日本ではまだ厳しい ・子どもをもつ母親がもっと働きやすくなる環境があるといい ・産学官連携のように共同体意識を持って問題解決に取り組めるようになってほしい ・職場復帰には、親が近くに住んでいるなど親の援助がないと無理という環境が残念。気軽に職場復帰の出来る社会になればよい ・子供の扶養控除の増額、医療の無料化、保育園及び高校の義務教育化などを通して子供を育てる家庭に負担がかからないようにするべき ・窓口でもなんでも応対してくれる人が親切、親身になってくれること ・子育てに悩む母親同士が交流できる場を作りたい

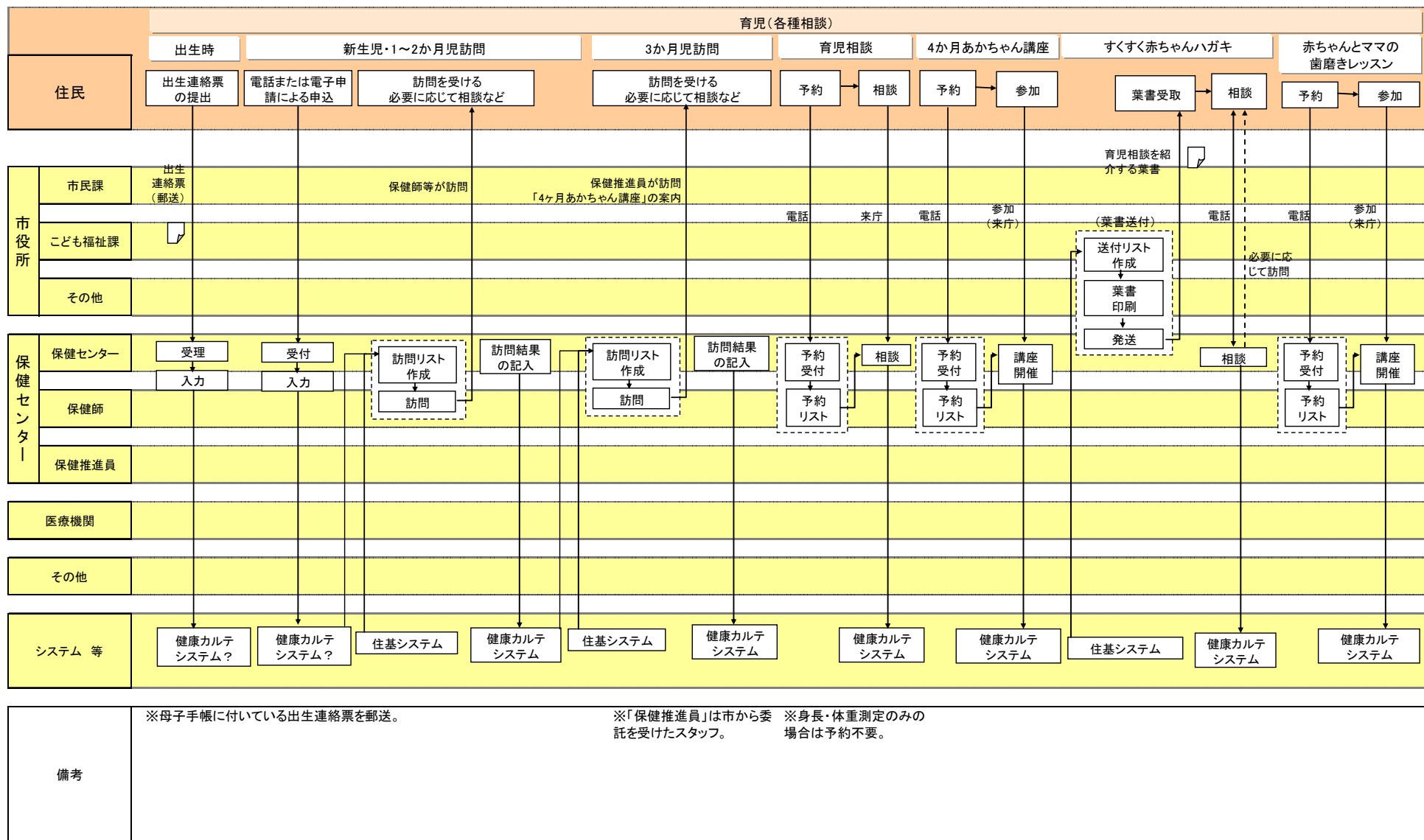
参考資料6 主な関連手続きの詳細フロー(例)(市川市の場合)

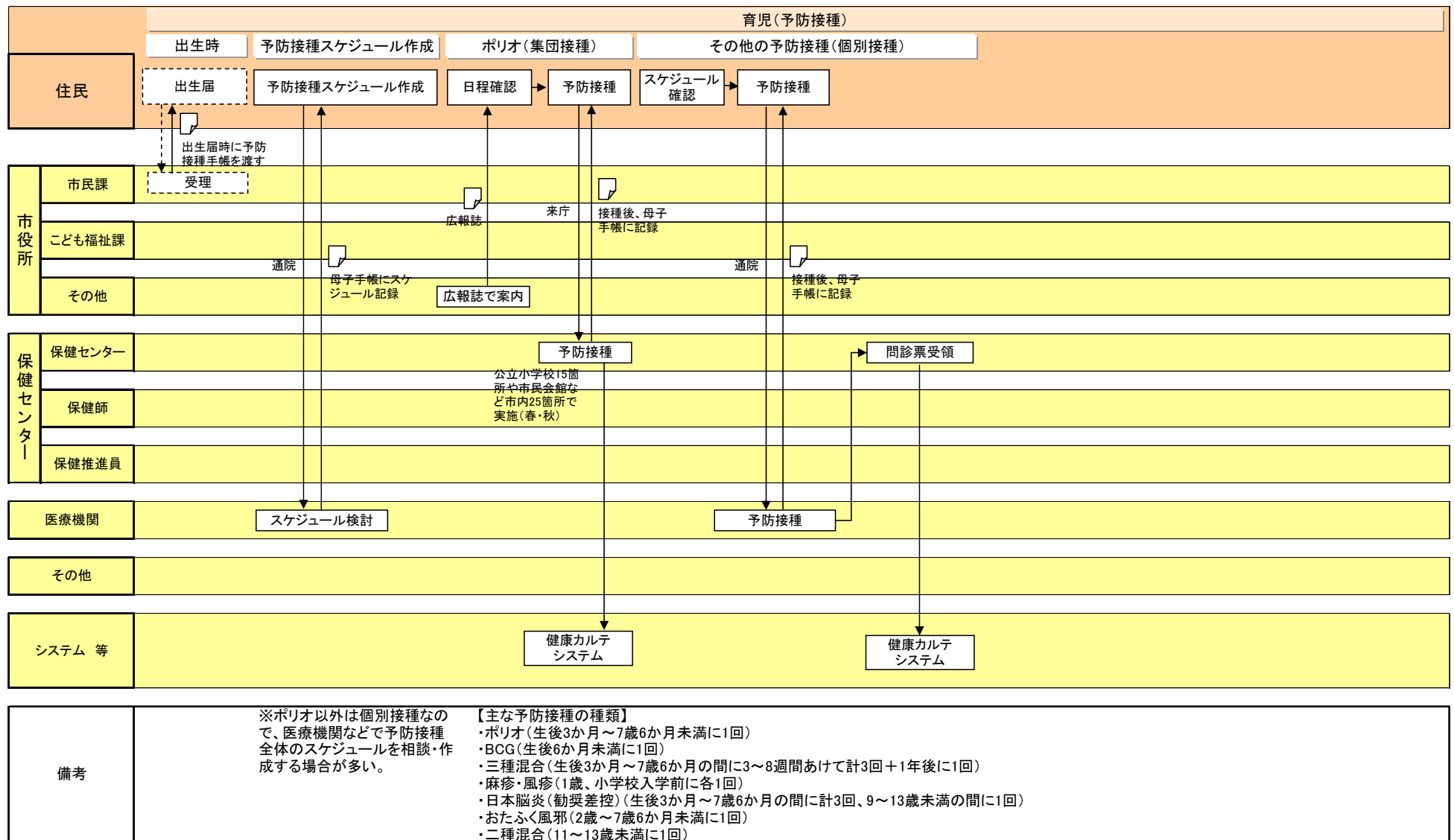


資料: 市川市へのヒアリングをもとに作成。









参考資料7 児童手当に関するデータ

年	対象年齢総児童数(万人) A	支給対象児童数(万人) B	〈参考〉 支給対象率 C=B/A	受給者数(万人) D	支給総額(億円/年) E	事業主負担額(億円/年) F	国庫負担額(億円/年) G	対象者	支給額(月額)	備考
1971(昭和46)	927.6	111.9	12.1%	103.2	65	13	27		3,000円	
1972(昭和47)	956.5	143.5	15.0%	130.0	422	120	195	第3子以降 5歳未満		年齢は段階的に引き上げを明示
1973(昭和48)	1,831.2	235.3	12.8%	203.2	750	199	347	第3子以降 10歳未満		
1974(昭和49)	2,827.4	276.2	9.8%	234.2	1,060	283	490	第3子以降 義務教育終了前	4,000円	
1975(昭和50)	2,862.7	282.3	9.9%	240.5	1,445	398	659		5,000円	
1976(昭和51)	2,886.9	283.7	9.8%	242.9	1,690	477	764			
1977(昭和52)	2,904.3	284.5	9.8%	244.8	1,695	489	760			
1978(昭和53)	2,915.2	281.4	9.7%	242.9	1,719	496	773			低所得者(市町村民税所得割非課税者)(6,000円)
1979(昭和54)	2,914.5	276.3	9.5%	239.6	1,784	507	813			同(6,500円)
1980(昭和55)	2,912.6	267.8	9.2%	232.8	1,777	505	813			
1981(昭和56)	2,885.6	235.8	8.2%	203.6	1,640	451	768			同(7,000円)
1982(昭和57)	2,910.9	246.2	8.5%	214.6	1,659	516	731			
1983(昭和58)	2,875.6	241.1	8.4%	211.2	1,648	569	682			
1984(昭和59)	2,839.5	239.1	8.4%	209.4	1,636	579	663			
1985(昭和60)	2,796.8	233.3	8.3%	204.6	1,589	593	619			
1986(昭和61)	2,741.4	329.6	12.0%	296.2	1,604	674	561	第2子 - 2歳未満 第3子以降 - 義務教育終了前	2,500円/5,000円	所得割非課税者の特例廃止。支給月額は 第2子/第3子以降
1987(昭和62)	1,342.5	367.8	27.4%	322.7	1,556	755	455	第2子 - 4歳未満 第3子以降 - 9歳未満		
1988(昭和63)	997.3	389.9	39.1%	324.9	1,485	777	390	第2子以降 義務教育就学前		
1989(平成元)	971.9	385.1	39.6%	320.1	1,452	797	354			
1990(平成2)	944.4	368.7	39.0%	309.1	1,389	795	322			
1991(平成3)	634.0	293.9	46.4%	257.4	1,379	822	296	第1子 - 1歳未満 第2子以降 - 5歳未満	5,000円/10,000円	支給月額は 第1子・第2子/第3子以降
1992(平成4)	490.4	265.3	54.1%	241.5	2,147	1,375	422	第1子 - 2歳未満 第2子以降 - 4歳未満		
1993(平成5)	362.5	248.4	68.5%	221.5	1,942	1,277	352	第1子以降 3歳未満		
1994(平成6)	363.1	248.5	68.4%	221.6	1,709	1,150	302			
1995(平成7)	358.1	227.5	63.5%	202.9	1,609	1,091	294			
1996(平成8)	358.0	224.8	62.8%	200.2	1,530	1,037	290			
1997(平成9)	357.3	215.8	60.4%	192.9	1,494	1,014	285			
1998(平成10)	358.9	221.0	61.6%	198.1	1,484	1,006	286			
1999(平成11)	358.3	240.7	67.2%	216.5	1,587	1,009	319			
2000(平成12)	833.1	578.1	69.4%	483.1	2,935	1,086	1,180	第1子以降 小学校就学前		
2001(平成13)	829.2	676.9	81.6%	575.2	4,036	1,063	1,859			
2002(平成14)	825.3	689.0	83.5%	588.4	4,298	1,044	2,021			
2003(平成15)	818.7	692.9	84.6%	595.8	4,353	1,042	2,133			
2004(平成16)	1,167.4	964.5	82.6%	747.4	5,933	1,040	3,021	第1子以降 小学校第3学年修了前		
2005(平成17)	1,154.9	960.4	83.2%	748.5	6,249	1,023	3,272			
2006(平成18)	1,503.1	1,299.3	86.4%	927.4	8,069	1,111	2,418	第1子以降 小学校修了前		
2007(平成19)										3歳未満は第1・2子でも10,000円に

(資料)

Aは、総務省統計局「人口推計」(各年度の10月現在の推計値)をもとに作成。

B、D～Gは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」(各年度の2月末現在。ただし、昭和46年度については、3月末現在。)

Cは、総児童数Aと支給対象児童数Dの調査時点が異なることを前提に算出された参考数値である。

参考資料8 児童手当の現況届に関する自治体の取り扱い状況の例

項目	A 市	B 市	C 市	D 市
人口規模	・約 50 万人	・約 50 万人	・約 40 万人	・約 20 万人
児童手当受給資格者	・約 30,000 人(平成 20 年)	・約 35,000 人(平成 20 年 5 月)	・約 21,000 人(平成 20 年、現況届発送数) ・27,000 人(推計。所得制限は考慮していない)	・約 7,500 人(平成 20 年)
児童手当受給者	・約 29,600 人(平成 20 年)	・約 25,000 人(平成 20 年 5 月)	・約 20,000 人(平成 20 年) (現況未届者、現況届により却下となった件数: 約 1,000 件)	・約 7,500 人(平成 20 年)
受給者への現況届用紙の郵送	・郵送している	・郵送している	・郵送している	・郵送している
郵送している場合、その数	・約 28,700 通(平成 20 年)	・約 25,000 通(平成 20 年)	・約 21,000 通(平成 20 年)	・約 7,500 通(平成 20 年)
現況届の提出方法	・窓口、郵送	・窓口、郵送	・窓口、郵送、電子申請・届出	・窓口、郵送
現況届用紙の発送に要する費用(印刷費、郵送費、委託費、人件費など)	・合計約 250 万円 うち、人件費関係 ・職員 3 人、パート 3 人 ・約 20 時間	・合計約 310 万円 うち、封入委託:約 5 万円 印刷費 :約 90 万円 出力費 :約 85 万円 郵送料 :約 130 万円 ※職員 2 名、パート 2 名(約 1 ヶ月間、他業務と兼務)は上記には含まない。	・合計約 215 万円 うち、人件費:約 27 万円(約 4 人×0.5 ヶ月) 印刷費:約 20 万円 郵送費:約 168 万円	・合計約 110 万円 うち、人件費関係 ・職員 1 人(0.5 ヶ月)、臨時職員 3 人
現況届の受領・処理に要する費用(人件費など)	・合計約 154 万円 うち、人件費関係 ・職員 3 人、パート 4 人、バイト 1 名 ・約 900 時間	・合計約 120 万円 うち、受付業務委託 約 120 万円 ※職員 2 名、パート 2 名(約 4 ヶ月間、他業務と兼務)は上記には含まない。	・合計約 220 万円 うち、人件費:約 4 人×4 ヶ月	・合計約 130 万円 うち、人件費関係 ・職員 1 人(2 ヶ月)、臨時職員 6 人
現況届の際の所得の確認方法	・課税台帳で確認(記載不要) ・転入された方については前住所地の課税証明を提出いただき確認している。	・課税台帳で確認(記載不要) ・転入された方については前住所地の課税証明を提出いただき確認している。	・課税台帳で確認(記載不要) ・転入された方については前住所地の課税証明を提出いただき確認している。	・課税台帳で確認(記載不要) ・転入された方については前住所地の課税証明を提出いただき確認している。
現況届の際の年金種別の確認方法	・雇用者が証明欄に記入・捺印 ・健康保険証のコピーでも可	・雇用者が証明欄に記入・捺印 ・健康保険証のコピーでも可	・雇用者が証明欄に記入・捺印 ・健康保険証のコピーでも可	・雇用者が証明欄に記入・捺印 ・健康保険証のコピーでも可
現況届の際の扶養親族数の確認方法	・課税台帳で確認(記載不要)	・課税台帳で確認(記載不要)	・課税台帳で確認(記載不要)	・課税台帳で確認(記載不要)
現況届が不要になると住民は便利になると思うか	・大変便利になる	・便利になる (年金種別の変更についての届出は別途必要になると思われる)	・便利になる	・便利になる (ただし現況届をなくすと児童手当制度への理解度が下がる恐れがあり、理解度の低下を防ぐ別の方法が必要か。)
庁内の住民基本台帳や課税台帳、社会保険庁の年金種別データなどを用いて確認することで、現況届を省略できるようになると、行政内部のコストや手間は削減できると思うか	・かなり削減できる	・削減できる (データ確認方法の工夫や現行制度の変更等を併せて行う必要がある)	・削減できる	・あまり削減できない (現況届発送業務や受付・整理事務は省力化されるが、公簿等での確認事務については事務量に変更はない。)

資料:各自治体からの回答をもとに作成。

参考資料9 主な関連手続きのコスト試算

区分		主な手続き	行うこと	場所	想定時間(時間)						備考
					現状			改善後			
					往復	手続	合計	往復	手続	合計	
結婚	結婚	婚姻届 (婚姻届と転居を同時に行う場合)	転出届	旧住所の役所	1.0	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	※転出届に関しては郵送でも 可だが、ここでは窓口で手続き する場合を想定している。
			戸籍謄本の入手(郵送での請求可)	本籍地の役所		0.5	0.5		0.0	0.0	
			婚姻届の入手・記入・捺印	ダウンロード可		0.5	0.5		0.5	0.5	
			証人2名の署名・捺印			1.0	1.0		1.0	1.0	
			婚姻届の提出	どこの役所でも可							
			転入届	新住所の役所	1.0	0.5	1.5	1.0	0.5	1.5	
			合計		2.0	3.5	5.5	1.0	2.0	3.0	
	姓・住所の変更	運転免許証 (公安委員会の管轄が変わる場合)	住民票の写し(本籍記載)の入手	住所地の役所	1.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	※本来、それぞれの所有率、加 入率などを乗じる必要がある が、ここでは概算として総数で 試算している。
			免許証用写真の撮影		0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
			変更届の入手・記入・提出	警察署	1.0	0.5	1.5	0.0	0.5	0.5	
			合計		2.0	1.5	3.5	0.0	1.0	1.0	
		パスポート	戸籍謄本の入手(郵送での請求可)	本籍地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	
			一般旅券訂正申請書の入手	旅券課窓口							
			旅券を添えて申請	旅券課窓口	1.0	2.5	3.5	1.0	2.5	3.5	
			旅券の受け取り(およそ2時間)	旅券課窓口							
			合計		1.0	3.0	4.0	1.0	2.5	3.5	
		自動車登録	変更事項を証明する書類の入手(戸籍謄本など)	居住地、本籍地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	
			現住所を証明する書類の入手(住民票)	居住地の役所	1.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	
			自動車保管場所証明書の申請・入手	警察署	1.0	0.5	1.5	0.0	0.5	0.5	
			申請書の入手・記入・捺印	自動車検査登録事務所等							
			手数料納付書の入手・収入印紙購入・添付	自動車検査登録事務所等	1.0	1.0	1.5	0.0	0.5	0.0	
			申請書・手数料納付書・車検証の提出	自動車検査登録事務所等							
			新しい車検証の入手	自動車検査登録事務所等							
			合計		3.0	2.5	5.0	0.0	1.0	0.5	
		銀行口座(氏名・住所の変更)	戸籍謄本の入手(郵送での請求可)	本籍の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	
			通帳、キャッシュカード、印鑑(旧・新)の用意		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			氏名変更届、住所変更届の記入・捺印・提出	銀行窓口(一部コンビニでも可)	1.0	0.5	1.5	0.0	0.5	0.5	
			合計		1.0	1.0	2.0	0.0	0.5	0.5	
		クレジットカード(氏名・住所の変更)	必要書類の請求	電話	0.0	0.5	0.5				
			必要書類の記入・捺印・提出	郵送	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
			合計		0.0	1.0	1.0	0.0	0.5	0.5	
		携帯電話(氏名・住所の変更)	戸籍謄本の入手(郵送での請求可)	本籍地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	
			申込書の入手	電話、携帯サイト、ショップ窓口等							
			申込書の記入・捺印		1.0	0.5	1.5	0.0	0.5	0.5	
			申込書と戸籍謄本の提出	ショップ窓口							
			合計		1.0	1.0	2.0	0.0	0.5	0.5	
		生命保険(氏名・住所の変更)	保険証書等の用意	電話で可	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
			合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
				合計時間(時間)			23.5			10.0	
コスト試算(申請者側)	手間(人件費換算)	年間婚姻件数(2006年9月～2007年8月)(件)								740,826	
		年間所要時間(時間)			17,409.411.0					7,408,260.0	
		人件費換算(仮に時間単価を2000円とした場合)(億円)			348.2					148.2	
	交通費	役所などへの来訪回数			10					2	
		交通費(往復400円とした場合)(円)			4,000					800	
		年間婚姻件数(2006年9月～2007年8月)(件)								740,826	
		年間交通費(億円)			29.6					5.9	
	申請者側のコスト合計		合計経費(申請者側)(億円)			377.8				154.1	
	(申請に要する手数料等を除く)		削減額(億円)							223.7	

資料：本委員会にて検討。申請者の時間単価（2,000 円/時）については、「平成 19 年度賃金構造基本統計調査」をベースに概算数値として設定。

区分	主な手続き	行うこと	場所	想定時間(時間)						備考		
				現状			改善後					
				往復	手続	合計	往復	手続	合計			
妊娠・出産	妊娠	妊娠届	妊娠届出書の入手	ダウンロード可	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	※1	
		妊娠届出書の提出(添付書類、印鑑は特に必要ない)	保健センター	1.0	0.5	1.5	1.0	0.5	1.5			
		母子健康手帳などの受領	保健センター									
		合計		1.0	0.5	1.5	1.0	0.5	1.5			
		妊婦検診	通院休暇の回数(雇用機会均等法施行規則第2条の3)									※申込不要、または電話などで可能な場合があるため、ここでは試算の対象外とした。
		妊娠23週まで -----4週間に1回										
		妊娠24週から35週まで --2週間に1回										
		妊娠36週から出産まで --1週間に1回										
		(※医師等の指示がある場合はそれに従う。)										
		妊婦訪問サービス	希望する人は電話で予約。									
	※妊娠届の内容から必要と判断された人にも訪問。											
	母親学級	初産で妊娠6～8ヶ月の人が対象で2回開催										
	両親学級	初産で妊娠6～8ヶ月の夫婦が対象で1回開催										
	妊婦歯科健診	毎月開催。電話で申し込み。										
	出産	出生届	出生届用紙(出生証明書と一体)の入手	役所窓口、病院、ダウンロードなど	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	※1	
			出生証明書の入手	病院								
			出生届の提出	役所窓口	1.0	0.5	1.5					
			合計		1.0	1.0	2.0	0.0	0.5	0.5		
		出生連絡票	出生連絡票(母子健康手帳別冊に添付)の記入・郵送	郵送	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	※1	
			合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5		
		児童手当	所得証明書の入手	1月1日時点住所地の役所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1月2日以降の転入者のみ	
			健康保険証(または年金加入証明書)、銀行口座番号がわかるもの、印鑑を用意。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
			児童手当認定請求書の入手・記入・申請	住所地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0		出生届等と一緒にすることを想定
資格及び額の確定通知の受領(1～2ヵ月後)			郵送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
児童手当の入金				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
合計				0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0			
児童手当(毎年の現況届)(毎年6月)		所得証明書の入手	1月1日時点住所地の役所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1月2日以降の転入者のみ		
	健康保険証のコピー(または年金加入証明書)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	現況届の入手・記入・提出	住所地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	郵送可の場合が多い。			
	審査結果の受領、入金	郵送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
乳幼児医療費助成	合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	※2(児童手当申請といずれか)			
	所得証明書の入手	1月1日時点住所地の役所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1月2日以降の転入者のみ		
	乳幼児医療費助成登録申請書の入手・記入・申請	住所地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0			出生届等と一緒にすることを想定	
	乳幼児医療費助成受給券の受領	郵送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	以後、毎年8月1日に更新(手続き不要)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	受給券の受領	郵送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0				
出産育児一時金(組合健保の場合) ※医療機関による代理受取も可能。	出産育児一時金請求書の入手	会社または健保組合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	※1(国保といずれか)			
	医師、市町村長等による証明書欄の記入・捺印	医療機関、役所等	1.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0				
	請求書の提出	会社または健保組合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	審査・振込		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	合計		1.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0				

資料：本委員会にて検討。申請者の時間単価（2,000 円/時）については、「平成 19 年度賃金構造基本統計調査」をベースに概算数値として設定。

妊娠・出産	出産 (つづき)	出産育児一時金(国保の場合)	出産育児一時金請求書の入手・記入・捺印・提出	住所地の役所	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	出生届等と一緒にすることを想定
		審査・振込み(1ヶ月程度)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	※1(組合健保といずれか)
		健康保険出産手当金(組合健保のみ)	健康保険出産手当金請求書の入手・記入	会社または健保組合	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
			医師等による証明書欄の記入・捺印		1.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	
			健康保険出産手当金請求書の提出		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			審査・振込		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			合計		1.0	1.0	2.0	0.0	0.5	0.5	※3(全体の6割と想定)
		育児休業基本給付金(雇用保険)	育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業基本給付金支給申請書の入手・記入・提出(育児休業1ヶ月前まで)	会社	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
		※産前産後休業期間(出産日の翌日から56日目まで)は支給対象外	(会社がハローワークに必要書類を提出(育児休業開始の翌日から10日以内))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			育児休業給付金の支給		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	※3(全体の6割と想定)
		育児休業者職場復帰給付金 ※育児休業基本給付金を受給し、育児休業が終わった後に同一の事業主に引続き6ヶ月以上雇用されている人が対象。	(会社が育児休業者職場復帰給付金支給申請書をハローワークに提出(育児休業が終了した後6ヵ月が経過した翌日から2ヶ月以内))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			合計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	※3(全体の6割と想定)
		健康保険被扶養者異動届(組合健保のみ)	健康保険被扶養者異動届に被保険者証を添付して管轄の社会保険事務所に提出(出産から5日以内)	会社	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	
			新しい被保険者証の受領	会社	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			合計		0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	※3(全体の6割と想定)
					合計時間(児童手当の現況届を除く)(時間)			9.5		4.0	
					児童手当の現況届(2年目以降毎年)			0.5		0.0	
		コスト試算(申請者側)	手間(人件費換算)	年間出生数(平成19年)						1,089,745	
※1の合計時間数							5.5		2.5		
所要時間合計(1)							5,993,598		2,724,363		
人件費換算(仮に時間単価を2000円とした場合)(億円)							119.9		54.5		
児童手当受給者数(平成18年度・厚生労働省資料より)									9,274,000		
※2の合計時間数							1.0		0.0		
所要時間合計(2)							9,274,000		0		
人件費換算(仮に時間単価を2000円とした場合)(億円)							185.5		0.0		
年間出生数×組合健保(6割と想定)									653,847		
※3の合計時間数							3.0		1.5		
所要時間合計(3)							1,961,541		980,771		
人件費換算(仮に時間単価を2000円とした場合)(億円)							39.2		19.6		
合計(億円)							344.6		74.1		
交通費	※1の役所などへの来訪回数						3		1		
	※1の該当者数								1,089,745		
	※1の述べ来訪回数						3,269,235		1,089,745		
	※1の年間交通費(往復400円とした場合)(億円)						13.1		4.4		
	※2の役所などへの来訪回数						0		0		
	※2の該当者数								9,274,000		
	※2の述べ来訪回数						0		0		
	※2の年間交通費(往復400円とした場合)(億円)						0.0		0.0		
	※3の役所などへの来訪回数						1		0		
	※3の該当者数								653,847		
	※3の述べ来訪回数						653,847		0		
	※3の年間交通費(往復400円とした場合)(億円)						2.6		0.0		
	合計(億円)						15.7		4.4		
申請者側のコスト合計 (申請に要する手数料等を除く)			合計経費(申請者側)(億円)				360.3		78.5		
			削減額(億円)						281.8		

資料：本委員会にて検討。申請者の時間単価（2,000 円/時）については、「平成 19 年度賃金構造基本統計調査」をベースに概算数値として設定。

参考資料10 関連府省への質問と回答

(1) 厚生労働省(総務省回答を含む)

〈全体に関する回答〉

児童手当制度は、受給資格者からの申請に基づき、市町村が認定することで、受給権が発生するものです。市町村の認定に当たっては、住所要件、監護要件、生計要件のほか、所得の状況、被用者であるか否かを審査することとしています。これは、児童手当が、①児童を養育する者に対して支払われるものであること、②児童を養育する者の所得の状況により支給されないことがあること、③児童手当の費用の負担割合が、被用者と被用者ではない者とで異なっていること、などから行っているものです。

しかしながら、家庭の状況等は変化しうるものであり、児童手当の支給が円滑、的確になされるよう、現況届を義務づけ、毎年6月における状況を確認することとしているところ

です。
今般、受給者や市町村の負担軽減の観点から、現況届の廃止・簡素化について、ご議論をいただいているところですが、現況届の廃止・簡素化については、以下の点について、条件整備が行われることが必要となるものと考えております。

○ 行政機関等の情報の共有化によって、住所情報、所得情報、年金の加入情報等の児童手当の認定に必要な情報を、全国的な範囲で市町村が確認できること。

○ 本人の意思行為なしに自動的に給付が開始され、停止される制度となることについて、国民の理解が得られること。

○ 個人の情報が、児童手当の受給資格の確認のために、幅広く全国的な範囲で市町村において共有化されることについて、国民の理解が得られること。

こうした点については、児童手当制度を所管する厚生労働省のみならず、総務省、法務省等他省庁にも影響するものです。

なお、各論についてのご質問に対する回答は以下のとおりです。

(1) 児童手当現況届の省略又は簡素化の可能性の検証

(追加質問)

- ・児童手当の現況届を省略できる条件がそろったと仮定して、実際に省略を行うことにする場合には、児童手当法第26条(現況届)の改正が不可欠と考えてよいか。また第26条以外に改正が必要な条項は(施行規則なども合わせて)他にあるか。

〈回答〉

児童手当の現況届を省略するとした場合には、児童手当法の改正が必要と考えています。

なお、現時点において、改正が必要と思われる条項は少なくとも以下のとおりです。

児童手当法第11条、同法第18条第5項、同法第26条第1項、同法附則第7条第5項、同法附則第8条第4項、児童手当法施行令第10条、同施行令第19条、児童手当法施行規則第4条、同規則第12条

①課税台帳の参照について

- ・児童手当法施行規則第11条によれば、「請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる」とされているが、自治体が課税台帳を参照することによって、所得証明書の添付あるいは所得欄の記入を省略することは可能であると理解してよいか。

〈回答〉

児童手当法第28条に基づき、各自治体の判断において課税台帳を参照することにより、児

児童手当法施行規則第 11 条に基づき所得証明書等の添付を省略することは可能です。

なお、児童手当法 26 条により、児童手当の支給を受けている方は、現況届として、前年の所得の状況を届け出なければならないこととしています。現行の現況届に所得欄の記入をいただいているのは、こうした法律の規定に基づき、具体的な届出の方法として行っているものです。

ご質問の施行規則 11 条の規定は、添付書類の省略を可能としているものですが、届出自体を省略するものではありませんので、所得欄の記入の省略につきましては、所得の状況を届け出る他の方法についての検討が必要と考えます。

- ・課税台帳を参照することで、添付書類の提出を省略している自治体について、具体的な自治体名や、実施している自治体の数、割合を把握しているか。

〈回答〉

添付書類の提出を省略している自治体の全国的な状況については、把握しておりませんが、承知している限りでは、多くの自治体において省略しているものと認識しています。

- ・省略していない自治体について、その理由を把握しているか。

〈回答〉

省略していない自治体については、把握しておりません。

②年金種別の確認について【社保庁・総務省】

- ・社会保険庁が所有する年金種別情報を自治体が参照することは、法制度上及び実態上可能か。不可能又は困難な場合、根拠法令あるいは、困難である実情等について教えていただきたい。

〈回答〉

社会保険庁が所有する年金種別情報は、年金業務のために取得したものであり、児童手当の支給のために活用することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 1 項で禁止する目的外使用に該当する。

同条第 2 項では、本人の同意があるときは保有する個人情報を提供できるが、その場合には、各市町村が児童手当の申請時に本人の同意を取り、当該同意書を添付して社会保険庁に照会し、社会保険庁で本人同意を確認した上で情報提供することとなり、極めて煩雑な事務処理となる。

また、社会保険庁の年金種別情報の提供を受けて市町村が児童手当の支給事務に活用する場合、本人同定の手段として基礎年金番号を活用することが自然であるが、平成 9 年の基礎年金番号導入当初より、国民総背番号制への懸念から目的外利用を禁止するべきとの議論があり、当時の国会答弁でも、専ら年金業務において活用する旨を答弁してきた。さらに、日本年金機構発足に関わる国民年金法の改正（平成 22 年 1 月施行予定）により、基礎年金番号について、住民票コードと同様の利用制限（告知要求制限等）が設けられることとなり、国民年金法で規定する年金関連業務以外には基礎年金番号を活用できないことが法律上も明確になっている。したがって、基礎年金番号を活用して上記の事務処理を行うことは困難である。

さらに、年金種別の確認のためには、第 2 号被保険者の情報を市町村に提供する必要があるが、当該市町村の児童手当受給者だけの情報を抽出することは現行システムでは困難であり、仮にこれを行う場合、社会保険庁及び市町村双方において、相当のシステム開発コストを要する。

いずれにしても、上記のような事務処理は、行政機関の保有する個人情報を行政機関の間で本来目的以外に一般的に利用することが許されるか、という基本的な問題を内包しており、国民的な議論なしに一部の行政手続きだけで実施することが適当かどうか、慎重な検

討が必要である。

（追加質問）

＜個人情報保護上の、「目的外使用」に該当するかについて（八条第一項）＞

- ・回答 1 パラにある「年金業務」の定義について教えていただきたい。

〈回答〉

「年金業務」という法令用語の定義はないが、回答 1 でいう年金業務とは、狭義には、国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法に基づき社会保険庁長官が自ら行う業務、広義には、上記法律に基づいて長官に代わって行う業務（例：国民年金業務にかかる法定受託事務、年金担保融資業務、基金代行業務等）が該当するものとする。

- ・「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 8 条では、「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とされており、貴省回答では、社会保険庁が保有する年金種別情報を、児童手当の支給のために活用することは「利用目的以外の目的」に該当するとの回答であると思われるが、そもそも（使用目的の如何に関わらず）「被保険者の年金種別を確認する行為」自体は、「年金業務」には含まれないことになるのか、それとも、確認した結果を児童手当の支給に用いることが「年金業務」に含まれないという意味のどちらになるのか、教えていただきたい。

〈回答〉

上記のとおり、児童手当の支給に係る業務は、児童手当法に基づき行うものであり、年金業務には含まれないとする。

＜個人情報保護上の例外規定に該当するかについて（八条第二項第 3 号関係）＞

- ・「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 8 条第 2 項第 3 号に、「行政機関の長は」、「他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は、「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」とある。児童届現況届関係の手続きを廃止もしくは簡略化するために、自治体が年金種別情報を参照することは、これに該当すると思われるが、いかがか。該当しないと考える場合、具体的に、条文のどこに反するのかを理由とともに教えていただきたい。

〈回答〉

市町村照会用パソコン等により、児童手当支給対象者以外の情報を閲覧できるような情報提供は適切ではないとする。

また、個人情報にアクセスするためには基礎年金番号を活用することとなると考えるが、国民年金法の規定により基礎年金番号は年金業務以外には使用することができないものである。

- ・年金関連情報を、「年金業務」以外に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 8 条第 2 項の 3 に定める「相当な理由」があると判断して、利用目的以外の目的のために提供した場合の事例を教えていただきたい。また、その場合、相当な理由があると判断したことを、通達等により明らかにしているのかどうかを教えていただきたい。（そうである場合、具体的な内容を見せていただきたい。）

〈回答〉

- ・【目的】年金受給権を担保とする小口の融資事業に使用する。提供先→独立行政法人福祉

医療機構

・【目的】解散厚生年金基金の加入員の記録整備。提供先→企業年金連合会
なお、提供先に対しデータ提供について承認した旨を通知している。（別添参照）

＜国民年金法における規定との関係について＞

・そもそも、本人の同意を得ていれば基礎年金番号を目的外に利用できると理解してよいのか。

〈回答〉

貴見のとおり。ただし、行政機関保有個人情報保護法第 8 条第 2 項但し書きに該当する場合は、本人の同意があっても提供することができない場合があり得る。

・回答 3 パラにある、「国民年金法で規定する年金関連業務」の定義を教えてください。（具体的に、同法第何条に規定されているのか。）

〈回答〉

前述のとおり。

・上記の「年金関連業務」に関し、（使用目的の如何に関わらず、）「被保険者自身から、自身が第二号被保険者に該当するかどうかの問い合わせを受けた場合に、社会保険庁においてこれを確認し、結果を本人に伝える行為」及び、「被保険者から、自身が厚生年金加入者か、国家公務員共済加入者かの問い合わせを受けた場合に、社会保険庁において確認し、結果を本人に伝える行為」（以下、「年金種別を確認する行為」）は含まれると考えるが、それで良いか。

〈回答〉

年金相談等、社会保険庁長官が行う業務は年金関連業務に該当する。

・また、この「年金種別を確認する行為」にあたり、被保険者が、自身の基礎年金番号を用いて照会し、社会保険庁において、提示された基礎年金番号によって照合を行い、本人に結果を伝えることは、国民年金法（平成 22 年 1 月施行予定）を含め、法律上なんら問題はないと考えるが、それで正しいか。

〈回答〉

ご自身がご自身の年金種別の確認を行うことは、通常問題ないと考える。

・上記の「年金関連業務」に関し、地方自治体が（使用目的の如何に関わらず）、地域住民の「年金種別を確認する行為」は含まれるか否か。

〈回答〉

事例については、目的外の提供になると考えている。

・また、告知以外の方法で、地方自治体が地域住民の基礎年金番号を入手した場合において（例えば、本人からの自主的な提示等）、地方自治体が当該地域住民の「年金種別を確認する行為」のために、当該基礎年金番号を用いて社会保険庁に照会する行為は、改正国民年金法（平成 22 年 1 月施行予定）を含め、法律上問題があるか。

〈回答〉

年金業務を行う者以外の者が基礎年金番号を求めることは、改正国民年金法の主旨から問題があると考えている。

- ・上記方法により照会をされた場合、社会保険庁が当該基礎年金番号により照合を行い、その結果を地方自治体に伝える事は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を除き、法律上問題があるか。

〈回答〉

前述のとおり。

- ・また、基礎年金番号を使用しなくても、住所、氏名や、厚生年金番号、過去の厚生年金番号等で個人の年金種別の特定が可能と思われる。基礎年金番号を使用せずに、住所、氏名等、すでに自治体が保有している情報により社会保険庁に照会をかける行為、及びそれを受けて社会保険庁にて照合の上、年金種別を回答する行為は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を除き、法律上問題があるか。

〈回答〉

年金業務のために取得した情報を目的外に提供することに関しては、「行政機関保有個人情報保護法」を除いては、おそらく特段問題はないのではないかと考える。

- ・児童手当の受給該当者に対して、厚生年金番号（過去に加入していたものも含む）を告知してもらい、それにより、社会保険庁に照会をかけた場合、ご懸念の改正国民年金法で規定される利用制限等には抵触しないと考えてよいか。

〈回答〉

ご質問の厚生年金番号が何を指しているのか不明ですが、年金手帳記号番号であるとすれば、基礎年金番号導入以降は存在しない番号であるため、改正国民年金法には抵触しないが、個人の特定はできないと考えます。

- ・児童手当法第 26 条では、「被用者又は被用者等でないものの別を届け出なければならない」とされているが、第 1 号被保険者が自治体に児童手当の申請（及び現況届の提出）を行う場合において、厚生労働省として、自治体に対して、何を届け出させるかの指導等を行っているか（例えば保険証の写し等）。また、この場合において、「国民年金手帳」の写しを提出させる行為は、「基礎年金番号の告知」に該当するか。また、地方自治体が、社会保険庁端末（後述）を用いて、申請者が第 1 号被保険者であるかどうかを確認する行為は、「年金業務」に該当するか否か。

〈回答〉

ご質問の第 1 号被保険者が児童手当の申請（及び現況届の提出）を行う場合に、添付を求めている書類は、児童手当法施行規則第 1 条第 2 項に定めておりますが、例示のような被保険証の写し等をもとめていることはありません。

例示のような被保険証の写しについては、平成 16 年 3 月 18 日付雇児育発第 0318003 号育成環境課長通知により、施行規則第 1 条第 2 項第 6 号に規定する「被用者であるときにその事実を明らかにすることができる書類」として示したのですが、医療保険制度によっては厚生年金保険の加入状況を特定できないものもあるため、一定範囲以外の保険者については、従来どおり事業主による被用者年金への加入証明等により確認することとしています。

また、地方自治体が児童手当の支給のために申請者が第 1 号被保険者かどうか確認する行為は、前述のとおり、年金業務ではありません。

＜住民基本台帳法関係＞

- ・住民基本台帳法第 7 条によれば、住民票には、第 1 号被保険者であるかどうかを記載することとなっている。受給資格者から児童手当の申請（及び現況届の提出）があった際、

住民票に記載された情報を、地方自治体が参照して、申請者が第 1 号被保険者であるかどうかを確認する行為は、法律上問題ないと考えて良いか。

〈回答〉

住民基本台帳は、市町村における住民に関する事務処理の基礎とするものですので、市町村の遂行すべき事務の処理に当たり住民基本台帳を参照することは住民基本台帳法上可能です。(総務省)

- ・そもそも、なぜ住民基本台帳法において、住民票に第 1 号被保険者であるかどうかの情報を記載することとしているのか、その理由について教えていただきたい。

〈回答〉

住民基本台帳法においては、住民の転出・転入等の際に市町村長に対する届出を課していますが、国民年金の被保険者の資格に関する事項は、①転出・転入等に伴い、その資格等に異動が生ずることが多く、住基法の目的の一つである各種届出や台帳の統合の範囲と一致するものであること、②市町村の住民の相当部分に係る行政に関するものであり、個々の行政事務処理の基礎となり得るものであること、③転出・転入等に伴い住民の市町村に対する地位に関し基本的な変更がない限りその内容について安定していることなどの諸点から総合的に判断し、記載事項としているものです。(総務省)

- ・国民年金加入者が、被用者となった場合、その情報は、速やかに住民票に反映されることになるのか。その場合、その反映はどの法律に基づいて実施されることになるのか。

〈回答〉

週一回、国民年金被保険者の資格喪失情報を社会保険事務所経由で市町村へリストで送付しています。

住民基本台帳法施行令第 12 条第 2 項第 4 号により職権による住民票の記載等が行われることとなります。(厚生労働省・総務省)

- ・住民基本台帳法第 7 条では、住民票に、児童手当の支給を受けている場合は、「児童手当の支給が始まり、又は終わった年月」(令第 6 条)を記載することが定められているが、なぜ、同情報を記載することとしているのか、その理由を教えていただきたい。

〈回答〉

2 つ前の御質問の回答でお示した諸点より総合的に判断し記載事項としているものです。(総務省)

- ・住民基本台帳法を改正し、住民票に 2 号被保険者情報（及び公務員であるかどうかの別）及び 3 号被保険者情報を記載することができれば、年金種別の変更が無い限り、自治体内で、住民の年金種別情報を把握できると考えるが、そのような対応が可能と考えるか。できない場合、こういった問題が発生し、なぜ困難であると考えるか。

〈回答〉

住民票の記載事項については、3 つ前の御質問の回答にお示した観点から総合的に判断するものと考えています。

国民年金とは異なり、厚生年金被保険者に関する手続きは、事業主が社会保険事務所に届け出をすることになっており、市町村は厚生年金事務には全く関与していません。

したがって、御指摘の 2 号被保険者等については、そもそも市町村長に対し転出・転入等に伴う届出を義務付ける必要に乏しいことから、住民基本台帳の記載事項とするのは困難と考えられます。(総務省・厚生労働省)

- ・年金種別の変更が発生した場合においても、何らかの法律等において（例えば国民年金法等）、変更内容を速やかに住民票に反映させることを義務付ければ（かつ、職権によりそれを行えるようにすれば）、自治体内で、住民の年金種別情報を把握できると考えるが、そのような対応が可能と考えるか。できない場合、どういった問題が発生し、なぜ困難であるとするか。

〈回答〉

一つ前の質問の回答と同様に考えております。

＜社会保険庁の年金システムについて＞

- ・現在、自治体の中には、社会保険庁から国民年金業務を受託・処理するため、年金システムを整備しているところがある。この年金システムには、国民年金受託業務実施のために必要な情報が社会保険庁から送られ、保管・活用されている。現在、年金システムには、被用者か否かの情報が保管されていないと推測されるが、社会保険庁から自治体に年金受託業務に必要な情報を送る際、「当該市町村の児童手当受給者だけの情報を抽出することは現行システムでは困難」なのであれば、児童手当受給者に限定せず）、2号被保険者（被用者）、3号被保険者の情報も送付すれば、後は各自治体で確認が可能ではないか。この場合、c) に示されている問題（自治体に設置した照会用パソコンからのアクセスによる業務処理に伴う煩雑さなどの問題）も解決できるのではないか。

〈回答〉

地方自治法第2条に基づき市町村が行う国民年金業務に活用するため、市町村に照会用端末を設置して情報提供しているところですが、これは市町村が設置する責任者が国民年金業務に限って使用することとしており、この情報は複製複写等を行ってはならないこと等について市町村と覚書を締結しています。

この覚書に規定された事項に違反した場合は情報提供の中止等の措置を講ずることも含めて市町村と合意しているものです。

また、前述のとおり市町村照会用パソコン等により、児童手当支給対象者以外の情報を閲覧できるような情報提供は適切ではないと考えております。

＜課税台帳による職業の確認＞

- ・自治体の保有する課税台帳に記載されている職業を確認することにより、第2号被保険者が被用者であるか、公務員であるかは明確になると思われ、かつ、第1号被保険者の確認は、住民基本台帳により確認できることから、年金種別の確認は、自治体内で完結でき、年金種別の確認を申請者から求める必要は無いと思われるが、いかがか？

〈回答〉

厚生労働省においては、個々の市町村における課税台帳の記載内容を把握していないため、回答することは困難であるが、一般的に職業の記載はなされていないものと思われる。

- ・参照が可能であると仮定した場合、データの紐付けにIDを利用する必要が生じ、基礎年金番号と住民票コード等が候補として考えられるが、その場合に発生しうる問題点等についてお伺いしたい。

a) 基礎年金番号を紐付けのコードとして使用する場合

- ・児童手当に関する事務のため、自治体から基礎年金番号をキーとした年金種別情報の照会があった場合、社会保険庁から直接回答することは現行法制度上可能か。
- ・不可能な場合、その理由は何か。児童手当に関する事務のため自治体から年金種別情報の照会があった場合に年金種別情報を提供することを、法律上社会保険庁の事務と位置づければ、可能となるか。その場合、具体的にどの法律をどのように変える必要があるのか。

(この場合、例えば、児童手当申請時に基礎年金番号を住民から提示してもらい、自治体側の児童手当申請データ内で当該番号を管理し、これをキーにして現況確認のために自治体から社会保険庁に照会を行う等の方法が想定される。)

b) 住民票コードを紐付けのコードとして使用する場合

- ・児童手当に関する事務のため、自治体から住民票コードをキーとした年金種別情報の照会があった場合、社会保険庁から直接回答することは現行法上可能か。
- ・不可能な場合、その理由は何か。a) との相違はあるか。(a) 同様法的な措置を前提とした場合、例えば、自治体に社会保険庁あてのはがきを備え付けておき、児童手当申請時に国民に基礎年金番号と住民票コードを記入の上社会保険庁あて発送してもらい、児童手当支給事務のために社会保険庁側の年金記録内で当該コードを管理し、住民票コードをキーにして現況確認のために自治体から社会保険庁に照会を行う等の方法が想定される。)

c) その他の方法

- ・上記以外に、自治体が直接、年金種別情報を参照しうる方法があれば、教えていただきたい。
- ・なお、現在開発中の日本年金機構業務システムでは、自治体からの参照は想定されているのか。されていない場合、対応できるとすれば最も早くでどの段階(いつ頃)となるか(例: 次期最適化計画策定時=平成○年度予定など)。

〈回答〉

仮に前記のような体制を整えることとなれば、基礎年金番号によって、照会用パソコンからアクセスすることとなりますので、a) から c) に想定される照会は発生しないものと考えられます。

なお、a) から c) に想定される照会の方法は、申請者や自治体にとっても手続きが煩雑になることなどから、問題点が多いものと考えます。

③その他の現況届の記載内容の確認について

- ・現在の現況届は、児童手当法施行規則第四条に定められた様式第三号によっているものと思われるが、他方で、自治体間で異なる書式も見受けられる。具体的に、現行法では、どこまで規定されていると理解すれば良いか。

〈回答〉

現況届の様式については、児童手当法施行規則第四条に定められた様式第三号により必要な記載事項を定めています。

なお、各自治体の事情等を勘案し、様式第三号を定めた昭和 60 年施行規則改正以前に各自治体が使用していた様式については、従前どおり、使用して差し支えないこととしているところです。

- ・現況の届出に関し、同規則第五条から第七条までに定められている変更の届出が発生しない場合であって、かつ上記、①、②の確認を自治体の実施できる状況になった場合、現況届の提出を省略することはできないか。できない場合、その理由は何か。また、どのようにすれば対応可能となるか。

〈回答〉

児童手当は、本人からの疎明に基づき市町村が要件の具備を確認し、その支給を決定するものであり、現況届は、当該要件を具備しているかについて、本人からの疎明に基づき確認するために求めているものです。

法 28 条、施行規則 11 条は、本人の疎明の内容を証明する添付書類の省略の可否に関して設けられているものであり、本人からの疎明自体を不要としているものではありません。

このような制度の趣旨を前提として、虚偽の疎明に基づき児童手当を受給している場合には、罰則が適用されることとなっています。

現況届の提出を省略することは、疎明に基づかずに児童手当の受給権が当然に生ずることが前提となるとともに、①及び②以外の事情の変更（例えば養育者の異動など）を把握することが困難となり、児童手当の適正な支給を行う上で、適切ではないと考えます。

（追加質問）

・上記回答の２段落目の「第 28 条」は「第 26 条」の記載ミスと思われるが、いかがか。

〈回答〉

児童手当法第 28 条は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があるときの資料の提供等を定めたものであり、これに基づき市町村が公募等で確認した場合に、児童手当法施行規則第 11 条に規定する添付書類の省略が可能となるということで、このように記述したものです。

・児童手当法第 26 条（届出）では、「児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。」とあるが、所得の状況、被用者か否かについて、市町村長が確認できる状況が実現した場合、第 26 条等を改正し、これらの届出を不要にすることができるのではないかと考えています。

〈回答〉

児童手当法施行規則第 4 条に規定する現況届については、その年の 6 月 1 日における状況を届け出ることとしており、前年の所得及び被用者か否かのほか、監護・生計要件についても確認しているものですので、ご質問の場合であっても、監護・生計要件の状況をどのように確認するかという点を解決しなければならないと考えています。

また、公務員に係る児童手当は、所属の長が支払うこととしていますので、仮に市町村においてご質問のような状況となったとしても、所属の長においては、引き続き確認は必要になることから、現況届を不要にすることについては、更に検討が必要と考えています。

・上記の回答は、受給者が疎明する必要があると読めるが、児童手当法等にはそのような記載はない。何を根拠としているか教えていただきたい。

〈回答〉

児童手当は、受給資格者からの申請をもとに市町村が認定を行なうことで、支給することとしています。また、毎年、現況届により受給者の状況を確認することとしています。

このように児童手当の認定や支給事務については、本人からの請求や届出に基づき行なわれるものであり、本人からの疎明に基づき市町村が確認を行なう制度であることから、ご回答したものです。

・ちなみに「疎明」とは、「訴訟法上、当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること。または、これに基づいて裁判官が一応の推測を得た状態。（大辞林）」とある。この定義が正しいと仮定すると、所得及び被用者か否かを市町村長が確認できる状況が実現した場合、疎明されていることになるのではないかと考えています。（なお、定義が間違っている場合は、上記回答における「疎明」の定義を教えてください。）

〈回答〉

仮にご質問のように市町村が確認できる制度が確立された場合には、所得及び被用者か否かについて、特段の疎明は必要ないものと考えられます。

しかしながら、公務員に係る児童手当は、所属の長が支払うこととしていますので、仮に

市町村においてご質問のような制度が実現したとしても、所属の長においては、引き続き確認は必要になることから、公務員については本人の疎明が必要であると考えています。

- ・仮に市町村長が、保有する情報により、受給者の現況が確認できると判断した場合であっても、かつ、受給資格者が、申請時に次年度以降も受給する意志があることを明らかにしていた場合であっても、毎年現況届を提出させる必要があるか。（すなわち、支給にあたっては、毎年受給者からの意思表示が不可欠となるのか。）

〈回答〉

仮にご質問の市町村長が保有する情報により受給者の現況が確認できる制度が確立された場合には、所得及び被用者か否かについて、現況届により確認する必要はなくなるものと考えられますが、児童手当が児童を養育している者であれば父母以外の者にも支払われる制度であることから、監護・生計要件について、公簿等で確認が困難なものについてどのように確認するかは、更に検討が必要と考えています。

また、受給資格者の申請時の意思表示については、受給資格者と支給対象児童の関係性をいかに担保するかなど整理すべき点もあると考えています。さらに、受給者の状況が変化した場合に、市町村が職権により支給決定の取消を行うか等の検討も必要となります。

なお、公務員に係る児童手当は、所属の長が支払うこととしていますので、仮に市町村においてご質問のような状況となったとしても、所属の長においては、引き続き確認は必要になることから、現況届を不要にすることについては、更に検討が必要と考えています。

④現況届を省略する上での問題点

- ・受給者に現況届の提出を行わせる理由の一つに、「申請者が当該児童を養育しているかどうかの確認」があると認識しているが、具体的には、現況届の提出手続きを通じて、どのような形で「申請者が当該児童を養育しているのか」を確認するよう、自治体に対して指導しているのか。また、それらの確認行為は、自治体内で保有するデータを自治体内で確認することにより代替することは不可能なのか。不可能な場合、その理由は何か。

〈回答〉

児童手当の受給要件としては、生計要件、監護要件などがありますが、監護要件については、監護に係る証明を行うための添付書類は求めずに、本人の申立てに基づき、各自治体が実体的な判断を行っているものです。児童手当法第28条は、公簿等によりその事実を確認するためのものであり、手続き自体を省略できるものではありません。

なお、「監護」については、「児童手当法等の施行について（施行通達）昭和46年9月4日児発第495号各都道府県知事宛厚生省児童家庭局通知」第2の1（3）アにおいてお示ししています。

（追加質問）

- ・児童手当法施行規則第4条では、同居していない場合（第1条第2項の2）と父母でない場合（同3）に限り、その事実を明らかにすることができる書類の提出を求め、これをもって、監護及び生計要件の確認を行っている。従って、上記に該当しない場合は、監護及び生計を証明する書類等を住民が提出する必要はないと思われるが、この認識で間違いはないか。

〈回答〉

監護及び生計要件については、前回回答のとおりであり、当該要件について本人の疎明を求めているところです。

- ・児童手当法第26条においては、現況届提出時に、受給者が提出すべきものは、「前年度の所得の状況」及び「被用者又は被用者等でない者の別」の2点を届け出ることとして

いる。他方、施行規則第1条に規定されている「様式第一号」では、「監護の有無」及び「生計の同一」、すなわち、法に定める2点以外の項目を確認する形となっているが、施行規則において、これらの項目を、確認事項として追加している理由は何か。

〈回答〉

現況届の様式は、様式第3号ですが、これは児童手当法第26条第1項及び第2項に基づき定めたものです。監護・生計要件の確認を求めているのは、それが児童手当の受給資格の要件であるからです。

- ・『「児童手当法施行規則第1条第2項第5号の規定に基づく証明書の様式について」の一部改正について』（平成18年5月31日、雇児育発第0531001号）の別添である「児童手当市町村事務処理ガイドライン」第14条では、同条第2項（及び第8条第2項）において、認定請求書の処理と同様の審査を行うよう指導しているが、同じく法律第26条に定める2点以外の項目（例えば監護、生計の同一）を確認するよう指導している理由は何か。

〈回答〉

現況届の様式は、様式第3号ですが、これは児童手当法第26条第1項及び第2項に基づき定めたものです。監護・生計要件の確認を求めているのは、それが児童手当の受給資格の要件であるからです。

- ・貴省回答によれば、監護に係る証明については、「本人の申し立てに基づき、各自治体の実質的な判断を行っている」とあるが、児童手当法施行規則（様式第一号）及び関連通達等を改正し、（本人の申し立ての有無に関わらず、自治体の選択した手法によって）、「各自治体の実質的な判断を行う」ようにすることはできないか。できない場合、その理由は何か。（すなわち、「本人の申し立て」を必要とする理由は何か。）

〈回答〉

児童手当は、児童を養育する者に支払うものであり、家族の形態が様々で、その事情も多岐にわたることから、本人の疎明なしに行政が一方的に家族の状況等を判断することは、実務上困難であると考えています。

⑤現況届に要している費用について

- ・現在、自治体の多くは郵送で現況届を受給資格者に送付し、返送してもらう方法をとっているようであるが、これに要している費用（郵送費、印刷費、発送費、書類の受付・処理に要する人件費など）について、これまでに調査または試算したものはあるか。

〈回答〉

平成15年度まで市町村に対し、交付していた児童手当の事務に係る交付金は、81億円ですが、平成16年度に一般財源化されていますので、現在の事務費については把握しておりません。

（2）児童手当請求書申請の省略又は簡素化の可能性検証

①出生届との一体化について

- ・児童手当法施行規則第一条によれば、児童手当の請求は、様式第一号を提出しなければならないこととされているが、例えば出生届用紙の中に、「児童手当法施行規則第1条に定める認定の請求を行う意思があるかどうか」のチェック欄、及び児童手当の申請に必要な追加情報（振込み口座等）の記載欄を設け、そこに記入することで、児童手当の申請を兼ねることは可能か。できない場合、その理由は何か。また、どのようにすれば対応可

能となるか。

〈回答〉

出生届の取り扱いに係ることですので、その可否を当省において判断することは困難ですが、出生届との一体化については、児童手当を所管する立場としては、以下の問題が考えられます。

出生届は、父母の本籍地・居住地・出生地において届出可能ですが、児童手当は居住地（住民基本台帳上の住所）の市町村が認定することとなっておりますので、認定権者ではない市町村において基本的な受付審査が困難であること、市町村間での事務処理体制の構築が必要であること、新たな事務の増加について自治体の理解が必要なこと、基本的な受付審査が行われない場合に申請を行う住民の利便に繋がらないことなどが考えられます。

（追加質問）

- ・本件、居住地に申請する場合に限定（居住地以外で出生届を提出する場合は、児童手当認定請求書は別途申請）すれば、特段問題はないとの理解でよいか。

〈回答〉

出生届の取り扱いに係ることですので、その可否を厚生労働省において判断することは困難ですが、出生届との一体化については、児童手当を所管する立場としては、以下の点についての検討が必要と思われます。

出生届の提出窓口において、2種類の届出を用意するとともに、居住地以外に届出する者及び公務員の場合には、児童手当の申請を併せてできないことを周知することで、窓口での混乱が回避できるかについては、慎重な検討が必要と考えています。また、仮に居住地以外の市町村で、誤って出生届と児童手当の申請を受理してしまった場合など、受給資格者との間で様々なトラブルも想定されるものと思われます。

②転入届との一体化について

- ・児童手当法第七条第二項によれば、市町村区域外からの転入時には、児童手当法施行規則第一条に基づき、様式第1号による申請を行わなければならないとされているが、例えば転入届用紙の中に、「児童手当法施行規則第1条に定める認定の請求を行う意思があるかどうか」のチェック欄、及び児童手当の申請に必要な追加情報（振込み口座等）の記載欄を設け、そこに記入することで、児童手当の申請を兼ねることは可能か。できない場合、その理由は何か。また、どのようにすれば対応可能となるか。
- ・児童手当法施行規則第一条第二項四によれば、転入者が児童手当の受給を申請する場合には、前住所地の自治体が発行する「所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書」を提出することとされているが、前居住地の課税台帳情報を、現居住地の自治体が本人の了解のもとに参照できる仕組みが構築されれば、同証明書の添付を省略することは可能か。

〈回答〉

転入届の取り扱いに係ることですので、その可否を当省において判断することは困難ですが、転入届との一本化については、児童手当を所管する立場としては、以下の問題が考えられます。

すべての児童手当が市町村から支払われているわけでないため、転入届の際、養育者の職業や加入年金制度を確認した上で、市町村が支払うことができるものについて、受け付けることはできますが、公務員については、認定権者が異なるため、申請が受け付けられないこととなり、転入届に必要な情報転入者から入手するなど、窓口での混乱が予想されます。

（追加質問）

- ・「公務員については、認定権者が異なるため、申請が受け付けられないこととなり、転入届に必要な情報を転入者から入手する」については、現在、児童手当の申請時に生じていることと同じであり、転入届とのワンストップ化を行うこととは関係ないと考えられるが、いかがか。すなわち、「現在、公務員が転入届を提出する際に、事業者に対してではなく、間違えて同地方自治体に対して児童手当の申請を行った際に生じる混乱」と、仮に転入届と児童手当の申請届が同一書式になったと仮定した場合に、「公務員が間違えて同書式の児童手当の申請に関連する欄に情報を記載した際に生じる混乱」との間に大きな差はないものと思われるが、いかがか。（仮に大きな混乱が生じる要素がある場合は、その具体的な内容、起こりうる問題等を教えていただきたい。）なお、本件質問の趣旨は、転入届を提出する際、被用者を児童手当申請窓口に誘導する（公務員の場合は、事業主に対して提出するよう伝える）代わりに、同じ窓口及び書類を用いて、申請してもらう（公務員の場合は書類の一部に記載する必要がない旨を伝える）ことの可能性を確認するものである。

〈回答〉

転入届の様式については、各市町村で定めることが可能となっておりますが、必ずしも世帯単位で転出するわけではないことから、窓口における事務等について別途検証が必要だと思います。

(2)法務省

(質問-2001111)

● 児童手当請求書申請の省略又は簡素化の可能性検証

①出生届との一体化について

児童手当法施行規則第一条によれば、児童手当の請求は、様式第一号を提出しなければならないこととされているが、例えば出生届用紙の中に、「児童手当法施行規則第1条に定める認定の請求を行う意思があるかどうか」のチェック欄、及び児童手当の申請に必要な追加情報（振込み口座等）の記載欄を設け、そこに記入することで、児童手当の申請を兼ねることは可能か。できない場合、その理由は何か。また、どのようにすれば対応可能となるか。

(法務省回答-2001121)

<結論>

現行の出生届書の様式を変更し、児童手当法に基づく児童手当認定の請求に必要な事項欄を新たに設け、出生届及び児童手当認定請求書を一体化することは、困難である。

<理由>

1 戸籍の届書類は、戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているため、原則、非公開とされている。出生届書と児童手当請求書を一体化することにより、自治体の児童手当の担当部署において出生届書の写し等を保管するとなると、担当業務に必要な情報をも保有する結果となる。

今般、個人情報保護の観点から、戸籍法の一部を改正し、公用請求（戸籍法第10条の2第2項）であっても、法令に定める事務を遂行するために必要な場合でなければ戸籍謄本等の交付ができないこととされた。

したがって、一体化により担当部署が業務に必要な情報を得ることは、法改正の趣旨にも反するものである。

なお、戸籍担当部署において、児童手当の認定に必要な事項を抽出して提供することは可能と思われるが、行政コストの問題がある。

2 戸籍の届書は、1に述べたとおり原則非公開とされているが、例外的に戸籍に記載されていない事項を届書の記載によって確認又は証明する必要がある場合に、届書を公開することによって身分関係の公証の補完的役割を果たしている。しかし、児童手当の請求に係る事項については、これを公開の対象とすることは想定されていないと考えられること、また、一体化することにより身分関係とは関係がない事項があたかも証明されているかのような様相を呈することとなり、身分関係を公証するという戸籍制度にはなじまない。

(追加質問-20081201)

・法務省からの回答は紙で保管することが前提になっているが、少なくとも児童手当担当課が自分のところに必要なデータだけを、電子的に保管するのなら問題ないと思うが、どうか？

(法務省回答-2001202)

今回の提案につき、以下に述べる3点の問題がある。

1 前回指摘したように、戸籍の届書は、戸籍に記載されていない事項を届書の記載によって確認又は証明する必要がある場合に、届書を公開することによって身分関係の公証の補完的役割を果たしているところ、児童手当の請求に係る事項については、これを公開の対象とすることは想定されていないと考えられること、また、一体化することにより身

分関係とは関係がない事項があたかも証明されているかのような様相を呈することとなり、身分関係を公証するという戸籍制度にはなじまない。

2 戸籍の届書はすべて紙で提出・保管されるのが実態であり、児童手当担当課が自分のところに必要なデータを出生届書の記載内容から抽出しデータを入力するという作業過程においては、出生届の記載事項が必然的に明らかとなる。

3 出生届の届出人と児童手当の認定請求者が異なる場合や、住所地以外の市区町村に出生の届出がされた場合は、結局、別途、児童手当の認定の請求手続が必要であることから、現状の仕組みを変更する実益は乏しいと考える。

(追加質問-20090126)

1. 貴省回答1. 及び2. に関し、提出された書類を保管する際、出生届部分と児童手当認定請求部分を切り離して、それぞれの部署で保管できるようにすれば、問題ないという理解で良いか。

2. 上記に関連し、貴省回答は、書類が紙で提出、保管されることを前提として、その際に生じる問題点を記載いただいているものと思われるが、仮に電磁的に届出、申請や保管が可能になる環境が整った場合には、申請を一括で行い、その際に入手したデータをそれぞれ区別して電磁的に保管するようにすれば、問題ないという理解でよいか。

(法務省回答-200902)

1は届書が書面の場合、2は届書が電子データである場合において、それぞれの場合における出生届及び児童手当認定請求書を一体化することの問題点について問われているものとして、以下のとおり回答する。

1 追加質問1について

各手続の審査において、出生届であれば事件本人及び届出人を特定する情報は必要であり、同様に児童手当においても請求者及び支給要件児童の情報は審査上必要であると思われる。一体化した用紙を切り離してそれぞれの担当部署で保管する運用とする場合であっても、当事者の情報は各用紙にそれぞれ記載されていなければ審査が行えない。このように出生届部分と児童手当認定請求部分には共通する事項があるので、切り離すことは困難であると考え。また、仮に切り離すとした場合、届出人（請求者）は二重に記載を求められることとなり、見直しの趣旨に沿わないと考える。

2 追加質問2について

(1) オンラインによる戸籍の届出をする場合、届出人は申請データに電子署名を行わなければならない（戸籍法施行規則第79条の3第2項）。届出人から送信された申請データを受け取った行政側で、入手したデータを各手続に必要な部分だけを区分したデータは、もはや届出人が作成したデータではないことになる。したがって、戸籍及び児童手当の担当部署は、届出人が作成したものではないデータを保存することになるので相当ではない。

(2) また、オンラインにより出生の届出と児童手当の認定請求を一括して行うためには、届出人から送信された申請データを、戸籍と児童手当の各手続に必要な情報を区別する機能を別途開発する必要があること、(1)で述べた届出人が送信したデータを各手続の審査者が検証できるようにするためには、区分する前のデータを別途保存しておく必要があること、そもそも児童手当の支給は出生届が受理されて始めて可能となるものであり、出生届の審査結果を待たずに処理できるものではないことから、これらをシステムの解決しようとする場合、相当のコスト負担が見込まれる。

しかしながら、双方の手続において流用できるデータはせいぜい届出人及び事件本人の氏名、住所及び生年月日であり、費用対効果の観点から見ると一体化を導入することの必要性は高くない。

(3) さらに、戸籍事務に係る経費については市区町村が負担することとされていること

から、オンラインによる戸籍事務を導入するか否かの意思決定は市区町村に委ねられている。

(3) で述べたように、戸籍手続オンラインシステムのコストが上昇することによって、財政上の理由から導入を見送る市区町村が増加することが予測され、その結果、オンラインによる戸籍の届出の普及が妨げられることになりかねない。

3 その他

出生届と児童手当の認定請求は、その手続きにおいて次のような相違点がある。

① 出生届の届出人と児童手当の請求者は必ずしも一致しない。

② 出生届の届出地となる市区町村と児童手当の請求を行う市区町村も必ずしも一致しない。

③ 仮に、一体化することの問題点が解消されたとして、そのメリットを享受できるのは、上記①②の条件がともに一致する場合に限られる。

(3)総務省

● 児童手当請求書申請の省略又は簡素化の可能性検証

①転入届との一体化について

児童手当法第七条第二項によれば、市町村区域外からの転入時には、児童手当法施行規則第一条に基づき、様式第 1 号による申請を行わなければならないとされているが、例えば転入届用紙の中に、「児童手当法施行規則第 1 条に定める認定の請求を行う意思があるかどうか」のチェック欄、及び児童手当の申請に必要な追加情報（振込み口座等）の記載欄を設け、そこに記入することで、児童手当の申請を兼ねることは可能か。できない場合、その理由は何か。また、どのようにすれば対応可能となるか。

(回答)

・転入届については、各市町村の判断で様式を定めることが可能となっている。

参考資料11 「結婚・妊娠・出産・育児」に関する主な手続きの省略・簡素化の検討

【手続きのワンストップサービス関係】	
1. 結婚時の手続きのワンストップ化	
＜提供されるサービスのイメージ＞	
結婚時の婚姻届、及び結婚に伴い引越した場合に提出する住民票記載事項の変更届け(住所)を提出すれば、その他の手続きに関する住所、氏名の変更が、新たに変更届けを提出することなく(及び、添付書類を提出することなく)自動的に完了する。(ベルギー(ナショナルレジストリー)、デンマーク(CPRビューロー)、イギリス(iammoving.com)で類似のサービスあり。)	

(関連手続きの簡素化についての検討)

①関連手続き	②所管府省	③根拠法令等	④提出書類		⑥当該書類等の根拠法令等	⑦書類提出理由	⑧手続きのワンストップ化に向けた方向性
			⑤添付書類				⑨添付書類省略に向けた方向性
婚姻届(戸籍)	法務省	戸籍法第74条、同施行規則第56条	婚姻届 父母の同意書(未成年者が婚姻するとき)		戸籍法第74条、戸籍法施行規則第59条、同附録第12号様式 戸籍法第38条第1項	婚姻は、戸籍法の定めるところにより届出し、これを市町村長が受理することによって成立することとされているため(民法第739条第1項、戸籍法第74条) 未成年者の婚姻には父母の同意が成立要件とされているため(民法第737条第1項、戸籍法第38条第1項)	⑧戸籍に記載された情報は個人情報であり、慎重に取り扱われなければならない。婚姻の効果として氏の変動があった配偶者について、戸籍に記載された情報を関連手続きに提供するに当たっては、提供の要否(例:すべての配偶者が運転免許証を所持しているわけではない。)及び提供先(例:本籍地と住所地は必ずしも同一の市町村ではないので、戸籍の届出が住所地とは異なる本籍地に提出されると、住所地では、関連手続きに必要な情報が得られないことになる。)について、婚姻届を受理した市町村長から、戸籍に記載された情報を必要としている関連手続きを担当する部署に氏変更に関する情報のみが確実に提供される制度設計及び法整備が不可欠である。 ⑨民法で定める成立要件を満たしているかどうかの審査資料であり、省略はできない。
住民票の変更(住所の変更)	総務省	住民基本台帳法第22条、23条、24条	転入届、転居届、転出局 転入届(付記転出局による転入を除く。)については転出証明書		住民基本台帳事務処理要領(参考掲載) 住民基本台帳法第24条第2項、住民基本台帳法施行令第23条	住民の居住関係の公証等のため 本人確認及び転入地市町村における手続きの円滑化のため	住民基本台帳は市町村の住民に関する事務処理の基礎となるものであるため、当該住民基本台帳を調製する市町村が当該市町村において必要な事務を処理するため住民基本台帳の情報を利用することは可能である。なお、当該市町村以外の国又は地方公共団体の機関への住民基本台帳に記載されている情報の提供は住民基本台帳の一部の写しの閲覧(住民基本台帳法第11条)、住民票の写しの公用請求(同法第12条の2)、当該市町村において制定されている個人情報保護条例等によることになる。
住民票の変更(姓の変更)	総務省	住民基本台帳法第8条、住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号					婚姻による住民票の記載は、住民基本台帳法第8条に基づき職権で行われる。
運転免許証(姓、本籍、住所の変更)	警察庁	道路交通法第94条第1項	運転免許証記載事項変更届 免許用写真(公安委員会の管轄区域を異にした住所変更の場合)(提出) 住民票の写し(本籍又は氏名を変更したとき、住民基本台帳法の適用を受ける者である場合)(提出) 住民票の写しその他の住所を確かめるに足る書類(提示)(住所を変更した場合) 登録証明書等(提示)(国籍又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。))		施行規則第20条第1項同別記様式第16 施行規則第20条第2項第1号 施行規則第20条第2項第2号 施行規則第20条第3項第1号 施行規則第20条第3項第2号	変更事項を確認するため、本人の申請が必要であり、免許証を提示させ、本人確認と免許証の確認を行う。 免許台帳の作成に必要であるため。 変更事項を確認するため。 変更後の住所を確認するため。 変更事項を確認するため	運転免許証の記載事項を変更する場合には、申請窓口で、本人確認と、免許証の有効性・真正性を確認した上で、変更事項を免許証の裏面に記載している。このため、ワンストップにより記載事項変更を行うに当たっては、これらの事項を確保する必要がある。また、運転免許証は、自動車の運転のときこれを携帯することが不可欠であること、事実上様々な本人確認書類として使われていることを考慮する必要がある。 都道府県公安委員会規則で定める場合には添付を要しないこととされている。免許台帳の電子化を推進しており、今後、全ての都道府県警察において免許用写真の提出は不要となる。 添付を省略するためには、変更事項を確認するための措置が別に必要である。 住民票の写しその他の住所を確かめるに足る書類の提示で足り、添付を求めている。提示も省略するためには、変更事項を確認するための措置が別に必要である。 登録証明書等の提示で足り、添付を求めている。提示も省略するためには、変更事項を確認するための措置が別に必要である。

①関連手続き	②所管府省	③根拠法令等	④提出書類	⑥当該書類等の根拠法令等	⑦書類提出理由	⑧手続きのワンストップ化に向けた方向性
			⑤添付書類			⑨添付書類省略に向けた方向性
自動車保管場所証明 (住所の変更)	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条	自動車保管場所証明申請書	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、同法施行規則第1条第1項(別記様式1号)		自動車保管場所証明は、自動車の使用の本拠の位置から一定の距離内にある自動車の保管場所を証明するものであり、自動車の所有者が同一自動車を継続して保有する場合は、自動車の使用の本拠の位置を変更する場合に限り必要となる。住民票記載事項の変更情報のみでは、当該自動車を継続して保有するのか、継続して保有する場合の使用の本拠の位置及び自動車の保管場所がどうなるのか(いずれも住所地と必ずしも一致するものではない)等の情報が判明せず、所在図等手続きに必要な書類も揃わないことから、証明の要否及び可否が判断できず、ワンストップ化は困難である。
			使用権原疎明書面(自認書)、使用承諾証明書	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第1号、「自動車保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について(H3.5.10)」	自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを確認するため。	自動車保管場所証明手続のワンストップ化が困難であることは上述のとおり。なお、車庫とばし等の不正事案を防止するためには、自動車の保管場所に係る使用権原が明らかであることが不可欠であり、使用権原疎明書面等は省略できない。
			所在図	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第2号、「自動車保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について(H3.5.10)」	使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離等の審査に使用すること及び、現地調査に使用するため。	自動車保管場所証明手続のワンストップ化が困難であることは上述のとおり。なお、車庫とばし等の不正事案を防止するためには、申請された保管場所に保管スペースがあるかどうかの現地確認調査が必要であるが、正確な駐車場所の把握には所在図が不可欠であり、省略できない。
			配置図	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第3号、「自動車保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について(H3.5.10)」	当該申請に係る場所の位置及び駐車方法を確認するため。	自動車保管場所証明手続のワンストップ化が困難であることは上述のとおり。なお、車庫とばし等の不正事案を防止するためには、申請された保管場所に保管スペースがあるかどうかの現地確認調査が必要であるが、正確な駐車場所の特定には配置図は不可欠であり、省略できない。
車検証 (姓、住所の変)	国土交通省	道路運送車両法第12条	変更登録申請書	道路運送車両法第12条 自動車登録令第14条第1項、第15条	自動車の登録事項が変更となるため 申請の事実を確認するため	自動車の登録事項の変更について、ワンストップ申請で事務処理がなされることについて、申請者が同意しており、それを証する公的な証明があること。
			手数料納付書	道路運送車両法施行規則第69条第1項	手数料納付の事実を確認するため	手数料を電子納付するシステムなどを整備すること。
			原因を証する書面等 (住民票、戸籍謄(抄)本等)	自動車登録令第14条第1項	変更の事実を確認するため	変更登録が必要となる原因を証する公的な証明情報が電子的手段等を通じて運輸支局、事務所に提供され、自動車の登録事項の変更に利用されることに、申請者が同意していること。
			自動車検査証	道路運送車両法第67条	自動車検査証の記載事項が変更となるため	自動車検査証の記載事項に変更が生じた場合には、自動車検査証の提出をし、記入を受けなければならない。
			自動車保管場所証明書	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条	自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用させないようにするため。	警察署が発行した保管場所証明情報が電子的手段等を通じて運輸支局、事務所に提出されること。

①関連手続き	②所管府省	③根拠法令等	④提出書類	⑥当該書類等の 根拠法令等	⑦書類提出理由	⑧手続きのワンストップ化に向けた方向性
			⑤添付書類			⑨添付書類省略に向けた方向性
一般旅券 (記載事項(氏名、本籍の都道府県)の変更)	外務省	旅券法第10条第1項、同第3条第1項	●新姓・新本籍での訂正新規発給の場合 一般旅券発給申請書(新規) ●記載事項訂正の場合 一般旅券訂正申請書	●旅券法第10条第1項前段、同第3条第1項第一号、同施行規則第1条第1項、同別記第1号又は第2号様式 ●旅券法第10条第1項ただし書及び同項第一号、同施行規則第9条第1項、同別記第11号様式		婚姻による一般旅券の記載事項(氏名及び本籍の都道府県)の変更は、発給済みの有効な一般旅券を所持する者がこれを返納(訂正新規発給)又は提出(訂正)しなければ、実質的な変更ができない。また、手続には、手数料(訂正新規発給:16,000円(10年旅券)・11,000円(5年旅券)、記載事項の訂正:900円)を要することから、海外渡航等の必要性が生じた場合に手続を行うことが多く、旅券所持者の対応が一律でないこともあり、ワンストップは本件手続の利便性の向上には直接寄与しないものとする。
			●新姓・新本籍での訂正新規発給の場合	●旅券法第10条第1項前段、同第3条第1項第二号から第六号	(新姓・新本籍での旅券の新規発給を行うため)	
			一般旅券(返納)		旅券の二重受給の禁止により返納が必要。	記載事項の変更による訂正新規発給の場合は、旅券の二重受給の禁止の原則から現有旅券の返納が必要とされる。
			写真		新規旅券に使用するため。	
			戸籍謄本又は抄本		氏名、本籍の都道府県の変更事実を含めた発給申請書記載事項を確認するため。	海外における身分証明書となる一般旅券の人的事項を確実に訂正するため、訂正内容を証明・確認できる戸籍謄本又は抄本の提出が必要とされる。 なお、本件書類の提出を省略するには、旅券発給窓口(外務省・都道府県・市区町村)から本籍地の当該戸籍データへの直接確認が可能となるような法整備、照会システム等の環境整備が必要とされる。
			●記載事項の訂正の場合	●旅券法第10条第1項ただし書及び同項第二号	(戸籍の記載に基づく訂正を行うため)	
			一般旅券(提出:訂正頁に訂正事項を記載)		現有旅券に訂正事項を記載するため。	記載事項の訂正による手続きの場合は、現有旅券に訂正事項を記載するため、当該旅券原本の提出が必要とされる。
			記載事項に変更を生じた事実を立証する書類(戸籍謄本又は抄本)		氏名、本籍の都道府県の変更の事実を確認するため。	海外における身分証明書となる一般旅券の人的事項を確実に訂正するため、訂正内容を証明・確認できる戸籍謄本又は抄本の提出が必要とされる。 なお、本件書類の提出を省略するには、旅券発給窓口(外務省・都道府県・市区町村)から本籍地の当該戸籍データへの直接確認が可能となるような法整備、照会システム等の環境整備が必要とされる。

①関連手続き	②所管府省	③根拠法令等	④提出書類	⑥当該書類等の根拠法令等	⑦書類提出理由	⑧手続きのワンストップ化に向けた方向性
			⑤添付書類			⑨添付書類省略に向けた方向性
国民年金 (姓、住所の変更)	厚生労働省	国民年金法第12条	氏名変更届、住所変更届	国民年金法施行規則第7条、第8条	氏名及び住所の変更を確認するため。	第1号被保険者に関しては、国民年金法第12条第3項において、住民基本台帳法による転入届、転居届及び転出届があった場合には、住所変更の届出があったものとみなし、住所変更の届出を省略している。 また、平成23年4月より住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより、住民基本台帳ネットワークシステムの対象者となる大半の被保険者については、氏名変更、住所変更の届出が省略される予定。
			国民年金手帳	同上	基礎年金番号の確認のため。 国民年金手帳に変更後の氏名を記入するため。	同上
厚生年金 (姓、住所の変更)	厚生労働省	厚生年金保険法第98条	氏名変更届、住所変更届	厚生年金保険法施行規則第6条、第6条の2、第21条、第21条の2	氏名及び住所の変更を確認するため。	平成23年4月より住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより、住民基本台帳ネットワークシステムの対象者となる大半の被保険者については、氏名変更、住所変更の届出が省略される予定。
			氏名変更届には年金手帳を添付。 住所変更届には添付書類はない。	同上	年金手帳に変更後の氏名を記入するため。	同上
国民健康保険	厚生労働省	国民健康保険法第9条第1項(同法第22条で準用する場合を含む。)、国民健康保険法施行規則第8条、10条(それぞれ同令第20条で準用する場合を含む。)	氏名変更届 住所変更届	国民健康保険法施行規則第8条、10条(それぞれ同令第20条で準用する場合を含む。)	婚姻に伴い、市町村間の異動はないが、氏名又は住所の変更をした場合に、その事実を確認する必要があるため。	(市町村の場合) 婚姻に伴って住民基本台帳法の規定に基づく届出がなされる場合は、国民健康保険法第9条第12項の規定により国民健康保険制度においても、同様の届出がなされたものとみなされることになっており、既に手続きの簡素化が図られている。 また、婚姻に伴う住所変更がない場合においては、国民健康保険法施行規則第8条の規定により、変更前及び変更後の氏名並びに被保険者証の番号を記載した届出を市町村に提出することとされていることから、婚姻届又は住民票記載事項の変更届の提出により国民健康保険の氏名変更の届出を省略するためには、当該規定の改正が必要。 実務的には、住民票記載事項の変更届の提出による氏名変更の情報がバックオフィス連携により迅速・確実に伝達される仕組み・システムが確立されることが必要である。 (国民健康保険組合の場合) 国民健康保険法施行規則第20条において準用する同令第8条、第10条により、国民健康保険組合の組合員は、世帯の被保険者の氏名又は住所の変更があったときは、変更後の氏名又は住所を、組合に届け出ることとされているため、婚姻届又は住民票記載事項の変更届の提出により国民健康保険組合の氏名変更届又は住所変更届の提出を省略させるためには、当該規定の改正が必要。 国民健康保険組合の場合には、氏名又は住所変更の情報が市区町村から組合へ迅速・確実に伝達される仕組みが確立されることを前提に、対応は可能と考えられる。ただし、同一人物に係る被保険者証が重複することがないよう氏名変更前の旧被保険者証を回収する必要がある、これを市区町村経由とすることについて、市区町村から保険者への回送等の協力を得る必要がある。
			被保険者証(世帯主又は組合員、氏名変更する被保険者)	国民健康保険法施行規則第15条(同規則第20条で準用する場合を含む。)	被保険者証の回収 本人確認 申請書記載内容の確認	被保険者証の二重交付を防ぐ等の観点から、変更前の氏名又は住所を記載した被保険者証を提出させる必要があるため、ワンストップ化による省略は困難と考える。 国民健康保険組合の場合は、氏名又は住所変更前の旧被保険者証の回収を市区町村経由とすることについて、市区町村から保険者への回送等の協力を得る必要がある。

①関連手続き	②所管府省	③根拠法令等	④提出書類		⑥当該書類等の 根拠法令等	⑦書類提出理由	⑧手続きのワンストップ化に向けた方向性
			⑤添付書類				⑨添付書類省略に向けた方向性
健康保険 (姓の変更)	厚生労働省	健康保険法施行規則第28条、第36条			健康保険法施行規則第28条		健康保険法施行規則第36条により、被保険者はその氏名を変更したときは変更後の氏名を事業主に申し出ることとされ、同規則第28条により、氏名変更の申し出を受けた事業主は、保険者へ届け出なければならないこととされており、当該規定の改正が必要。 氏名変更の情報が市区町村から保険者へ迅速・確実に伝達される仕組みが確立されることを前提に、対応は可能と考えられる。ただし、同一人物に係る被保険者証が重複することがないよう氏名変更前の旧被保険者証を回収する必要がある、これを市区町村経由とすることについて、市区町村から保険者への回送等の協力を得る必要がある。
			被保険者証		健康保険法施行規則第36条	氏名変更前の旧被保険者証の回収のため。	氏名変更前の旧被保険者証の回収を市区町村経由とすることについて、市区町村から保険者への回送等の協力を得る必要がある。
長寿医療制度 (姓、住所の変更)	厚生労働省	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第10項並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第22条及び第23条	氏名変更届		高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第22条及び第23条	婚姻に伴い、氏名又は住所の変更をした場合に、その事実を確認する必要があるため。	結婚時に氏名又は住所の変更があった場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第22条又は第23条により、被保険者は変更後の氏名又は住所等を、広域連合に届け出ることとされているが、同令第28条に基づき、住民基本台帳等の公簿により、届け出られるべき事項が確認できる場合は、届出を省略することができる。従って、婚姻届や住民票記載事項の変更の届出がなされた場合、長寿医療制度における氏名又は住所の変更の届出を行う必要はなく、既に手続きの簡素化が図られている。
			被保険者証		高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第27条	氏名変更前の旧被保険者証の回収のため。	被保険者証の二重交付を防ぐ等の観点から、変更前の氏名又は住所を記載した被保険者証を提出させる必要があるため、ワンストップ化による省略は困難と考える。
介護保険	厚生労働省	介護保険法第12条第1項	氏名変更届 住所変更届		介護保険法施行規則第23条、第29条、30条	・変更前及び変更後の氏名 ・変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日 ・被保険者証の番号 ・世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄を確認するため。 なお、婚姻に伴って住民基本台帳法の規定に基づく届出がなされる場合は、介護保険法第12条第5項の規定により介護保険制度においても、同様の届出がなされたものとみなされることとなっている。 ただし、婚姻に伴う住所変更がない場合は、必ずしも住民基本台帳法に基づく氏名変更の届出がなされるわけではないこと ・氏名変更の届出が介護保険法第12条第5項の対象とされていないこと ・介護保険法施行規則第29条の規定により氏名変更があった場合は、変更後の氏名等を記載した届出を市町村に届出なければならないことから、介護保険制度においても独立して届出を行う必要がある。	婚姻に伴って住民基本台帳法の規定に基づく届出がなされる場合は、介護保険法第12条第5項の規定により介護保険制度においても、同様の届出がなされたものとみなされることとなり、既に手続きの簡素化が図られている。 また、婚姻に伴う住所変更がない場合においては、介護保険法施行規則第29条の規定により、変更前及び変更後の氏名並びに被保険者証の番号を記載した届出を市町村に提出することとされていることから、婚姻届又は住民票記載事項の変更届の提出により介護保険の氏名変更の届出を省略するためには、当該規定の改正が必要。 実務的には、住民票記載事項の変更届の提出による氏名変更の情報がバックオフィス連携により迅速・確実に伝達される仕組み・システムが確立されることが必要である。
			被保険者証		介護保険法施行規則第33条第2項、様式第一号	・被保険者証の回収 ・本人確認 ・申請書記載内容の確認のため。	被保険者証を再交付する際に、当該変更の届出に係る被保険者証を提出することが、被保険者証の二重交付を防ぐ等の理由から窓口での再交付の要件となっており、ワンストップ化による省略は困難と考える。

【ワンストップサービス関係】

2. 出産時の手続きのワンストップ化
 <提供されるサービスのイメージ>
 窓口に出生届を提出すると、関連する手続きが、新たに本人が申請することなく(及び添付書類を提出することなく)、自動的に実施される。

〔関連手続きの簡素化についての検討〕

①関連手続き	②所管府省	③根拠法令等	④提出書類		⑥当該書類等の根拠法令等	⑦書類提出理由	⑧ワンストップに向けた方向性	
			⑤添付書類	⑨添付書類省略に向けた方向性				
出生届の提出	法務省	戸籍法第49条	出生届書	戸籍法第49条第1項、第2項、戸籍法施行規則第59条、付録第11号様式	法務大臣は、事件の種類によって、届書の様式を定めることができるとされ(戸籍法第28条)、出生の届書は、付録第11号様式によらなければならないとされているため。	出生の事実及び母子関係の確認のため	⑧結婚時の手続きのワンストップ化と同様、戸籍に記載された情報について、提供の要否及び提供先(例:本籍地と住所地は必ずしも同一の市町村ではないので、住所地とは異なる本籍地の市町村に出生届が提出されると戸籍の処理は完了してしまうため、住所地では関連手続の情報が得られないことになる。))について、出生届を受理した市町村長から、戸籍に記載された情報を必要としている関連手続を担当する部署に確実に提供される制度設計及び法整備が不可欠である。	⑨戸籍の記載の真实性を担保するためには必要であり省略はできない。
			出生証明書	戸籍法第49条第3項				
住民票への記載	総務省	住民基本台帳法第8条、住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号						出生による住民票の記載は、住民基本台帳法第8条に基づき職権で行われる。
出生連絡票の提出	厚生労働省	(国の根拠法令なし)						
児童手当認定請求	厚生労働省	児童手当法第7条	認定の請求書	施行規則第1条第1項同施行規則様式第1号	児童手当は、父母に限らず、児童を養育している者に支払う制度であり、養育者からの認定の請求に基づき市町村長が認定して受給権が発生するため。	児童手当は、児童を養育している者に支払う制度であり、出生届を提出した者が必ずしも受給資格者とは限らないものである。 また、児童手当は、居住地の市町村長が認定して受給権が発生する制度ですが、出生届が居住地以外にも届出可能であることから、認定権者ではない市町村においては受付審査が困難であると考えられる。		
			受給資格者と別居し、区域外に住所を有する支給対象児童の世帯全員の住民票の写し	施行規則第1条第2項第1号	別居する児童の状況等を確認する必要があるため。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、市町村間における情報の共有化が実現し、認定権者である市町村において、支給対象児童の属する世帯全員の情報等を確認できることとなった場合には、添付書類の省略は可能と考えます。ただし、受給資格者や支給対象児童ではない世帯主や世帯員の情報を児童手当のために市町村が取得・閲覧できることについては、慎重な検討が必要と考える。		
			受給資格者が、別居する支給対象児童を監護し、生計を同じくしている事実を明らかにすることができる書類	施行規則第1条第2項第2号	児童を養育していることが、児童手当の支給要件であるため。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、市町村間における情報の共有化が実現したとしても、こうした保有していない情報の取扱いについては、検討が必要と考える。		
			父母以外の受給資格者が、支給対象児童を監護し、生計を維持している事実を明らかにすることができる書類	施行規則第1条第2項第3号	児童を養育していることが、児童手当の支給要件であるため。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、市町村間における情報の共有化が実現したとしても、こうした保有していない情報の取扱いについては、検討が必要と考える。		
			その年の1月1日より後に転入してきた受給資格者については、所得の額及び扶養親族等の数等を明らかにすることのできる市町村長の証明書	施行規則第1条第2項第4号	受給資格者の前年所得が所得制限限度額を超えていないかの確認を行うために必要。 なお、扶養親族等の数等に応じて所得制限限度額が異なることから、その事実についても同様に確認が必要。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、市町村間における情報の共有化が実現し、認定権者である市町村において、受給資格者の転出元市町村の課税情報等を確認できることとなった場合には、添付書類の省略は可能と考える。		
			受給資格者の扶養親族等でない児童については、支給対象児童であることの事実を明らかにすることができる書類	施行規則第1条第2項第5号	所得制限限度額については、扶養親族等でない児童も含めて、その人数により限度額が異なることから、確認が必要。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、市町村間における情報の共有化が実現したとしても、こうした保有していない情報の取扱いについては、検討が必要と考える。		
			被用者については、当該事実を明らかにすることができる書類	施行規則第1条第2項第6号	被用者には特例給付があり、被用者以外の者と所得制限限度額が異なること及び児童手当等の費用負担割合が異なることから確認が必要。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、行政情報の共有化や行政と民間との情報の共有化が実現し、認定権者である市町村において、受給資格者が被用者か否かを確認できることとなった場合には、添付書類の省略は可能と考える。		
			受給資格者と別居し、区域外に住所を有する支給対象児童の世帯全員の住民票の写し	施行規則第1条第2項第1号	別居する児童の状況等を確認する必要があるため。	認定権者である市町村が保有する公簿等で確認できないため、省略はできない。 仮に、市町村間における情報の共有化が実現し、認定権者である市町村において、支給対象児童の属する世帯全員の情報等を確認できることとなった場合には、添付書類の省略は可能と考えます。ただし、受給資格者や支給対象児童ではない世帯主や世帯員の情報を児童手当のために市町村が取得・閲覧できることについては、慎重な検討が必要と考える。		

① 関連手続き	② 所管府省	③ 根拠法令等	④ 提出書類		⑥ 当該書類等の 根拠法令等	⑦ 書類提出理由	⑧ ワンストップに向けた方向性	
			⑤ 添付書類				⑨ 添付書類省略に向けた方向性	
乳幼児医療費助成申請	厚生労働省	(国の根拠法令なし)						
児童扶養手当認定請求	厚生労働省	児童扶養手当法第6条	認定請求書	施行規則第1条第1項 同施行規則様式第一号	受給資格に該当するかを確認するため必要。	児童扶養手当は、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童について支給するものであり、手当の認定には、父と生計を同じくしていないことや所得制限等の要件に該当するか事実確認を行う必要がある。そのため、手当の認定は、出産のみをもって請求できるものではないため、出産時の手続としてワンストップ化するものには馴染まない。		
			対象児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し等	施行規則第1条第1項第1号等	受給資格に該当するかを確認するため必要。			
健康保険証	厚生労働省	健康保険法第3条第7項、健康保険法施行規則第38条	被扶養者届	健康保険法施行規則第38条	健康保険法施行規則第38条により、被扶養者を有するに至った場合、被保険者は事業主を通じて保険者へ届け出ることとされていることから、当該規定の改正が必要。 なお、出生届とあわせたワンストップ化を行うにあたっては、健康保険法第3条第7項の要件を満たすことを証するに足る情報が添付された上で保険者へ迅速に情報の伝達が行われる必要があるが、出生届を受け付けた市区町村においては証明が不可能な情報が含まれると考えられることから、この点を解決可能な対応の検討・整理が必要。 また、夫婦共働き等、世帯の収入状況によっては、収入を有する者それぞれの収入額の確認が必要となるなど個々の状況に応じた対応が必要であることから、窓口負担が重いと思われる。これが十分にできない場合、保険者から追加の書類の提出を求められる可能性があり、結果的に被扶養認定までに要する時間が長期化し、かえって被保険者の負担が増える可能性があることに留意が必要。さらに、事業主が被扶養者に係る扶養手当を支給している場合、当該手当の付加手続きと一体的に運用されている場合があることに留意が必要。			
				戸籍謄本又は抄本	健康保険法第3条第7項(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)	被保険者との続柄(出生の事実)、氏名、生年月日を確認するため	出生届の提出先が本籍地ではない場合、受付市区町村において本籍地市区町村への確認作業が発生するものと思われる。 ※ 添付書類は保険者の裁量によるため、添付不要の場合がある。	
				住民票の写し	健康保険法第3条第7項(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)	被保険者との同居の有無を確認するため	出生届の提出先が住所地市区町村ではない場合、受付市区町村において住所地市区町村への確認作業が発生するものと思われる。 ※ 添付書類は保険者の裁量によるため、添付不要の場合がある。	
				同一世帯における被保険者以外の者の収入状況を証する書類(夫婦共働きの場合等)	健康保険法第3条第7項(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)	被保険者に主として生計を維持される状況であることを確認するため	出生時点における各世帯員の収入状況を市区町村において証明することは困難であると考えられるため、対応が困難と思われる。	
		国民健康保険法第9条第1項(同法第22条で準用する場合を含む。)	被保険者資格取得届	国民健康保険法施行規則第2条(同規則第20条で準用する場合を含む。)	国民健康保険法第3条第7項(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)	国民健康保険法施行規則第20条において準用する同令第2条(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)	国民健康保険法第3条第7項(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)	国民健康保険法第3条第7項(具体的にどのような書類で確認するかは保険者の裁量に委ねられている)

① 関連手続き	② 所管府省	③ 根拠法令等	④ 提出書類		⑥ 当該書類等の 根拠法令等	⑦ 書類提出理由	⑧ ワンストップに向けた方向性	
			⑤ 添付書類	⑨ 添付書類省略に向けた方向性				
出産育児一時金支給申請	厚生労働省	健康保険法第101条又は第114条 国民健康保険法第58条	(家族)出産育児一時金支給申請書	健康保険法施行規則第86条又は第97条 ※国民健康保険の場合は、条例又は規約で定めている。			健康保険法施行規則第86条又は第97条により、(家族)出産育児一時金の支給を受けようとする者は、申請書を保険者に提出しなければならないとされていることから、当該規定の改正が必要。国民健康保険の場合は、必要に応じ、条例又は規約の改正が必要。 なお、被扶養者が出産した場合であって、当該者が出産前6ヶ月以内に健康保険の被保険者資格を喪失した者であるとき(当該被保険者期間が1年以上継続していた者に限る。)については、当該者の選択により、元々加入していた健康保険から出産育児一時金を受給することも可能(出産時に加入中の保険からの支給との重複受給はできない)であることから、支給申請の提出先が一律であるとは限らず、被保険者等の意思の確認を要する場合があることに留意が必要。	
			医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類	健康保険法施行規則第86条第2項又は第97条第2項 ※国民健康保険の場合は、条例又は規約等で定めている。			出生の事実及び出産した者を確認するため。	出生届の受付市区町村から保険者へ必要な情報が伝達されれば省略可能と考えられる。
			産科医療保障制度の対象分娩であるときは、その旨を証する書類	健康保険法施行規則第86条第3項又は第97条第2項 ※国民健康保険の場合は、条例又は規約等で定めている。			(家族)出産育児一時金の支給額の加算対象であることを確認するため。	分娩を行った医療機関の医師や助産師が発行する書類が必要であるため、省略することは困難であると考えられる。
出産手当金支給申請	厚生労働省	健康保険法第102条	出産手当金支給申請書	健康保険法施行規則第87条			健康保険法施行規則第87条により、出産手当金の支給を受けようとする者は、申請書を保険者に提出しなければならないとされていることから、当該規定の改正が必要。 なお、当該申請においては、事業主の証明を要する項目があるため、出生届とあわせてワンストップ化を行うことは困難であると思われる。また、出産手当金の支給対象期間は出産後も引き続くが、出生届の提出時点においては未経過期間についての受給権が発生していないため、当該期間の終了後に再び申請手続きを行う必要があることから、必ずしも被保険者の負担軽減にならない可能性があることに留意が必要。	
			出産の予定年月日に関する医師又は助産師の意見書	健康保険法施行規則第87条第2項			出産手当金の支給対象期間の始期を確認するため	市区町村において証明することは困難であると思われるため、省略することは困難であると考えられる。
			多胎妊娠の場合にあつては、その旨の医師の証明書	健康保険法施行規則第87条第2項			多胎妊娠の場合は出産手当金の支給対象期間が延長されるため	市区町村において証明することは困難であると思われるため、省略することは困難であると考えられる。
			労務に服さなかった期間に関する事業主の証明書	健康保険法施行規則第87条第2項			出産手当金の支給要件を満たしていることを確認するため	市区町村において証明することは困難であると思われるため、省略することは困難であると考えられる。 ※ 労務に服さなかった期間について事業主から報酬の全部又は一部の支払がある場合は、あわせて事業主の証明が必要となる。
給与所得扶養控除申告	財務省 国税庁	所得税法194条	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	所得税法施行規則第73条	源泉徴収義務者において、源泉徴収税額を算定する必要があるため	源泉徴収義務者において、源泉徴収税額を算定するために源泉徴収義務者(勤務先)に提出するものであり、ワンストップ化に当たっては、 ・ 勤務先に情報を提供するにあたっての個人情報の取扱い ・ 全国400万社(者)いる事業規模がさまざまな源泉徴収義務者(勤務先)が個人情報を適正に取扱う電子的環境を整えている必要があること ・ 源泉徴収義務者(勤務先)の届出が新たに必要となること ・ 扶養の状況により、両親のどちらの扶養親族となるかわり得ること、また、両親以外の親族の者の扶養親族となることもあること などの問題がある。		

【プッシュ型の情報サービス及びオンライン申請関係】

3. 妊娠時、出生時のプッシュ型情報提供
＜提供されるサービスのイメージ＞

妊娠届の提出時又は、出生届の提出時に、パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録しておくこと、以後、自分に関係ある行政サービス情報がメールで送られてくる。

また、メール本文から案内・申込サイト(パソコンまたは携帯サイト)に飛んで、ワンクリックを行うことで、手続きが完了する。この際、住所、氏名等の記入は不要で、必要最小限の事項(例：講座を受けたい日、参加人数など)を選択・入力し、「申込」ボタンを押すだけで手続き完了。その後、受付完了確認メールが届く。

(関連手続きの簡素化についての検討)

①関連手続き		②所管府省	③根拠法令	④サービスイメージの法令上の課題	⑤サービスイメージの実施上の問題点と解決の方向性
妊娠の届出		厚生労働省	母子保健法第15条	自治体内部における適正な個人情報管理を徹底する必要がある。	自治体内部における適正な個人情報管理を徹底する必要がある。
妊産婦健診	案内	厚生労働省	母子保健法第13条	根拠法令等に照らし、特段問題はない。	特段問題はない。
	申込み	厚生労働省	母子保健法第13条	根拠法令等に照らし、特段問題はない。	多くの場合、健診の実施主体は自治体ではなく医療機関であることから、自治体と医療機関の間で情報共有(医療機関の受診受け入れ可能日情報等)が必要となり、当該情報共有については困難な点がある可能性がある。 また、医療機関に直接申し込みを行う場合は、医療機関にネット環境の整備等を求めることとなり、医療機関の負担が増大する可能性がある。
出生連絡票	提出依頼	厚生労働省	(国の根拠法令なし)	—	—
	提出	厚生労働省	(国の根拠法令なし)	—	—
両親講座	案内	厚生労働省	(国の根拠法令なし)	—	—
	申込み	厚生労働省	(国の根拠法令なし)	—	—
乳幼児健診	案内	厚生労働省	母子保健法第12条及び第13条	根拠法令に照らし、特段問題はない。	特段問題はない。
	申込み	厚生労働省	母子保健法第12条及び第13条	根拠法令に照らし、特段問題はない。	多くの場合、健診の実施主体は自治体ではなく医療機関であることから、自治体と医療機関の間で情報共有(医療機関の受診受け入れ可能日情報等)が必要となり、当該情報共有については困難な点がある可能性がある。 また、医療機関に直接申し込みを行う場合は、医療機関にネット環境の整備等を求めることとなり、医療機関の負担が増大する可能性がある。